明治天皇 邦を知り国を治める

――近代の国見と天皇のまなざし

明治天皇
邦を知り国を治める
――近代の国見と天皇のまなざし

会期：平成二十七年一月十日（土）～三月八日（日）
前期：一月十日（土）～二月八日（日）
後期：二月十一日（水・祝）～三月八日（日）

宮内庁書陵部
宮内庁三の丸尚蔵館

目次

3 ―― ごあいさつ

4 ―― 〈明治天皇御手許写真〉と明治天皇のまなざし

9 ―― 図版・解説

9 ―― 明治天皇、各地を巡る

47 ―― 帝都より国を見る

83 ―― 明治・大正両時代の「御手許写真」と明治天皇御手許書類

88 ―― 出品目録

91 ―― 参考写真一覧

II ―― List of Exhibits

I ―― Foreword

凡例

一、本図録は、平成二十七年一月十日（土）から三月八日（日）までを会期とする展覧会「明治天皇　邦を知り国を治める――近代の国見と天皇のまなざし」の解説図録である。

一、本展覧会は、作品保護のため会期中に展示替えを行う。

一、本図録の図版及び解説の番号は、展示の出品番号と一致する。

一、本図録に収録する各写真の名称は、それぞれの記載を基にし、適宜表現を改めるなどした。なお、参考写真の名称や所管は91頁の参考写真一覧に記載した。

一、書陵部図書課宮内公文書館の所管する「明治天皇御手許書類」については、各資料の詳細な名称を出品目録、参考写真一覧に記載した。

一、写真及び絵画作品のみ、出品目録に材質技法を記載した。出品目録に記載する寸法は縦×横で、単位はcmである。

一、本展覧会は、当庁書陵部編修課と三の丸尚蔵館が協力して企画を行った。出品作品は、書陵部図書課図書寮文庫及び同課宮内公文書館、三の丸尚蔵館の所管品から選んだほか、御物（侍従職所管）から出品いただいた。

一、本図録では、4～8頁の概説を始め、各コラム等については文末に執筆者を明示した。また、作品解説等は以下のように分担執筆した。

出品番号1～8・38頁「天皇、撮影を命ず」（編修課主任研究官・内藤一成）、9・10（同主任研究官・石田実洋）、11～13（同主任研究官・新井重行）、14～20（同主任研究官・髙田義人）、21・31（同主任研究官・川畑恵）、22～25（同首席研究官・鹿内浩胤）、27～30・38～43（同研究員・白石烈）、36・37（編修調査官・梶田明宏）、44・45・48（同主任研究官・髙橋勝浩）、46・47・60・61（同主任研究官・植山淳）、51・52・56～59（同主任研究官・眞辺美佐）

26・33・34・53～55（三の丸尚蔵館学芸室主任研究官・岡本隆志）、32・35（同研究員・斉藤全人）、49・50（同研究員・木下知香）

一、本図録掲載の写真は、福島省、佐野順一（株式会社インフォマージュ）他の撮影による。

ごあいさつ

十九世紀後半に近代国家として歩み始めたわが国において、明治天皇はそのご活動の初期には全国各地への行幸（ぎょうこう）を通じて、実際にその現地へ赴かれることによって各地の風土をつぶさにご覧になりました。その折の記録として、明治初年から普及が始まった写真が広く活用されるようになり、天皇が訪問されなかった場所についても、各地の風景や出来事が写真によって報告されるようになりました。

たとえば、明治五年（一八七二）に行われた九州・西国への巡幸を皮切りに、同十八年まで六回にわたって続けられた六大巡幸では、巡幸先の各地の様子が写真に記録されました。写し出されたのは、歌枕などで知られる名所旧跡のほか、近代化を象徴する建造物や産業、教育など、それぞれの土地固有の歴史と、その一方で新しく生まれ変わりつつあった国土の様子でした。これらの巡幸に伴い、天皇が各地で詠まれた御製や、現地で天皇を迎えた人々の和歌、巡幸に供奉した文学御用掛らの日誌も遺（のこ）されています。

六大巡幸以後も、侍従や侍従武官等を国内各地に差遣され、天皇のお手元には夥（おびただ）しい量の写真や報告書がもたらされました。このような形で〝天皇のまなざし〟は、はるか遠方の土地や記録的な災害、事件から、新たに芽吹いた産業や福祉事業に至るまで、主として写真という視覚的メディアを通じて注がれ続けたのでした。

本展では、書陵部と三の丸尚蔵館に所蔵される古写真や関連資料などから、明治天皇が国土・国民と向き合われるために何に視線を注がれ、心を寄せられたのかに焦点を当てることで、あらためて明治期の日本の姿をふり返ります。

平成二十七年一月

宮内庁書陵部
宮内庁三の丸尚蔵館

宮内庁三の丸尚蔵館所蔵　出品作品一覧　（第67回　明治天皇　邦を知り国を治める － 近代の国見と天皇のまなざし）

作品番号	作品名	作者名	員数	時代	ページ
2	明治九年巡幸写真 （「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	長谷川吉次郎	全五十六枚のうち	明治9年（1876）	p. 14-17
3	明治九年巡幸関係写真 （「各地勝景　皇城釣橋其他」より）		全六十一枚のうち	明治9年（1876）	p. 14-17
8	各地勝景　奥羽・北海道	大蔵省印刷局	二冊	明治14年（1881）	p. 24-25
30	安積疏水写真 （「各地勝景　陸軍士官学校・山形県下其他」より）	大蔵省印刷局	全十三枚のうち	明治15年（1882）	p. 45-46
32－1	琉球東城旧跡之眺望 （九州・沖縄連作画のうち）	山本芳翠	一面	明治21年（1888）	p. 49
32－2	琉球中城東門（九州・沖縄連作画のうち）	山本芳翠	一面	明治21年（1888）	p. 49
32－3	宗元寺舜天王之廟 （九州・沖縄連作画のうち）	山本芳翠	一面	明治21年（1888）	p. 49
32－4	那覇港之景（九州・沖縄連作画のうち）	山本芳翠	一面	明治21年（1888）	p. 49
33	明治二十四年同二十五年千島探検諸島之実景写真	遠藤陸郎	一冊	明治24～25年（1891～92）	p. 50
34	占守島写真		一帖	明治31年頃（1898頃）	p. 51
35	磐梯山破裂之図	山本芳翠	一面	明治21年（1888）	p. 52
44	各地勝景　九州戦地写真帖	上野彦馬	一冊	明治10年（1877）	p. 60-61
45	西南役写真帖	上野彦馬、 長谷川吉次郎	全三冊のうち	明治10年～11年（1877～78）	p. 60-61
46	トルコ国軍艦遭難者慰霊祭写真 （「各種写真　水害・名古屋城・其他」より）		全四枚のうち	明治24年（1891）	p. 62-63
48	青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難写真	陸地測量部	一冊	明治35年（1902）	p. 64-65
49	富岡製糸場写真 （「各種写真　江戸城・東京市内・其他」より）		全十九枚のうち	明治5～10年（1872～77）	p. 66-67
53	なさけの庭	児島虎次郎	一面	明治40年（1907）	p. 74

〈明治天皇御手許写真〉と明治天皇のまなざし

一、〈明治天皇御手許写真〉の性格とその周辺の資料

宮内庁では、書陵部と三の丸尚蔵館において、それぞれ膨大な古写真を管理している。その中には、かつて侍従職において「明治大正両時代ニ属スル御手許写真」（宮内公文書館蔵、侍従職『重要雑録』昭和六年）として一括管理されていたものが、それぞれに分かれて移管されたものがある。本展覧会は、現在二つの部局に管理されるかつての御手許写真を一つの史料群と理解し、そのうち明治天皇に関わるものを〈明治天皇御手許写真〉として、一つのテーマのもとに選び出して展示する初めての企画である。

日本において初めて写真が撮影されたのは、嘉永七年（一八五四）にペリーが再来航した際に同行した写真師によるものとされる。その後、外国人の写真師や、彼らから技術を学んだ日本人によって、日本国内において開港地を中心に写真館が開設され、当時の人物や各地の風景が記録されるようになった。外国人ではフェリックス・ベアト、日本人では長崎の上野彦馬、横浜の下岡蓮杖などが有名である。当時、写真を撮影・印刷する技術は、西洋においても揺籃期といえ、高度な専門性を要し、その機材・材料も高額であったが、視覚情報を記録し、伝達する手段として重宝され、日本の近代化の諸相を記録することとなった。

参考1　明治天皇御肖像（明治6年）

こうして、明治天皇の御手許にも、明治初期よりの写真が膨大にもたらされることになった。明治天皇の御手許にあった写真の内容は多種多様で、貴重な歴史史料となっているが、その意義は、単に今まであまり世の中に知られていない、貴重な写真が多いというだけではない。

写真は、眼前にある事物について、目で見るところと同じように記録し、伝達するという点では優れている。しかし、一方で、それ自体はそこに写されている視覚情報以外は何物も伝えない。写真だけをいくら見ても、写っているものは何（誰）なのか、いつ写されたのか、何の目的で写されたのか、誰が写したのかは、そこに見えているもの以上には何も語りかけてこないのである。記録としての写真は、そうした付帯情報と一体となって記録としての意味を持つ。付帯情報がいっさい失われた写真が発見されたとき、さまざまな既知の情報をもとに、その写真の被写体、撮影時期などを特定することが出来る場合もあるが、大まかな推定、いくつかの可能性が列挙できればよい方で、まったく判らない、ということも少なくない。

御手許写真にも、何ら解説もなく、書陵部所蔵の「各種写真」のようにアルバムのタイトルすら何ら意味をなさないものも多い。しかし明治天皇には『明治天皇紀』という編年体の詳細な編纂記録があり、その中には御手許写真に関係する記述も少なくない。また、書陵部の図書寮文庫・宮内公文書館の文書にも関係資料が多くあり、とりわけ宮内公文書館の明治天皇御手許書類には、御手許写真と一緒に奉呈されたであろう復命書や報告書、御手許写真の説明書と思われる文書など、本来御手許写真と一括であったと推定される文書を見いだすことが出来る。御手許写真は、こうした文書と写真を検討することによって、それぞれが何を被写体にしているのか、いつ撮影されたのか、誰が撮影したか、何のために撮影されたのかという多くの情報を得るとともに、その写真の持つ意味について、多様に重層的に思索することが可能な写真が少なくないのである。

それ以上に御手許写真の最大の特徴は、その一義的存在意義が「明治天皇の御覧に供するもの」であったということである。明治天皇御自身が撮影や提出を求めたもの、あるいは復命や報告の意味を持って提出されたものと確認できる写真がかなりある。また、そうした意図が確認できなくとも、天皇の御関心によって集められたか、あるいは御関心を引くために寄せられたであろうと推測してまず間違いはないと思う。要するに御手許写真は単なる記録として天皇の許にコレクションされたのではなく、すべてが天皇の「まなざし」の対象であるということに意義があるのである。

例えば、今回のテーマの前半である巡幸関係の写真にしても、巡幸という盛事を記録しようという意図が、写真からはあまり感じられないのである。御自身が、被写体となることを好まれなかったという事情もあるかもしれないが、明治天皇が写されていると思われる写真は数点しかなく、どれも天皇とされるお姿は非常に小さく不鮮明である。それよりも、巡幸沿道付近の、実際には天皇が訪れることがなかった名所・旧跡などの写真が非常に多いことに気づく。また、天皇が実際に訪れた行在所や官衙などの奉迎風景を示す写真もあるが、まさに天皇がその場所に臨幸された場面の写真は少なく、むしろ天皇が訪問された場所、目にされたであろう情景を、天皇のために記録し、それを天皇が再確認あるいは追憶するための材料となっている。

また、視覚的な記録媒体としての絵画の存在も無視できない。当時にあっては、絵画は色彩や質感など、事物の存在をよりリアルに伝えるという点では、写真よりも優れており、事実そのように認識されていた。明治天皇に献上され、あるいは宮内省が買い上げ、または製作を委託して、現在も御物あるいは三の丸尚蔵館所蔵として伝わる絵画には、そうした記録性の高い作品が少なくない。

このように御手許写真や明治天皇のもとにもたらされた記録絵画が明治天皇の視線の延長上にあることに着目し、その相当部分を占める日本国内に関する写真を眺めたとき、明治という現在のように交通やメディアが発達していなかった時代において、これら写真は、天皇の「御覧」という行為を補完することにおいて、重要な役割を果たしたことに気づくのである。

二、六大巡幸をめぐる〈明治天皇御手許写真〉と関連資料

明治天皇は、明治五年から十八年にかけて六回の大規模な地方視察の行幸を行われており、これらを総称して「六大巡幸」と呼ばれている。

それ以前は、慶応四年（一八六八）二月、京都二条城に設置された太政官代への出御が明治天皇の最初の行幸であり、ついで同年三月から閏四月にかけての大阪行幸、九月に明治と改元した後の東京への行幸があり、翌明治二年には東京に再幸し、事実上の遷都が行われた。その後は、明治三年に大宮氷川神社、四年に横須賀への行幸があったのみである。また六大巡幸以降は、京都や水戸、江田島などへの行幸、あるいは陸軍特別大演習統監のための地方行幸があったものの、各地を巡り視察するような「巡幸」は行われていない。

六大巡幸は、このように明治天皇の御在世の一時期に限って行われた大規模な行幸で、「国見」と呼ばれる古代天皇の行幸が想起され、しばしばそれになぞらえられる。実際に、古代天皇の国見としての行幸がどのような意図で行われ、どのような意味を持ったのかは諸説あり、また、明治天皇の巡幸が開始されるにあたって、古代の国見がどれだけ意識されていたかは判らないが、天皇が国土と人民を見るという行為は、一面で高度な政治性を伴うことは確かである。

巡幸の開始に関係すると思われる資料に、「全国巡幸建白書」（宮内公文書館蔵「諸願建白録」所収＝参考2）がある。それによると、天皇が四海に君臨するのは、「冨貴ノ楽ヲ享ケ」るためでもなく、また宮中において何事もせず「尊厳ノ威ヲ養フ」ためでもなく、先んじてすべきことは「内ハ以テ全国ノ形勢民情ヲ察シ、外ハ以テ万国ノ基峙スル所以ヲ知リ、群臣百官ヲシテ各其職務ヲ奉セシメ、以テ天下を富岳ノ安キニ置キ、更ニ皇威ヲ海外ニ輝カスニ至ルニアルノミ」とし、近世においては天下の人々は「独リ幕府アルヲ知リ、王室アルヲ知ラ」なかったが、「方今大政一新、治教休明ノ時」にあたっては「人君タル者宜シク全国ヲ巡覧シ、我地理形勢、人民風土ヲ視察シ、万世不抜ノ制ヲ建ツヘキナリ」という。天皇は「聡明叡聖、不世出ノ英主」とするも、「未タ全国順覧ノ挙」がないことが「一大欠典」であるともいう。

この文書は、明治五年五月二十三日より開始された第一回の巡幸に先立ち、創設直後の陸軍省から提出されたものと伝えられ、『明治軍事史』にもその草稿と思われている陸軍省文書が収められている。巡幸に供奉した西郷隆盛が主導したともいわれている。

新たな国家体制の建設期において、天皇が行幸することに大きな国家的意味があることは、これに先立つ大阪行幸、および二度にわたる東京行幸に徴しても自明であった。最初の巡幸の前年、明治四年七月には廃藩置県が行われ、名実ともに旧来の統治体制が廃され、天皇を頂点とした国家整備が端緒に就いたところであった。右の建白書に即していえば、このようなときにこそ、天皇が「全国ヲ巡覧シ、我地理形勢、人民風土ヲ視察」すべきであり、それによって人民に対し、幕府による統治はもはや存在せず、「王室」を中心とした新たな統治が始まったことを知らしめることができ、「万世不抜ノ制ヲ建ツ」ことができるという発想であるといえる。ま

参考2　全国巡幸建白書

た、同年十一月には岩倉使節団が出発しており、まずは天皇もまた、全国を巡遊して国情・民情を知るべき時期であるという考えもあったであろう。

六大巡幸のうち、第一回から第五回までは太政官が企画したもので、関連する膨大な写真が残されている。詳しくは個別の解説やコラムに譲るが、明治五年の第一回では、明治天皇の肖像写真（参考1）を撮影したことでも有名な内田九一が随従撮影を願い出、海軍雇の資格で各所で写真を撮影した（出品番号1）。内田は八年に死去したが、九年の第二回巡幸、十一年の第三回巡幸までは、内田門下の写真師が同様の資格で随従し、撮影を行っている（同2～4）。また、第三回の巡幸には、洋画家の五姓田義松が宮内省雇として随従し、各所の記録絵画（同5）を残しており、写真師が撮影した写真の構図と類似するものが少なくない。

十三年の第四回（同6、7）、十四年の第五回（同8）には印刷局の写真師が随行した。この両回の特徴は、明治天皇自身が、沿道各地の勝景の撮影を命じられていることである。以上の随従写真師による写真の他、巡幸を迎えた地方の側から撮影、献上された写真も数多い。

十八年の第六回の山口県・広島県・岡山県への巡幸は、その年前半に予定された中国地方巡幸が天皇の病気のため中止されたものの、その後地方側から強い要望があったため、宮内卿の伊藤博文の判断で急遽実施されたもので、期間も十八日間と六大巡幸の中で最短である。このような経緯で準備も不十分であったと思われ、随従写真師もおらず、関係資料も少ない。

参考3-1　九州御巡幸写真　明治5年

参考3-2　北陸東海両道写真　明治11年

参考3-3　各地勝景　奥羽・北海道　明治14年

巡幸関係写真に写されているものは、行幸先の官衙、学校、病院、工場をはじめ道路、橋梁、隧道、鉱山、開墾地など近代化の諸相を示すものもあれば、沿道の風景、付近の勝景地、社寺・城郭などの歴史的建築物もある。巡幸そのものを記録したものというよりは、巡幸先で明治天皇が目にされたであろう場所、あるいは御覧になることのできなかった光景である。地方の側から献上されたものは、当然、地方官の立場からその治績を御覧に入れたいという意識が明瞭で、県庁や学校などの建物、産業振興の様子など、県治状況を示す写真が多い（出品番号21）。これに対し、明治天皇の命により撮られた写真（同8-15～29）は、そうしたものは少なく、御野立所からの絶景や、沿道付近の風景を写した、いわゆる勝景写真がほとんどで、天皇の御関心の一端がうかがわれる。明治天皇は巡幸に関する御製も多く詠まれたが、その情景と思われる写真を、巡幸関係写真の中から見いだすことが出来る（同25）。

六大巡幸に関しては、太政官・宮内省それぞれが日誌形式の記録を作成し、版行している（同12、14～20）。太政官の作成した巡幸日誌は、天皇の御動静に関わる記録のみならず、巡幸先の現況や地理・歴史なども詳述し、記録的性格が強いのに対し、宮内省版は、宮内省文学御用掛が執筆し、文学趣味的色彩が強いこと、挿画が用いられたものもあるなどの違いがある。このような相違はあるが、巡幸の記録としては両者は補完関係にあるのだろう。

また、いずれの巡幸に際しても、巡幸先の民衆から数多くの和歌・漢詩及び文章が詠進され、供奉員や留守の側近も巡幸にちなみ和歌や漢詩を詠んだ。これらは右の巡幸日誌にも収録されているが、宮内省においては、第二回と第三回の巡幸に関し、和歌や詩文のみを選録した版本を上木し、天皇に献上している（同22～24）。これは、直接見ることもできず、写真に写すこともできない地方の「人情」や「風俗」を記録し、天皇の御覧に供することを目的としていた。

これらの巡幸日誌や詩歌集を通じて、天皇は自ら赴かれた地方の実情を再確認し、理解を深められることができたであろう。また、巡幸を迎えた地方の者にとっては、天皇の行幸を仰いだと

いう事蹟を再確認することができ、それ以外の地域の者にとっては、巡幸とはいかなるものかを知ることができた。また、随従者の目線で、天皇に供奉するがごとく、巡幸先の各所の現況及び地理・歴史を知るという読み方もできたであろう。

巡幸には太政官や宮内省などから多くの人員が供奉・随行した。第一回巡幸は、参議西郷隆盛以下約七十名であったが、それ以後は二百名以上となり、十一年の第三回では、総人数は約七百名といわれる。そうした中には、個人として日記をつけていた者も多かったはずで、現存するものは少ないものの、巡幸に関する貴重な記録であり、今回は木戸孝允（出品番号9）と徳大寺実則の日記（同13）を展示した。

このほか、宮内公文書館には「幸啓録」（同10）はじめ巡幸に関する公文書も相当量残され、巡幸が予定された、あるいは候補となった箇所についての説明が、それぞれ地方からもたらされ、写真撮影箇所に関する重要な情報源となっている。

巡幸中には、随従する高官や侍従が天皇に代わって神社・陵墓に参拝したり、各所を巡る、「代巡」も行われた。天皇が御不例になられたため行われたケースもあるが、多くは旅程の都合上天皇が行幸することができない地域に対し、それを補完するために行われた（同26）。代巡は天皇に替わって「まなざし」を注ぐことであるが、当時はまだ新政府の高官では、迎える側が期待するだけの皇室の権威を示すには力量不足であったのか、第四回の巡幸よりは皇族が供奉し、代巡も行うようになった（同28）。代巡は、また天皇の耳目の役割を担うことでもある。代巡した者は、見聞したことを天皇にフィードバックするために、口頭や文書をもって復命を行ったが、その際に、写真も多く用いられた（同27、29、30）。

三、帝都より国を視る

明治十八年以降、明治天皇は巡幸という形では国内各所を直接見聞されることはなくなったが、皇族や侍従・侍従武官が各地に差遣されることは巡幸時の代巡と同じような意味を持った。御差遣でなくとも、皇太子や皇族が行った旅行が同様の性格を持った場合もあった。その結果として、復命書・報告書などの書類とともに数多くの写真も天皇のもとにもたらされた。天皇はそれらを御覧になることによって、間接的ではあるが、国内各所の情景を眼前にされ、まなざしを注がれたといえよう。

それらをすべて紹介することはできないので、ここでは、日本の領土、大災害、大事件、福祉、近代産業、新技術に関し、いくつかの興味深い事例を紹介することとした。

明治初期には千島、小笠原、琉球（沖縄）という現在の日本の北辺、西南辺の領土が確定した。しかし、交通手段未発達の当時にあっては、千島・小笠原はいまだ探検・拓殖の対象であり、沖縄（同31、32）は独特の文化・風習をもった地域であった。このうち千島については明治二十五年、侍従片岡利和が差遣されて占守島まで到達し（同33）、また翌年行われた郡司成忠海軍大尉ら報效義会員による千島探検（同34）にも、天皇は大きな関心を寄せられていた。

日本は、毎年のように襲われる風水害をはじめ、地震・火山噴火などの自然災害が頻発する国であるが、明治二十年代は特に磐梯山噴火（同35）、濃尾地震（同36、37）、三陸大海嘯（同38～43）という、日本災害史上特筆すべき災害が続けて起こり、それぞれ甚大な人的・物的被害が発生した。自然災害のみならず、大火や鉄道・船舶などの大事故で被害があった際には、天皇・皇后は御救恤金を下賜され、特にそれが甚大な場合には、慰問と視察の思召をもって侍従（軍事関係及び外地へは侍従武官）を、また傷病者救護のために侍医を派遣されることがしばしばあった。こうした場合、侍従（侍従武官）は、天皇の御沙汰及び皇后の令旨を伝達するとともに、帰還に際しては視察内容を文書及び資料をもって復命した。また、賜金や侍従差遣という恩賜を受けた地方からも、同様に文書及び資料によって報告がなされた。そうした際の資料として、記録写真は欠かせない存在であった。

特殊な事件に関する記録としては、西南戦争（同44、45）、エルトゥールル号遭難事件（同46、47）、八甲田山遭難事件（同48）に関する写真を、貴重な実例として取り上げた。

天皇・皇后は、戦争の傷兵に対して、戦死者及びその遺家族に対してと同様に、深い思いを寄せられた。明治十年の西南戦争に際し、天皇は大阪陸軍病院に臨幸して負傷者を見舞われ、また同年には日本赤十字社の前身である博愛社に千円を賜い、以後同社には継続賜金及びさまざまな資金を下賜され、その事業を援助された。こうした恩賜ついては、皇后が単独で資金を下賜されることもあり、戦時中には自らも包帯作製に従事され、あるいは傷兵のために義眼・義手・義足などを下賜された（同56～59）。

このほか社会福祉事業全般にも天皇・皇后は思召しを示された。明治四十四年二月には施薬救療資金下賜の勅語を下され、その賜金百五十万円をもとに恩賜財団済生会が設立されたことは有名であるが、岡山孤児院など、民間の優良福祉団体にもしばしば賜金、侍従御差遣等のことがあった（同53～55）。

近代産業に関しては、平成二十六年に世界遺産に登録された富岡製糸場の記録写真（同49）と、琵琶湖疎水工事の絵巻（同51）を取り上げた。写真は視覚情報の記録手段として優れていることは、当時においても認められていたものの、充分な光量が必要なことと、レンズに収まる視角しか撮影できないという短所もあった。琵琶湖疎水工事絵巻は、絵画が持つ写真にない長所を活かして製作された好例である。

最後に、天皇が新しい技術に関心を持たれた実例として、飛行機（同60）とスキー（同61）を挙げた。

取り上げられている飛行機事故では死亡者はいなかったが、天皇は日本で最初の飛行機事故に強い御関心を示され、侍従武官長を遣わして慰労の伝達と調査を命じられている。日本で初めて飛行機死亡事故が起こるのは大正二年（一九一三）で、大正期から昭和前期にかけて、日本の軍事航空技術は数多くの事故犠牲者の礎のもとに発展していったが、「大正天皇実録」「昭和天皇実録」によれば、飛行機死亡事故には侍従武官が差遣されるのが通例で、他の軍事上の事故とは一線を画し、重大視されていた。

スキーに関しては、天皇は第十三師団に侍従武官を差遣した際、前年に同師団長より師団におけるスキー使用の事などの奏上を受けたことをお忘れにならず、特にその状況を実視することを命じられたことが、『明治天皇紀』明治四十五年二月二日条に記されている。

四、明治天皇の国土へのまなざしと統治の意味

本展覧会の表題から判るように、われわれは明治天皇が各地を巡幸して地方の様子を直接見聞されることと、写真・絵画・報告書などで間接的に御覧になることは、いずれも日本の国土と人民のことを「知る」とともに「まなざし」を注ぐ御行為であり、そのことは「治める」こと、すなわち天皇の統治行為に他ならないという視点から、展示全体の構成を行った。

洋の東西を問わず、為政者がその領地や支配地域を見ることは、統治行為として普遍的あるいは一般的かもしれない。しかし一方で、日本においては歴史的に、天皇が国土を御覧になることは、やや独特の意味を帯びてくる。

よく知られているように、中世・近世の天皇は地方に行幸することはなかった。しかし、古代においては、天皇はしばしば地方に赴き、山や丘など高い場所から土地や人民を望見する行為、すなわち「国見」という儀礼を行い、統治の象徴行為と言われている。この事例は『日本書紀』『古事記』『万葉集』『風土記』などに見られ、史料で確認できるだけでも二百回以上のこうした行幸が行われたという。

また、「見る」ことは「知る」ことに通じる。古代において天皇が国を治めることは「しらす」または「しろしめす」という言葉を用いて表現されたが、これはもともと「知る」意味である。大槻文彦『大言海』の「しらす」の項では、「物ヲ知ルモ、見ルモ、聞クモ、皆、他ノ物ヲ身ニ受ケ入ルル意、同ジキガ故ニ、知ス（しろす）、見ス（めす）、聞スヲ、敬語ニ用ヰテ、君ノ国ヲ治メ有チ給フヲ、知ルガ如ク、見ルガ如ク、聞クガ如ク御身ニ受ケレ有チ給フ意トス」と説明されている。

明治二十二年に公布された大日本帝国憲法の第一条において、日本は「万世一系ノ天皇」が「統治」するものと規定されたが、憲法制定過程で中心的な役割を担った井上毅が起草した案では、当初「統治」という言葉ではなく、「治ス（シラ）」と書かれていた。井上は『続日本紀』などの古代の文献において、天皇が国土人民に君臨する義としてこの言葉が用いられていることに着目した。西欧的な近代国家を目指した明治の為政者にとっても、天皇の権能を、西欧の君主や中国の皇帝と同一視することに抵抗があったのである。井上は外国の君主の権力は、歴史的に私的な領有や支配が起源であるが、日本の天皇の統治はこれとは違う概念であると考え、天皇の権能について、私的領有を意味した「うしはく」ではなく、「しらす」という言葉が用いられていたことに、その固有の意味を見いだしたのである。憲法制定過程で、条文中の「治ス」は「統治」と変えられたが、伊藤博文は『大日本帝国憲法義解』において「所謂「シラス」トハ即チ統治ノ義ニ外ナラス」と述べ、憲法公布後においても、第一条に記された「統治」の意は、当初の井上案の意と変わっていないことを確認している。

王政復古から始まった国家建設の中で、当時の為政者も、そして明治天皇自身も、天皇の統治について古代から通底する何らかの日本独自の意味を、国土を知り見聞するという行為の中に見いだしていたのかもしれない。そして、現在のわれわれは、明治天皇の御手許にもたらされた写真や絵画及び各種資料によって、明治天皇のまなざしの先にあったものを追認できるのである。

（書陵部編修調査官・梶田明宏）

【主要参考文献】

岩壁義光／広瀬順晧編『太政官期地方巡幸研究便覧』（平成十三年、柏書房）
霞会館資料展示委員会編『第一回明治天皇六大巡幸』（平成二十四年、霞会館）
同右『第二回明治天皇六大巡幸』（平成二十五年、霞会館）
坂本多加雄『天皇論　象徴天皇制度と日本の来歴』（平成二十六年、文藝春秋）

明治天皇、各地を巡る

近世において天皇は御所を離れることは稀有であり、民衆の前に姿をあらわすこともまた絶無に近かった。明治維新とともにわが国は近代化の歩みを本格化させるが、天皇もまた新時代にふさわしい君主へと変貌を遂げていった。巡幸はまさしくその象徴であり、古代における国見が欧州の近代君主像と融合しつつ、ダイナミックに再演されたものであった。天皇は、みずから各地に赴き、地方の実情を見て回り、そうした天皇の姿に触れた民衆もまた新時代の到来を強く認識することとなった。写真は十九世紀における最大の発明の一つであり、巡幸においてもさまざまに活用された。すなわち巡幸に随従した写真師たちは、天皇の眼の代わりとなり、各地の風物や近代化の諸相を撮影して回った。迎える各府県もまた写真をもって巡幸を時間的、空間的に補完する画期的な技術とみなし、各地の相貌を撮影し、これを献上した。新技術は写真だけでなく、洋画家もまた油彩画の有する色彩と表現をもって時代を記録した。これらの写真や絵画はいずれも百数十年前の日本の姿を活写したものであり、今もなお圧倒的なリアリズムをもって眼前に迫る。

写された明治日本

明治五年巡幸（三重県・大阪府・京都府・兵庫県・山口県・長崎県・熊本県・鹿児島県・香川県）

1-1　伊勢内宮（三重県）

1　九州御巡幸写真　内田九一

明治五年（一八七二）（大正十年〈一九二一〉複写）　二冊
宮内公文書館

明治五年（一八七二）五月より七月にかけ明治天皇は近畿より中国・九州・四国を巡幸された。二ヵ月近くにわたる巡幸では主として海路がとられたが、このとき随従を願い出、海軍省雇の資格で参加したのが写真師内田九一（一八四四～七五）である。ちなみに同人は同年四月に明治天皇の御肖像を撮影したばかりであった。内田が各地で撮影した写真は、巡幸終了後の七月二十三日に海軍省より折本仕立ての写真帖として宮内省に献納された。同写真帖は、その後「西国御巡幸写真」と題して侍従職で保管されたが、昭和六年（一九三一）に明治天皇御手許写真の整理が行われた段階では確認できず、現在に至るまで未詳である。

資料は、『明治天皇紀』を編纂した臨時帝室編修局により大正十年（一九二一）十一月に接写された「西国御巡幸写真」の複製である。複製ではあるが、原本の所在が不明のため、その価値は高い。収録された写真をみると、明治天皇を被写体としたものは一枚もなく、むしろ巡幸時に天皇が御覧になったであろう風景が数多く収められている。この形式は以後の巡幸写真にも受け継がれる。大阪造幣寮前に整列した近衛兵や、鹿児島港の風景など巧みに構図が計算されたものが少なくなく、さらに伊勢神宮や京都御所までも写真に収めたのは当時としては画期的であった。まさに内田の面目躍如たる写真帖といえる。

1-2　京都御所（御学問所前庭）

1-3　京都御所（左より小御所、御学問所）

1-4　大阪造幣寮

1-5　神戸　湊川神社

1-6　長崎港

1-7　熊本城

1-8　鹿児島港

明治天皇の六大巡幸

巡幸の名称について

明治天皇の六大巡幸とは、明治五年・九年・十一年・十三年・十四年・十八年に相次いで行われた大規模な地方行幸の総称である。もっとも六大巡幸という呼称自体、後世のものであり、太政官の主導で行われた明治五年～十四年各巡幸と、宮内省主導の明治十八年巡幸とを分け、前者を五大巡幸と呼ぶ場合もある。各年の巡幸の名称も定まったものはなく、明治九年巡幸を例にとると『明治天皇紀』では「東奥巡幸」、宮内公文書館所蔵『幸啓録』では「奥羽御巡幸」「御東巡」、『行幸録』では「明治九年御巡幸」「東奥御巡幸」とさまざまである。巡幸写真帖の表題もまた区々であり、このため本図録では、明治五年巡幸、明治九年巡幸といった名称を便宜上採用している。

巡幸の経路について

明治五年巡幸では、主に海路が取られ、上陸地は鳥羽・大阪・下関・長崎・熊本・鹿児島など厳選された。これに対し明治九年以降は、陸路が中心となる。九年巡幸では東京を発した後、奥州街道を北上し、青森から明治丸に乗船され函館に上陸、帰路は太平洋を一気に南下するコースが取られた。横浜に帰着された七月二十日はその後、海の記念日となり、平成七年（一九九五）には国民の祝日に制定された。十一年巡幸では、まず中山道を進み、信濃追分から北国街道に入り、新潟県内各地を廻った後、北陸道を西進し、滋賀県にて中山道に合流し、京都に達した。その後は、現在の東海道本線に沿ったコースで還幸している。十三年巡幸では、最初は甲州街道を進み、上諏訪・松本を経て現在の中央本線に沿ったコースを取って名古屋に入り、その後三重県を宇治山田まで進み、亀山から東海道に入り京都に達し、神戸より海路をもって還幸された。十四年巡幸では、九年巡幸と同様の径路を青森まで進み、ついで北海道内各地を廻り、再び本州に戻った後は秋田・山形両県を巡られた。十八年巡幸では横浜丸にて横浜を出航され、海路と陸路の併用により山口・広島・岡山各県を巡り、最後は神戸より船にて還幸された。

巡幸の特徴について

六大巡幸の内容、性格をみていくと、明治五年、九年～十四年、十八年の間には断層があることに気づく。五年は海路主体ということもあり、独自色が強い。また史上初の伊勢神宮への御親拝や、丸亀における崇徳天皇陵（白峯陵・参考4）並びに淳仁天皇陵（淡路陵）への御遙拝などは、皇室の歴史において画期的であった。続く九年～十四年は、巡幸の確立期であった。天皇は陸路を進みつつ、各所に車駕を止めてはその土地の風景や人々の営みを御覧になった。国見にふさわしく県庁において県治状況の奏上や書類の奉呈を受けられ、官庁や学校、病院などを廻られた。しかし、親臨できる箇所には限度があるため、不足を補うべく、随行の皇族や大臣、侍従が各所に差遣された。こうした形式は地方行幸の祖型となった。十八年は宮内省によって実施されたことはすでに述べたが、日程は短く、規模も小さかった。写真師の随行もなく、巡幸時のものと見なし得るのは、わずかに図書寮文庫所蔵「各種写真」第十一の広島鎮台における分列式の模様とされる写真程度である（参考5）。宮内省による巡幸日誌も作られず、参議兼宮内卿伊藤博文の命を受け太政官書記官金井之恭（同人は巡幸に随行）が編纂した『西巡日乗』は「起居注」が中心で、従来に比べ格段に簡易な内容であった。

（書陵部編修課主任研究官・内藤一成）

参考4　白峯陵（「歴朝山陵図」より）

参考5　広島鎮台分列式の図

〈明治天皇の六大巡幸〉

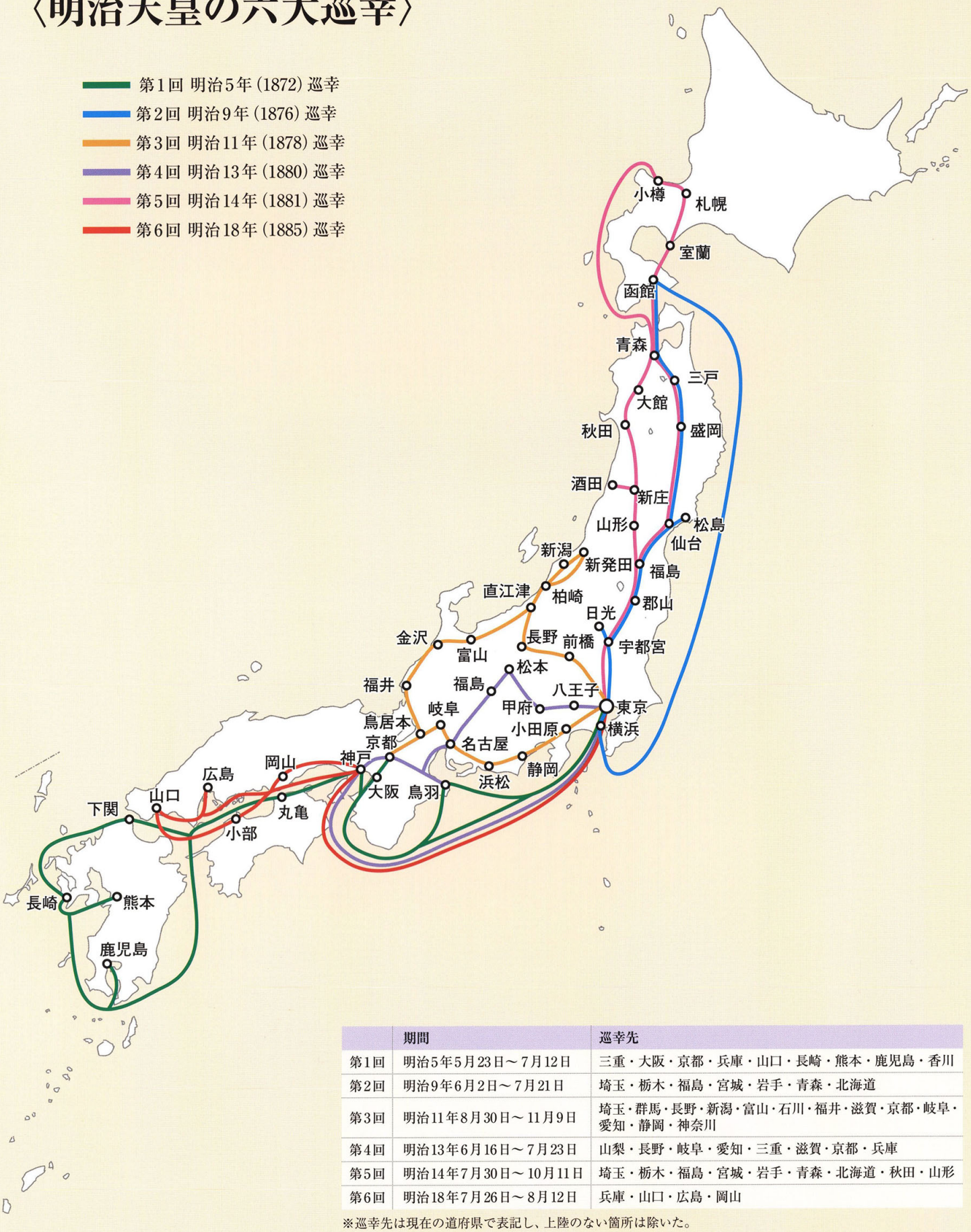

	期間	巡幸先
第1回	明治5年5月23日～7月12日	三重・大阪・京都・兵庫・山口・長崎・熊本・鹿児島・香川
第2回	明治9年6月2日～7月21日	埼玉・栃木・福島・宮城・岩手・青森・北海道
第3回	明治11年8月30日～11月9日	埼玉・群馬・長野・新潟・富山・石川・福井・滋賀・京都・岐阜・愛知・静岡・神奈川
第4回	明治13年6月16日～7月23日	山梨・長野・岐阜・愛知・三重・滋賀・京都・兵庫
第5回	明治14年7月30日～10月11日	埼玉・栃木・福島・宮城・岩手・青森・北海道・秋田・山形
第6回	明治18年7月26日～8月12日	兵庫・山口・広島・岡山

※巡幸先は現在の道府県で表記し、上陸のない箇所は除いた。

2-1　福島県白河旧城内産馬天覧の図

2　明治九年巡幸写真（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）　長谷川吉次郎

明治九年（一八七六）　全五十六枚のうち　三の丸尚蔵館

3　明治九年巡幸関係写真（「各地勝景　皇城釣橋其他」より）

明治九年（一八七六）　全六十一枚のうち　三の丸尚蔵館

いずれも明治九年巡幸関係の写真を含む写真帖である。前者には栃木県から函館までの写真が収められている。撮影者は内田九一の弟子長谷川吉次郎で、長谷川は明治五年の内田の例に倣い、巡幸に随従した。被写体は巡幸経路に沿った、あるいは近郊の風景や事物が中心である。函館英国領事館の歓迎門など巡幸ならではの珍しい風景、旧白河城内や宮城県古川郊外での産馬天覧、松島における漁撈天覧といった巡幸の場面までも撮影されており、他の巡幸写真にはない特徴をなしている。

後者には福島・宮城・青森三県の写真が収められている。「幸啓録」には福島県、青森県、宮城師範学校、宮城英語学校から写真献上の記事があるが、本写真帖に収録された宮城英語学校の写真は、三枚一組の写真が献上されたという「幸啓録」の情報と合致する。青森県のものは官庁や学校、弘前など巡幸先にない県内各所の風景が写っており、県治状況を天覧に供すべく撮影された写真の一部であろう。このほか福島県の開成社関係の写真は、地元にも同じものが残されている（26頁参照）。こうしたことから、後者に収められた各写真は、各地元において巡幸を機に天覧、献上を意図して作成されたものであることが分かる。

2-3　栃木県夫婦石黒川村御野立場より那須ヶ原の景

2-2　栃木県宇都宮駅公園地より日光山の遠望

2-5　宮城県仙台旧城大手正面の景

2-4　福島県二本松旧城跡製糸場の図

2-7　松島市中五大堂並に魚漁天覧の図（宮城県）

2-6　松島沖嶋漁船の図（宮城県）

2-9　岩手県関山光り堂の図（中尊寺金色堂）

2-8　宮城県仮州産馬天覧の図（古川郊外）

2-11　岩手県盛岡行在所の図

2-10　岩手県盛岡明治橋の図

2-13　函館市中の景（北海道）

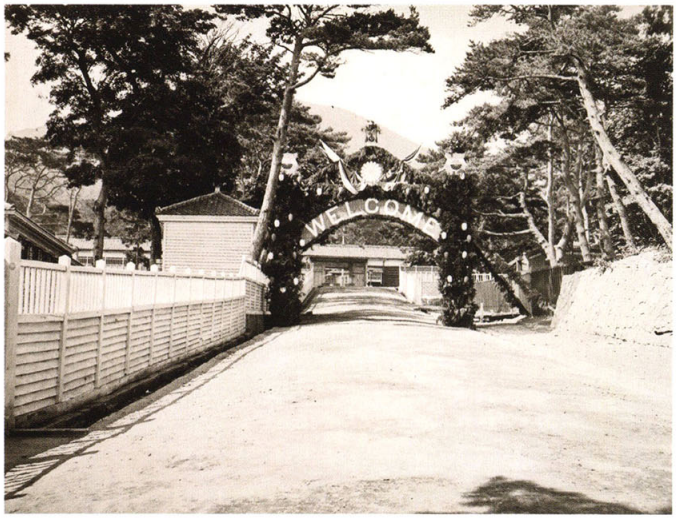

2-12　函館英国領事館の図（北海道）

3-2　沖ノ石（宮城県）

3-1　宮城英語学校写真

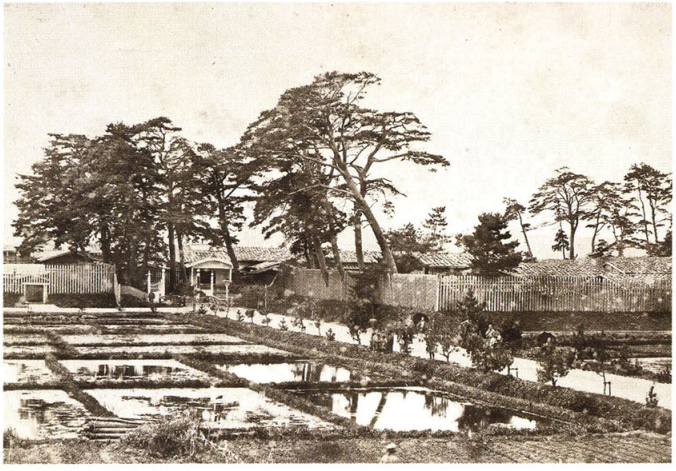

3-4　青森県庁眺望

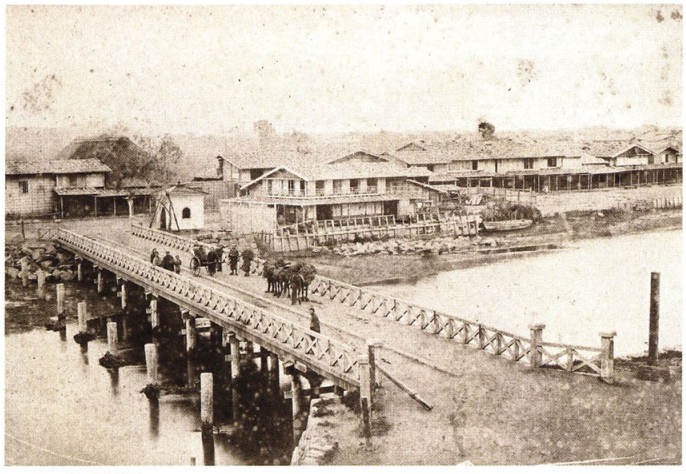

3-3　青森堤橋

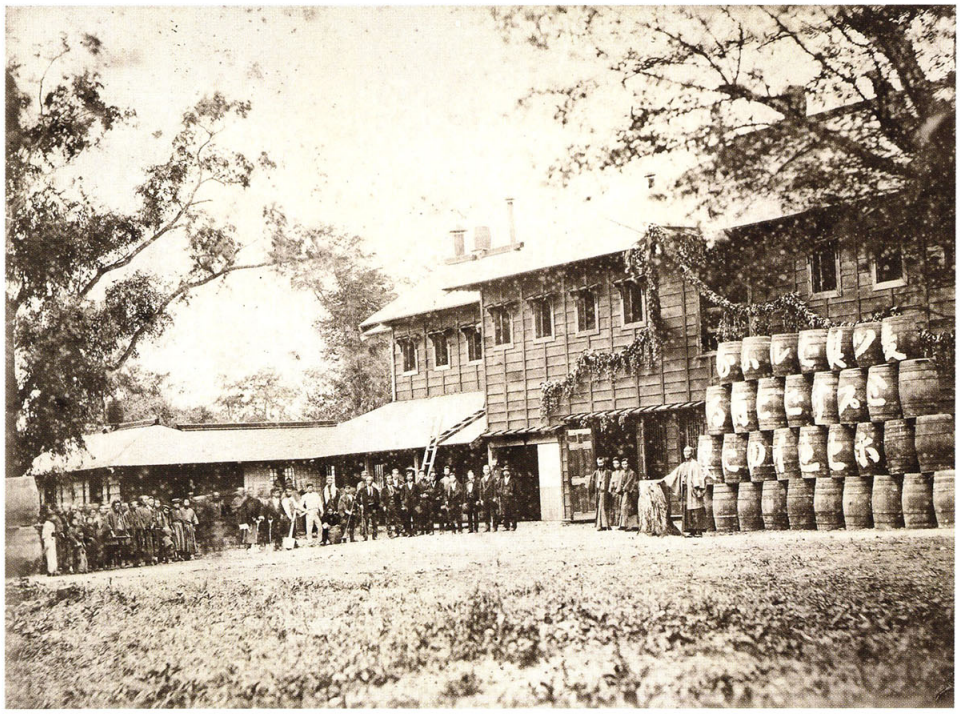

3-5　麦酒製造所開業式（札幌）

明治十一年巡幸（埼玉県・群馬県・長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県・滋賀県・京都府・岐阜県・愛知県・静岡県・神奈川県）

4　北陸東海両道写真　山際長太郎・古賀暁
明治十一年（一八七八）　一冊　図書寮文庫

5　御物　明治十一年北陸東海御巡幸図　五姓田義松
明治十一年（一八七八）　四十一面のうち十二面　侍従職

本写真帖は、巻末に別巡幸の写真が若干追加されているが、殆どは表題にふさわしく明治十一年巡幸時の写真で構成されている。写真は、概ね巡幸経路に沿って配列されており、各地のさまざまな風景や事物が写されている。巡幸の困難を物語るように、親不知をはじめとした交通の難所と、これを克服すべく設けられた新道や橋、隧道といった写真が数多く収められているのが特徴的である。明治九年巡幸に随従した写真師長谷川吉次郎が病を得たため、代わりに同じく内田九一門下の山際長太郎・古賀暁が撮影を行った。なお明治十一年巡幸の写真は本写真帖以外にも複数残されており、図書寮文庫所蔵「各種写真」第十二には、本写真帖と重複する写真が多くある上に、各県にて献上されたと思われる写真も一括されている。また「同」第三には群馬県からの献上写真（出品番号21）、「各種勝景　新潟県下・京都・大阪」（三の丸尚蔵館所蔵）には新潟県からの献上と推定できる写真が収められる。

明治十一年巡幸では、洋画家五姓田義松（一八五五～一九一五）が宮内省雇として正式に随行し、油絵の連作を残している。慌ただしい行程のなかで、次々と絵を完成させなければならなかったが、スケッチ風の早描きのものばかりでなく、下絵を重ねたらしい完成された構図の作品もある。写真帖と比較すると新潟県の油井や、静岡県の金谷駅より大井川の風景など酷似した構図が少なくない。一方で、岐阜県の長良川と金華山では、写真が日中の光景を収めたのに対し、絵画では鵜飼の情景を篝火や背後に浮かぶ金華山といった、写真では表現できない要素を取り入れながら描かれていることが注目される。また、河岸や山からの眺望など、見晴らしのよい場所からの雄大な風景が多いことも特徴で、それらに見られる時間帯ごとに変化する空の明るさや色合いの描き分けが義松の非凡さを表している。

5-1　江州石山観月堂臨御之図（滋賀県）

5-2　明治11年9月5日新町駅製糸場（群馬県）

4-1　群馬県下新町駅官立紡績場の図

5-3　善光寺山門（長野県）

4-2　長野県下善光寺山門の図

5-4　長岡駅長生橋之図（新潟県）

4-3　新潟県下長岡駅長生橋の図

5-5　米山越旗持山側より右手に佐州の群山 左の近傍に胞姫神の小祠を見るの図（新潟県）

4-4　新潟県下米山峠より鉢崎駅を望む図

5-6　新津石油井之図（新潟県）

4-5　新津石油井の図

5-7　越後国梶屋敷入口（新潟県）

4-6　新潟県下青海歌駅間海岸の図　俗に駒返しと称す

5-8　倶利伽羅峠頂上之図（石川県）

4-7　今石動駅倶利伽羅峠の図（富山県）

5-9　岐阜長良川鵜飼

4-8　岐阜県下長良川より金華山の景

5-10　名古屋城（愛知県）

4-9　愛知県下名古屋旧城天守の図

5-11　天竜の河辺より仮橋を写す（静岡県）

4-10　静岡県浜松駅見附間天竜川橋上の図

5-12　金谷台御小休所より大井川並金谷駅（静岡県）

4-11　静岡県金谷駅より大井川の図

6-1　甲州竜王村より富士山を遠望の景（山梨県）

6　本邦中部七州勝景　大蔵省印刷局
明治十三年（一八八〇）　三冊　図書寮文庫

7　京都療病院写真（「各種写真」第四より）
明治十三年（一八八〇）　三枚　図書寮文庫

いずれも明治十三年巡幸時の写真が収められている。「本邦中部七州勝景」は三冊一組となっている。同年の巡幸からは大蔵省印刷局の写真師が随行することとなり、印刷局御雇彫刻部技生馬屋原謹一郎・福永広、および印刷局雇彫刻部職工平井重介が参加した。巡幸経路に沿っての名勝や風景、官庁などといった撮影対象は従来と同じであるが、竜王村から遠望する富士山、塩尻峠からの諏訪湖の眺望など雄大な構図が多く、亀山付近で行われた陸軍演習の模様のような珍しい光景も含まれる。印刷局写真師による写真の最大の特徴は、明治天皇の御下命による撮影が行われた点にあった。「東京発輦以来勝景あれば、供奉の印刷局写真師に命じて之れを撮影せしめられしが、爾後写真師自ら勝景と認むる所は、叡旨を待たずして直に撮影すべしと命じたまふ」（『明治天皇紀』六月十八日）とあることから、撮影写真には天皇の御下命や御意を踏まえたものが多数含まれると考えられる。この撮影方式は翌年の巡幸でも踏襲された。『明治天皇紀』には長野県の富士見村において富士山を、馬籠峠付近にて洋式土砂防止の土功の様子を写真師に撮影せしめたという具体的な記述があるものの、該当する写真は見出せない。おそらく本写真帖は、巡幸終了後に厳選した写真でもって作成されたのであろう。

「各種写真」第四にもまた明治十三年巡幸に関する写真が多く収録されている。収録写真は前者と重複するものも少なくないが、未収録や各地より献上された写真も含まれる。京都療病院もその一つで、明治十三年七月十八日、伏見宮貞愛親王が代巡のため差遣されたときの献上品と考えられる。

6-3　木曽の桟旧蹟近傍の景（長野県）

6-2　信州塩尻峠より諏訪湖を眺望の景（長野県）

6-5　勢州鈴鹿郡亀山駅入口の景（三重県）

6-4　勢州三重県庁の景

6-7　江州中島より瀬田橋石山寺等を遠望する景
（滋賀県）

6-6　勢州亀山駅高飛山下陸軍対抗運動の景（三重県）

7　京都療病院

6-8　城州葛野郡梅ヶ畑白雲橋の景（京都府）

明治十四年巡幸（埼玉県・栃木県・福島県・宮城県・岩手県・青森県・北海道・秋田県・山形県）

8　各地勝景　奥羽・北海道　大蔵省印刷局

明治十四年（一八八一）　二冊　三の丸尚蔵館

本写真帖は明治十四年巡幸時の写真を収めたもので、全二冊より成る。撮影は前年に続いて大蔵省印刷局の写真師が担当し、彫刻部技生高橋旦三・水野清潔および職工一名が随行した。巡幸経路に沿って、第一冊には埼玉から青森・北海道、再び青森に至るまでの、第二冊は秋田より栃木までの各地の風景が収められている。明治十四年巡幸に関しては、山形県令三島通庸の命により、同時期の山形県内各所を撮影した菊地新学の写真がつとに有名であるが、それ以外の写真は殆ど知られておらず、巡幸に随従した側から全行程を網羅した本写真帖の価値は高い。明治天皇より撮影の御下命があったのも前年と同じで、各地における御下命や写真天覧の模様は『明治天皇紀』に詳しく記されている。収録写真には全体的な統一感があり、御下命の有無に拘わらず写真師が天皇の御意思や視線を常に意識していたことをうかがわせる。その意味で巡幸写真の目的や意義を考察する上における好個の素材といってよい。

8-1

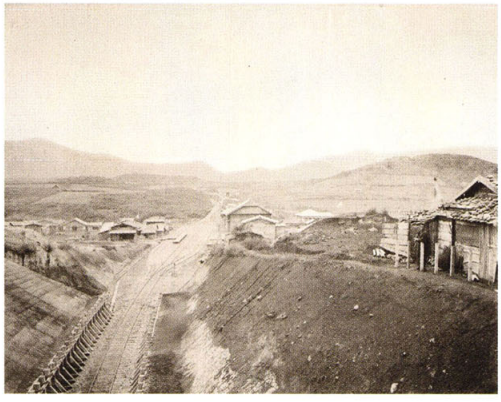
8-2

8-3

8-4

8-5

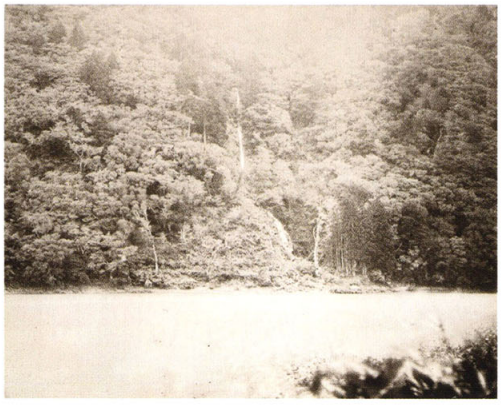
8-6

8-7

8-1
後志国小樽郡市中より
海岸の景（北海道）

8-2
後志国小樽郡停車場隧道
（北海道）

8-3
陸奥国南津軽郡碇ヶ関村
船岡橋の景（青森県）

8-4
羽後国雄勝郡上院内村
院内阪の景（秋田県）

8-5
羽前国最上郡及位村
雄勝峠の景（山形県）

8-6
羽前国最上郡草薙村
白糸の滝（山形県）

8-7
羽前国南村山郡下桜田村
常盤橋（山形県）

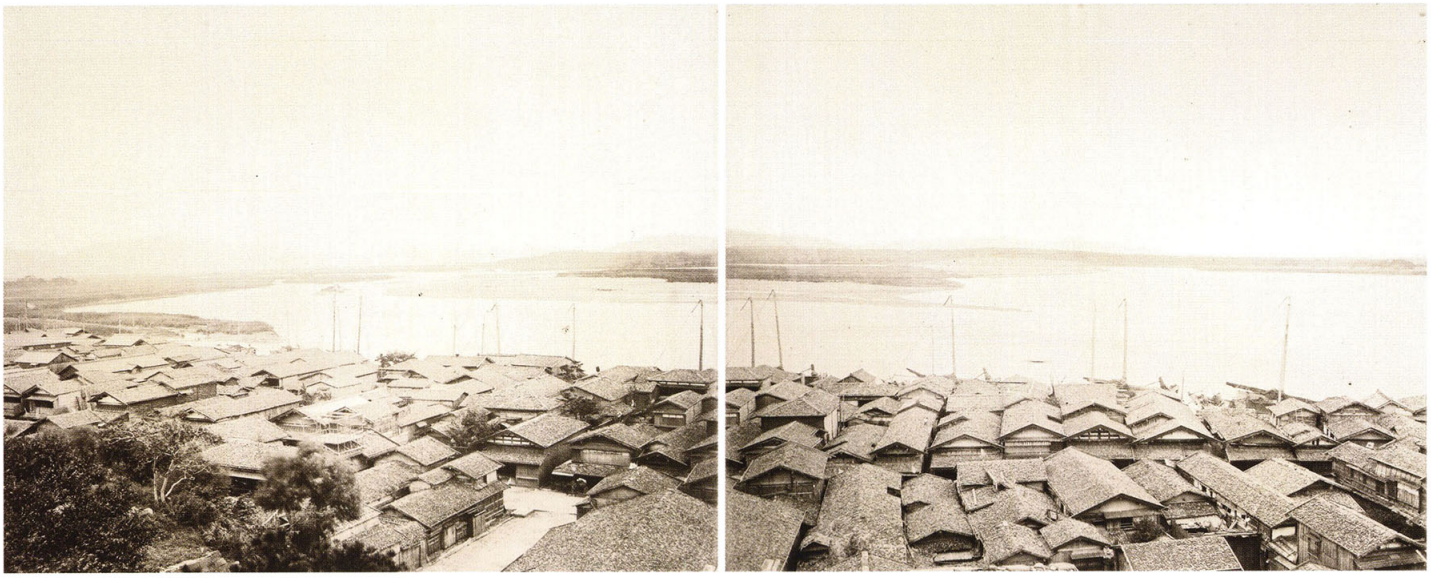

8-8　羽後国飽海郡酒田駅公園より酒田湊の景（山形県）

8-10

8-9

8-12

8-11

8-14

8-13

8-9
羽前国東置賜郡
小岩沢村吉田橋（山形県）

8-10
羽前国東置賜郡
亀岡村洞門の景（同上）

8-11
羽前国南置賜郡
米沢駅上杉神社（同上）

8-12
羽前国南置賜郡
山上村刈安隧道（同上）

8-13
岩代国伊達郡
二ツ小屋隧道（福島県）

8-14
栃木県塩谷郡
上阿久津村の景

巡幸を記録する

9　木戸孝允手記（明治9年6月16日条）

9　木戸孝允手記

明治元年（一八六八）～十年（一八七七）
全二十五冊のうち一冊　図書寮文庫

図書寮文庫所蔵の木戸家文書のうち、木戸孝允（一八三三～七七）自筆の日記。ただし、全二十五冊のうち、第二十三冊は和歌を書き留めていったもので、「有終録」との外題をもつ。第二十五冊は木戸の略歴を記したものである。第二十四冊は、慶応三年（一八六七）十二月三十日条・明治元年正月七日条からなり、装丁の様相などから、本来は冒頭に位置すべきものとも推測される。残る第一冊から第二十二冊までが日記本体に当たり、明治元年四月一日から同十年五月六日まで、すなわち、木戸が没する二十日前までの日記が書き継がれている。第二十三冊を除く各冊いずれも外題をもたないが、表紙右上に所収年月日を記し、表紙左下に冊次を墨書する冊もある。なお、木戸の日記としては、やはり木戸家文書に属する『木戸孝允日日記事』（嘉永六年〈一八五三〉～安政二年〈一八五五〉）など、幕末期のものも現存する。掲載箇所は明治九年六月十六日条で、開成社行幸に関する記事。これは同月二日からの東北・北海道巡幸中の記事であり、当時内閣顧問であった木戸もこの巡幸に供奉していた。参考写真は「各地勝景　皇城釣橋其他」（出品番号3）より開成社関係、旧二本松城址に造られた二本松製糸場、当時有数の銀山であった半田鉱山で、また「北陸東海両道写真」（出品番号4）より宮城師範学校であり、いずれも木戸の日記に行幸関係の記事が見られる。

参考6　福島県管下安積郡桑野村開成山より開成沼眺望の図

参考8　福島県管下安達郡二本松製糸場の図

参考7　福島県管下安積郡桑野村開成館の図

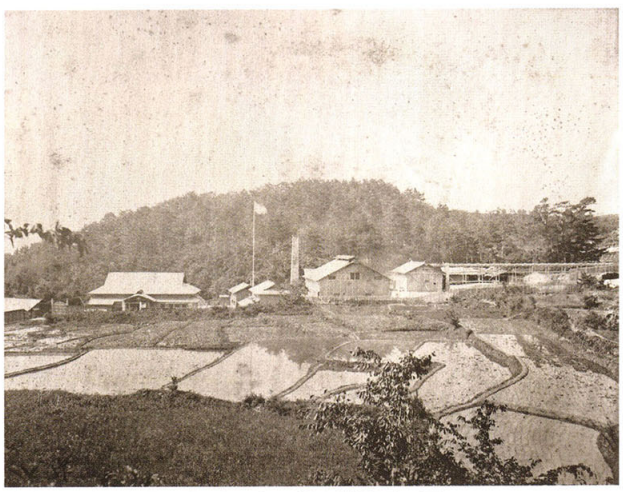

参考9　福島県管下伊達郡半田鉱山製鉱所の図

10　明治九年　幸啓録　五　宮内省庶務課

明治九年（一八七六）　一冊　宮内公文書館

行幸・行啓に関する公文類を宮内省で整理した公文書。明治九年の幸啓録は、全十二冊のうち第五冊が「御東巡ノ部」に充てられており、同年六月二日からの東北・北海道への巡幸に関する公文類が収められている。宮内省図書寮で大正十二年（一九二三）に編纂され、同省大臣官房総務課から昭和六年（一九三一）度に図書寮に移管されて、書陵部に伝来した。このうち特徴的なのは、行幸先の機関などが作成した書類が多く含まれていることで、「日光社務所」・「福島県」・「半田山」（半田鉱山）・「仙台鎮台」・「宮城裁判所」・「宮城師範学校」・「宮城県」・「宮城県下／第二大区小十三区扱所」・「国幣中社／志波彦神社／塩竈神社」などの罫紙が用いられた文書や説明書の類がみられる。これらは、行幸先の機関それぞれで作成され、それがそのまま綴じ込まれたものと考えられる。掲載箇所は半田鉱山が作成した行幸の次第書。

参考10　宮城師範学校附属小学（上）・宮城師範学校教場（下）

10　明治九年 幸啓録 五

11　御道筋概略見聞書　新潟県

明治十一年（一八七八）頃　一冊　宮内公文書館

明治十一年の巡幸に際して新潟県が作成した、同県内の御休所・御泊所となる地に関する資料。新潟県の罫紙を用い、御休泊地の戸数・周辺の地勢・社寺・名所・旧跡・物産などがまとめられている。巡幸の事前調査として提出させたものであろう。なお巡幸の際、供奉員向けに沿道の地勢や名所などを簡略に記した小冊子が作成されたが、本書はその参考にもなったと思われる。掲載したのは、外波村・市振村間の景勝地「親不知」を説明した箇所。当地は北陸道随一の交通の難所であり、明治天皇が九月二十八日にこの付近を通御された際には、山上の迂回路を経由された。参考11の写真は、巡幸が契機となり明治十五～十六年に行われた同所周辺の新道開鑿工事の様子を写したもの（「各種写真」第七〈図書寮文庫所蔵〉所収）。

11　御道筋概略見聞書

参考11-2　字孫右衛門岩

参考11-3　字駒返し

参考11-1　「北陸道越後国新道開鑿之真影」より字籠岩隧道東口（新潟県）

12　従駕日誌

明治十三年（一八八〇）　一冊　宮内公文書館

明治十三年の巡幸に供奉した文学御用掛宮内省十三等出仕加部巌夫が作成した記録。六月十六日の発輦より起筆し、御休所・御泊所となった場所ごとに、「地理」（主要地からの距離、地勢、戸数など）「景況」（通御の際の奉迎の様子など）「探偵」（文学御用掛が一時的に供奉を離れて周辺の名所などを調査した記録）などの項目を設けて記事が書き込まれる。但し記述は六月十八日までで書きさしのまま終わっている。掲載箇所は六月十七日に駐輦された上野原（山梨県の最初の御泊地）の記事で、余白までも利用して記事が書き込まれている。参考12の写真は、翌十八日に上野原から笹子へ向かわれる途中で通御された「猿橋」（出品番号6「本邦中部七州勝景」所収）。両岸の岩盤に差し込んで突き出させた梁を重ね、その上に橋桁を設けるという特殊な構造を持つ。

12　従駕日誌

13　徳大寺実則日記

嘉永四年（一八五一）～大正八年（一九一九）
全四十冊のうち一冊　図書寮文庫

徳大寺実則（一八三九～一九一九）は幕末・明治の政治家。幕末には尊攘派として活動し、文久三年（一八六三）八月十八日の政変で失脚したが、明治になると政界に復帰し、宮内卿・侍従長を長く務めた。掲載資料は実則自筆の日記四十冊のうち、明治十三年の巡幸に関するもので、小型の手帳を用いて墨と鉛筆で記されている。発輦の六月十六日から筆を起こし、巡幸の途中ながら七月九日の記事で終わっている。この冊の記載内容は概ね簡略に御動静を記したものであるが、掲載した六月二十一日条のように、県令・裁判官が明治天皇の御前で言上した内容や、県立病院において見聞した奇病の女子が吐出した虫のことなどが詳しく記されている条もある。参考13の写真は六月二十一日に臨御された甲府旧城内の葡萄酒製造所（出品番号7「各種写真」第四所収）。

13　徳大寺実則日記（明治13年6月21日条）

参考12　甲州猿橋の景（山梨県）

参考13　甲府旧城内葡萄酒製造所の景（山梨県）

14　十符の菅薦　草稿（明治9年6月13日条）

15　十符の菅薦　版本（同日条）

参考14　福島県白川樂翁公遊園地大沼（南湖）の景

14　十符（とふ）の菅薦（すがごも）草稿　近藤芳樹

明治九年（一八七六）　全二冊のうち一冊　宮内公文書館

15　十符の菅薦　版本　近藤芳樹

明治九年（一八七六）　全四冊のうち一冊　宮内公文書館

宮内省皇学御用掛（明治九年十月より宮内省文学御用掛に改組）近藤芳樹（一八〇一～八〇）が明治九年の東北地方を中心とした巡幸に供奉した際の日記。記録期間は皇居御出門の六月二日より、還幸のため函館を出航される七月十八日まで。「十符の菅薦」とは、編み目が十筋もある幅の広い菅薦のことで、昔より東北地方で産し、歌にも詠まれてきたことから、書名に採用されたものと思われる。著者の近藤は国学者として知られ、和歌・律令・有職故実などに関して多くの著作がある。掲載したのは草稿本（全二冊）と明治九年十二月宮内省刊行の版本（全四冊）であり、掲出箇所は共に六月十三日条の白河付近（現福島県白河市）の記述。白河藩主松平定信（一七五八～一八二九）が整備した南湖の記述のほか、戊辰戦争の激戦の地で詠んだ木戸孝允の詩文などがみられる。参考14の写真は明治九年に撮影した南湖（出品番号2「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」所収）である。

16　くぬかちの記　草稿（明治11年9月3日条）

17　陸路廼記　版本（同日条）

16　**くぬかちの記　草稿　近藤芳樹**

明治十一年（一八七八）　全三冊のうち一冊　図書寮文庫

17　**陸路廼記（くぬがじのき）　版本　近藤芳樹**

明治十三年（一八八〇）　全二冊のうち一冊　宮内公文書館

文学御用掛近藤芳樹が明治十一年の北陸・東海道巡幸に供奉したうち、北陸巡幸の供奉日記。記録期間は皇居御出門の八月三十日から、京都を御出発になる前日の十月十九日まで。書名は北陸の古訓「くぬがのみち」から採られた。掲載したのは草稿本（全三冊）と明治十三年六月宮内省刊行の版本（全二冊）であり、掲出箇所は共に九月三日条、日本三古碑の一つとされる群馬県の多胡碑（現高崎市所在）に関する記述である。草稿本には碑の形状を示す図が描かれていたが、朱書で訂正され、版本では文面のみとなっている。参考15の写真は明治十一年当時の同碑を撮影したものである（出品番号21「各種写真」第二所収）。

参考15　群馬県多胡郡池村多胡碑

18　美登毛濃嘉数（明治13年6月25日条）

18　美登毛濃嘉数（みともものかず）　版本　池原香穉

明治十五年（一八八二）　全五冊のうち一冊　宮内公文書館

文学御用掛池原香穉（かわか）（一八三〇～八四）が明治十三年の山梨県・三重県・京都府巡幸に供奉した際の日記。記録期間は皇居御出門の六月十六日から、還幸の七月二十三日まで。明治十五年二月宮内省より刊行、全五冊。著者池原は国学者であり、号は日南、医師でもあった。書名は同じ文学御用掛の高崎正風（一八三六～一九一二）よりおくられた歌「おもふ友みともの数にいりぬるはわかゆくよりも嬉しかりけり」から採られた。「みとも」とは供奉のことを謂う。特徴としては、池原はじめ日本画家松本楓湖（一八四〇～一九二三）らによる挿画を多く採用していることを挙げることができる。掲載箇所は六月二十五日条、校舎が明治九年に竣工した長野県松本の開智学校行幸の際、天覧に供された古器物を写した図である。参考16の写真は同校での天覧品（出品番号7「各種写真」第四所収）とみられ、掲載の図と合致する。

参考16-1　松本開智学校陳列品の内　木唐猫（狛犬）・山本勘助ノ甲・神代ノ鉾

参考16-2　松本開智学校陳列品の内　五鈴鏡・霊芝形ノ石（同上）

19　扈蹕日乗　稿本（明治14年9月6日条）

19　扈蹕日乗（こひつにちじょう）　稿本　児玉源之丞

明治十四年（一八八一）　全三冊のうち一冊　宮内公文書館

20　扈蹕日乗　版本　児玉源之丞

明治十八年（一八八五）　全四冊のうち一冊　宮内公文書館

文学御用掛児玉源之丞（?～一八八八）が明治十四年の北海道・秋田県・山形県巡幸に供奉した際の日記。扈蹕は行幸に付き従うの意。記録期間は皇居御出門の七月三十日から、還幸の十月十一日まで。著者の児玉はもと薩摩藩士で昌平黌に学び、書や詩・画にも堪能であった。掲載したのは稿本（全三冊）と明治十八年四月宮内省刊行の版本（全四冊）であり、掲出箇所は共に九月六日条、御小休所が設けられた北海道南西部の蓴菜沼（じゅんさいぬま）（現大沼国定公園）の記述である。稿本には図を挿入すべき指示を記した朱筆の付箋が貼られており、版本では該当箇所に挿図が採用されている。参考17の写真は明治十四年巡幸時の蓴菜沼を撮影したもの（出品番号8「各地勝景　奥羽・北海道」所収）。

20　扈蹕日乗　版本　同日条挿図

参考17　渡島茅部郡蓴菜沼の景（北海道）

各地の声

21 群馬県関係写真（「各種写真」第三より）

明治十一年（一八七八）　全七十四枚のうち
図書寮文庫

『明治天皇紀』明治十一年九月四日条は、群馬県行幸中の明治天皇に上野国名勝写真七十五枚が献上された旨を載せる。「各種写真」第三には七十四枚が収められており、巡幸中に献上された写真のうち、現存するもので時期や経緯等がここまで明示できるのは珍しい。

写真は、行政・教育・勧業など群馬県における開化政策の一端を見せてくれるが、それを推進し県政の基礎を築いたのが県令楫取（かとり）素彦である。楫取県政の特色として、教育の充実と産業の振興、文化財の保護（特に特別史蹟「上野三碑」の保護）などが挙げられる。当時の有力な輸出産業であった蚕糸業に対しては、製糸場の設立をはじめ全県的な振興に尽力し、平成二十六年に世界遺産登録された富岡製糸場の存続にも大きく関与したと言われる。また「群馬県庁」は旧前橋城本丸御殿で、巡幸当時、正しくは仮庁であった。高崎との間で繰り広げられた県庁をめぐる争いは、最終的には明治十四年に前橋を正式に本庁とする太政官布告によって決着した。その後、この建物は昭和三年（一九二八）まで使用された。

21-1　群馬県庁

21-2　邑楽郡館林町 館林西学校

21-3　甘楽郡入山村 入山学校

21-4　群馬郡岩鼻町 已決檻 囚人整列之図

21-5　群馬郡 伊香保村

21-6　甘楽郡後賀見村稼穡の図

22　埋木廼花（うもれぎのはな）　高崎正風

明治九年（一八七六）　全二冊のうち一冊　宮内公文書館

23　千草の花　高崎正風

明治十三年（一八八〇）　全六冊のうち　宮内公文書館

24　伊気留志留志（いけるしるし）　高崎正風

明治十一年（一八七八）頃　全六冊のうち一冊　宮内公文書館

「埋木廼花」は明治九年六月から七月の東北・北海道巡幸の際に巡幸先の民衆が詠進した詩歌等を撰録し、供奉員・側近による詩歌を併録したもの。高崎正風（一八三六～一九一二、当時は侍従番長）編輯・三条西季知（一八一一～八〇、当時は歌道御用掛）校閲。全二冊。明治九年九月新刻。宮内省蔵版。明治天皇に献上。高崎による序文には「名くはしき海や山や城の址関の余波（ナゴリ）なと珍らしき所々をは写真師におほせて其真景（カゲ）を写さしめ給ひつれと、ひとりめにみえぬ人情（ヒトノコヽロ）と形なき風俗（テブリ）とをいかゝはせむ。これか姿をうつしこれか影をとゝむるものはやかて歌ならすや。されは歌は人情風俗の写真ともいふへきものにしあれは、いかてこたひ献れるかきりを一さらに纂めものして御側に捧け置なは、万機（ミマツリゴト）の御暇あらん折々に彼写真とならへみそなはさんには猶其各地（トコロ〳〵）を巡幸（メグリイデ）ます御心地やし給はむ」とあり、天皇が本書と巡幸先の風景写真を並べて御覧になることを希望して編纂したとしている点が特に注目される。

「千草の花」は明治十一年八月から十一月の北陸・東海道巡幸の際に巡幸先の民衆が詠進した詩歌等を撰録し、皇后・供奉員・側近による詩歌を併録したもので、「埋木廼花」と同種の書。「埋木廼花」と同じく高崎正風（当時は文学御用掛）編輯。全六冊。明治十三年六月刻成。明治天皇に献上。高崎による凡例には「この集編纂の主旨はこたひ行幸あらせられしところ〳〵の民情ををりにふれておほしいてさせたまはむ料にそなへ奉るこゝろしらひなれは」とあり、編纂目的も「埋木廼花」と同様と見てよい。「伊気留志留志」は「千草の花」の稿本。全六冊。収録する詩歌等に朱筆による添削が多く加えられている。

22　埋木廼花

23　千草の花

24　伊気留志留志

巡幸と御製

25　明治天皇御集稿本　臨時編纂部

全百十四冊のうち一冊　宮内公文書館

本資料は、明治天皇の御製集の稿本で、宮内省御歌所内に設置された臨時編纂部において作成された。全百十四冊。『明治天皇御集』未収録の御製も多い。ここでは巡幸に因む御製を四件六首紹介する。

まずは「明治一一年前　雑」の冊より「鳥羽の海にて」との詞書のある「風ふけは波たつとはの朝なきにかもめたちたつつはさのみみゆ」。明治五年五月二十五日志摩国鳥羽港に御召艦が投錨した際のことを詠まれた御製と思われる。参考18の写真は「九州御巡幸写真」（出品番号1）より鳥羽港の風景。

ついで「華厳滝」との詞書のある「ぬは玉のくろかみ山の岩つはめたきのしふきにはねぬらすらん」。また稿本の「明治一一年前　点外　下」の冊には「華厳滝」との詞書のある「みやまよりおちくるたきにいはつはめ翅やすめすとひちかひけり」という御製も見える。いずれも明治九年六月八日、日光の華厳滝を御覧になった際の情景を詠まれた御製と思われる。参考19の華厳滝の写真は、「各種写真東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」（出品番号2）所収で、明治十二年、第十八代米国大統領を務めたグラント将軍が日光を訪れた時期に撮影されたもの。

さらに「うつの山にて近きころつくれる洞道をとほりける時」との詞書のある「小車のをすまき上てみ渡せは朝日ににほふふしのしら雪」。前出「明治一一年前　点外　下」には「洞道をとほりける時」との詞書のある「うつの山はけしき坂もいまよりはこゝろもやすくとほるほらみち」という御製も見える。いずれも明治十一年十一月三日、静岡県の宇津谷隧道（明治七年五月起工、同九年六月竣功）を御徒歩にて通御された際のことを詠まれた御製である。参考20の写真は「北陸東海両道写真」（出品番号4）より宇津谷峠と同隧道。

最後に稿本の「明治三一年　二」の冊に「折にふれて」との詞書のもとにまとめられた十九首の中から「夏さむき越の山ちを梅雨にぬれてこえしも昔なりけり」。これは明治十一年巡幸の折、悪天候の中、北陸の難所を通過されたことを後年回想して詠まれた御製である。なお、『明治天皇紀』はこの御製を、烈しい風雨の中、木ノ芽峠を越えられた明治十一年十月九日条に載せる。参考21の写真は「各種写真」第十二（図書寮文庫所蔵）に収められた巡幸関連の写真より「越中国新川郡泊町村ノ景」「越中国富山神通川舟橋」を掲げた。

25　明治天皇御集稿本　明治十一年前　雑

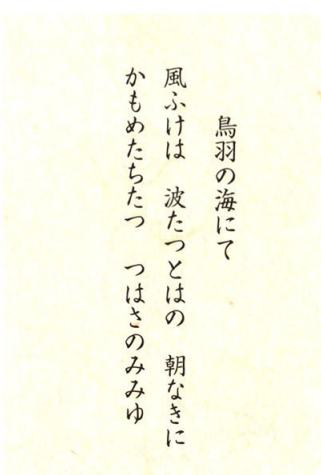

参考18　鳥羽港（三重県）

参考19　日光勝景の十三　華厳滝

華厳滝

ぬは玉の　くろかみ山の　岩つはめ
たきのしふきに　はねぬらすらん

みやまより　おちくるたきに　いはつはめ
翘やすめす　とひちかひけり

参考20-1　静岡県宇津谷峠の図

うつの山にて近きころつくれる
洞道をとほりける時

小車の　をすまき上て　み渡せは
朝日ににほふ　ふしのしら雪

洞道をとほりける時

うつの山　はけしき坂も　いまよりは
こゝろもやすく　とほるほらみち

参考20-2　宇津谷隧道（静岡県）

折にふれて

夏さむき　越の山ちを　梅雨に
ぬれてこえしも　昔なりけり

参考21-2　越中国新川郡泊町村の景（富山県）

参考21-1　越中国富山神通川舟橋（富山県）

天皇、撮影を命ず——明治天皇が御覧になった景色——

これらの写真は、明治十四年巡幸の際、明治天皇が供奉の印刷局写真師に命じて撮影させた、あるいは巡幸中に各地の行在所において御覧になったものである。いずれも「各地勝景　奥羽・北海道」（出品番号8「各地勝景　奥羽・北海道」（24、25頁参照）に収められている。『明治天皇紀』にはさまざまな場面で撮影を命じられたことが記されており、検証の結果、確認できた写真は同写真帖全九十六枚のうち、二十二枚にのぼる。今回紹介するのはその一部であるが、「奥の細道」にも登場する安積山や、歌枕の地として名高い安達ヶ原、さらに北海道駒ヶ岳の雄大な景観、森湊桟橋での海で遊んでいたらしい子供たちの整列姿といったさまざまな写真からは、巡幸の際、天皇がどのような景観に御心を動かされたのか、あるいは供奉写真師がいかなる光景が御意にかなうと考えたのかなどをうかがうことができ、興味がつきない。

8-15　下野国上阿久津東鬼怒川橋（栃木県）

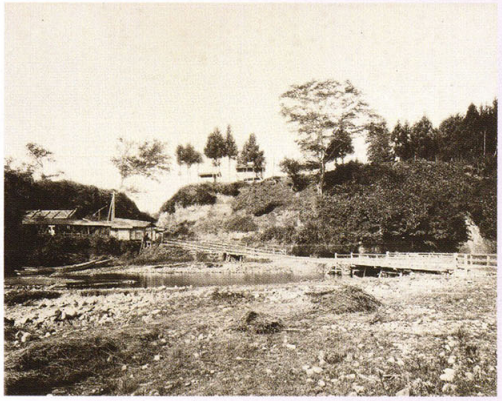

8-16　下野国大田原駅蛇尾川より招魂社を望む（栃木県）

8-17　岩代国安積郡安積山の景（福島県）

8-18　岩代国安達原白真弓観世寺観音堂（福島県）

8-19　岩代国安達原白真弓観世寺巌窟（福島県）

8-20　陸中国磐井駅北五串村天工橋の眺望（岩手県厳美渓）

8-21　陸中国磐井駅西光寺多谷の窟（岩手県）

8-23　陸奥国二戸郡一戸村末ノ松山景（岩手県）

8-22　陸中国盛岡駅菊地金吾庭中見馴松（岩手県）

8-25　渡島国茅部郡森村より駒ヶ嶽眺望（北海道）

8-24　陸奥国三戸郡目時村蓑ヶ坂御野立場の眺望（青森県）

8-27　羽後国南秋田郡真坂村御野立場より八龍湖の景（秋田県八郎潟）

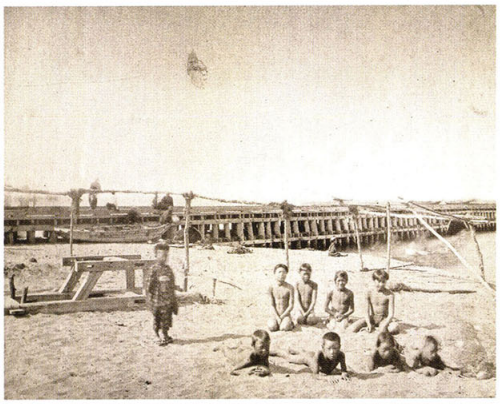

8-26　渡島国茅部郡森湊桟橋の景（北海道）

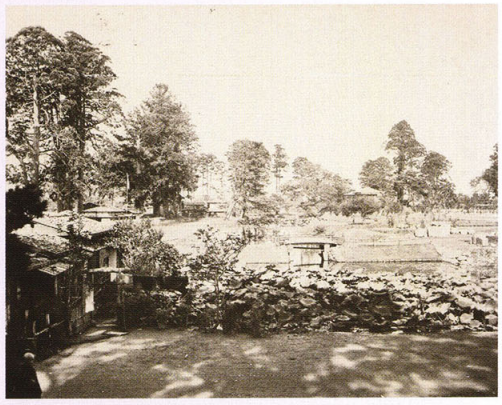

8-29　羽前国西田川郡鶴岡駅公園（山形県）

8-28　羽後国南秋田郡寺内村招魂社内より土崎湊の景（秋田県）

明治天皇の御製と歌枕

歌枕とは、特定の景物（四季折々の自然の風物）と結びついた実在する地名や名所をいう。例えば吉野山（奈良県）では桜を、竜田川（奈良県）では紅葉を詠み込むのが決まりであった。これは、和歌という伝統の中で築かれた美意識であり、実景と関わらずに詠まれるものであった。

明治天皇の御製には歌枕を詠み込んだ例がしばしば見られる。例えば、「吉野山さくらの若葉しげりあひてふるき宮居になくほととぎす」として吉野山で桜を詠み、また、「和歌の浦やあしべのたづの鳴く声も月に澄みゆく秋の夜はかな」として和歌の浦（和歌山県）では鶴を詠み込んでいる。いずれも伝統的に詠み継がれた歌枕である。このような例から、明治天皇が歌枕という和歌の伝統を踏まえて御製を詠まれたことが分かる。また、御製に歌枕を詠むだけでなくご自身の目で歌枕を確認されようとしたことが、巡幸の際に各地の景勝地を写真師に撮影させたことからも窺える。明治九年（一八七六）の東北巡幸では、黒塚（福島県）・安達ヶ原（福島県）・信夫山（福島県）・松島（宮城県）・末松山（岩手県）などの歌枕が撮影されている（参考22）。明治天皇は歌枕に対してご興味があったといえよう。

一方で、このような歌枕へのご興味とは対照的に、歌枕ではない地名が詠み込まれている御製が見られる。「さよちどり鳴く声さむく聞ゆなり芝の浦風吹きまさるらむ」は、芝浦に吹く冷たい風に千鳥が鳴く声が聞こえるという御製であるが、通常、千鳥が詠み込まれる歌枕は須磨（兵庫県）や佐保（奈良県）などである。しかし御製では芝浦（東京都）が詠み込まれている。また、「いづこにか若菜つままし冬がれの草のみ見ゆるむさし野の原」は、武蔵野で若菜を摘もうとする様が詠まれているが、これも和歌の世界では若菜が摘まれる場所は春日野（奈良県）と限定されている。なお、武蔵野（東京都）は歌枕として定着している地名であるが、通常は紫草が生える野として詠まれる。さらに、春霞を詠じた御製では、天香具山などの奈良の山々にかかる様を詠じるのが通常であるのが、「波まくら由比の浜より見わたせば江の島かけて霞たなびく」として、由比ヶ浜（神奈川県）から江の島（神奈川県）にかけて春霞がたなびいている情景が詠まれる。御製にはこの他にも、習志野（千葉県）では鷹狩を詠み、港といえば品川（東京都）や横浜（神奈川県）を詠じる。いずれの御製にも先例はなく、明治天皇が和歌に初めて詠じた地名といえよう。そして、これらは全て天皇の身近であり実際に赴かれた地名であることが分かる。なぜ、明治天

参考22-4　宮城県塩竈市中より松島の遠景

参考22-1　福島県阿武隈川橋上より黒塚の景

皇はこのような歌枕でない地名を御製に詠まれたのだろうか。一番に考えられる可能性は、天皇が歌枕を理解されていなかったということだが、先に例として挙げたように御製には伝統的な歌枕が詠じられていることから、歌枕を把握されていないとは考えにくい。つまり、あえてこのような歌枕ではない地名を、あたかも歌枕であるかのように詠じていたということが推測できる。伝統的な和歌を学ばれた天皇が、なぜ伝統に反するような御製を詠じたのだろうか。

歌枕は、東北など当時の都であった奈良や京都から離れた場所である場合もあるが、多くは都を中心とした畿内である。本来はただの地名であったのが、歌人に詠まれることによってある特定の景物と結びつき歌枕として定着した。当時の和歌は都を中心とした文化であったため、歌人が赴きやすい畿内が詠み込まれたことは当然といえば当然である。つまり、何でもない場所が、歌人によって特別な場所となったともいえるのである。では、先ほど例に挙げた明治天皇の御製であるが、いずれも新たな都となった東京を中心として新たな地名が詠み込まれている。千鳥が鳴く場所が須磨であったのが芝浦になり、若菜を摘む野原が春日野であったのが武蔵野になり、春霞がたなびくのが奈良の山々ではなく由比ヶ浜などとなる。これはまるで新たな歌枕の創出ともいえる。しかし、一方で、伝統的な歌枕を詠じたのは矛盾ともいえる。こうした御製をなぜ天皇は詠まれたのだろうか。

これは、室町時代以降に流行した瀟湘八景に通じるものがあると考える。瀟湘八景は中国湖西省の地名を景物と結びつけて漢詩に賦したものである。中国から日本に伝わり、漢詩だけでなく和歌も詠まれるようになった。さらに瀟湘八景に基づいて詠じられるだけでなく、湖西省の景色を日本の地名と結びつけて詠じた、近江八景詩歌や修学院八景詩歌などが成立した。つまり、数寄者が各々の土地に瀟湘八景をなぞらえたのである。瀟湘八景に詠まれる地名は歌枕に等しく、それを日本の身近な土地に置き換えることで、中国湖西省の実際の景色に思いを馳せたのではないかと考える。文字の上でしか知り得ない歌枕を身近な土地と重ね合わせることによって体感しようとしたのではないか。おそらく、こうした日本の伝統的な文化を踏まえれば、明治天皇は決して新たな歌枕を創出しようとしたのではなく、伝統的な歌枕を身近な土地に置き換えようとされたためではないかと考える。そして、明治天皇が歌枕と身近な土地をなぞらえることができた背景には、古今集をはじめとする和歌の知識があったからだといえよう。天皇が新たな都を中心とするその周辺の風景に触れることで、自然とそうした和歌が想起されたのではないか。つまり、歌枕に思いを寄せたからこそ詠むことができたのではないかと考える。明治天皇が御製に新たな地名を詠まれた背景には、歌枕を大切に思う御心が根底にあったと思われる。

（書陵部図書課図書調査室研究員・豊田恵子）

参考22-5　岩手県末松山波打峠の図

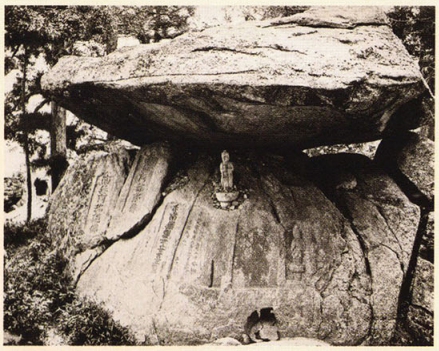

参考22-2　福島県安達ヶ原一ッ家跡の景

参考22-3　福島県信夫橋より信夫山の遠景

まなざしの広がり——御差遣——

26　順徳天皇御遺跡捜索之記　富小路敬直

明治十一年（一八七八）　一冊　図書寮文庫

明治天皇は明治十一年巡幸で新潟に訪れた折、承久三年（一二二一）の承久の乱で佐渡に配流された順徳天皇を追懐した。『明治天皇紀』九月十七日条には、洋画家の五姓田義松を弥彦行在所から寺泊に差遣し同天皇の旧蹟を描かせたこと、侍従富小路敬直を佐渡に差遣して同じく旧蹟を巡視させたこと、翌十八日には行在所で佐渡の住民が所蔵する順徳天皇御遺物を御覧になったことが記されている。

参考23の「寺泊駅菊屋順徳天皇行在所」は、五姓田の「御物　明治十一年北陸東海御巡幸図」（出品番号5）のうちの一点である。一連の記録画の中には、この他に関連するものとして「米山越順徳天皇御小休ノ地ヨリ弥彦角田ノ両山及中央ニ青海川笠島ノ岬眺望ノ図」がある。「順徳天皇御遺跡捜索之記」は富小路による復命書で、加部巌夫が筆記したもの。富小路は同月二十九日に天皇へ復命し、佐渡国全図、陸前松樹の枯枝、国分寺古瓦等を献上した。参考24の写真は「各種写真」第六（図書寮文庫所蔵）に収録されており、富小路が真野山陵の後に視察した、相川の佐渡製鉱所を撮影したものである。

26　順徳天皇御遺跡捜索之記

参考23　寺泊駅菊屋順徳天皇行在所

参考24　佐渡ノ国相川鉱山分局製鉱所の景

27　山形県鶴岡松ヶ岡開墾場写真（明治天皇御手許書類より）

田中隅田・加藤正寛

明治五年（一八七二）～四十一年（一九〇八）　全十五枚のうち　宮内公文書館

松ヶ岡開墾場は旧庄内藩の士族授産として、明治五年から士族三千人によって開拓された。明治十四年九月二十五日、明治天皇は御不例のため行幸予定を変更し、北白川宮能久親王が代わって同所に派遣された。視察を終えた同親王は「写真　大　十六枚」と「写真　小　四十枚」等を持ち帰り天皇に提出しているが、この写真は現存が確認されていない。しかし、明治四十一年九月の皇太子嘉仁親王（大正天皇）山形県行啓時に、同所開墾士族総代松平親懐より開墾場や蚕室等の写真十五枚が献納されている。献納願によれば、これは明治天皇に「献納致候写真」で、その後増築された建物を加え、取り壊された建物の写真を除いたうえで皇太子に献納されたことが判明する。つまり、明治天皇へ献上した同一カットの写真の焼き増しを含むことを示すもので、十五枚中十三枚がそれに該当する可能性が高い。掲載写真はその十三枚の中から選定した。

松ヶ岡開墾場は養蚕技術の習得のため、富岡製糸場で有名な群馬県田島弥平の元に実習生を派遣するなど技術導入を図っており、蚕室の構造も二階建ての上に通風換気用の屋根を設ける上州式を踏襲している。

27-1　明治5年8月開墾着手前後田林の光景

27-2　明治6年秋　桑畑の景

27-3　明治14年撮影　松岡蚕室の全景

27-4　明治14年撮影　松岡一号蚕室

27-5　明治14年撮影　松岡二号蚕室

27-6　明治14年撮影　松岡三号蚕室

27-7　明治14年撮影　松岡五号蚕室

28　熾仁親王御日記（明治14年10月5日条）

同（表紙）

同（鉛筆）

28　熾仁親王御日記

明治元年（一八六八）～二十八年（一八九五）
全百一冊のうち　図書寮文庫

有栖川宮熾仁親王の自筆日記。同親王は明治十四年巡幸に供奉し、その間、明治天皇の命によりさまざまな場所に差遣された。九月二十九日には山形県の村垣薫五郎開墾場を巡視し、十月五日には工事中だった福島県安積疏水に派遣されている。特に安積疏水では重要な箇所を視察しており、十六橋と呼ばれる石造水門については日記に「猪苗代湖銚子口ニ架スル十六橋観覧、此橋梁ハ明治十三年三月着手、同年十一月竣功之趣也」と工事経過を記し、さらに取水口のある山潟村で見た長さ「三百三拾間」（約六百メートル）に及ぶ「隧穴」については「壮観也」とその様子を記載している。

この時期の日記は小型の皮製手帳に筆記具も付属しているのが特徴で、記述内容に加えて巡幸供奉当時に付けていた日記の状態をそのまま伝える貴重な資料でもある。

29 福島県安積疏水工事中写真

（「各種写真」第二より）

明治十四年（一八八一）

全二十七枚のうち　図書寮文庫

30 安積疏水写真（「各種勝景　陸軍士官学校・山形県下其他」より）

大蔵省印刷局

明治十五年（一八八二）

全十三枚のうち　三の丸尚蔵館

安積疏水（猪苗代湖疏水）の工事は、明治九年内務卿大久保利通が士族授産の開墾政策と連動する事業方針を示したことを契機とする。福島県猪苗代湖から取水して安積原野を開拓できるようにするため同十二年に着工された。第一着工事が完了した同十四年の十月五日には、巡幸中の明治天皇の命により有栖川宮熾仁親王が現場に派遣され、工事の様子を巡視している。この時農商務省安積疏水掛より「疏水工事中三十箇所ノ写真」が代覧に供されているが、これに該当すると思われるものを掲出した。

安積疏水は翌十五年に完成し、十月一日の通水式には右大臣岩倉具視・大蔵卿松方正義など政府高官が出席している。次頁掲載の写真は完成後のもので、安積疏水掛が大蔵省印刷局に依頼して「水路中、重要ナル」十二箇所を撮影したものである。同年十二月に同掛より宮内省に全十三枚が献納された。

29-1　工事第一番　戸ノ口本川〆切枠及枠内目鏡橋十三個築造瀬割堤川底敷下水車にて水上螺器運転の図

29-2　工事第二番　山潟堀割の図

29-3　工事第四番　熱海荒町堀割の図

29-4　工事第六番　二番隧道北口の図

29-5　工事第六番　五番六番隧道の間堀割及六番隧道北口の図

29-6　熱海飲料用水樋の図

30-2　同第四図　山潟湾渠口

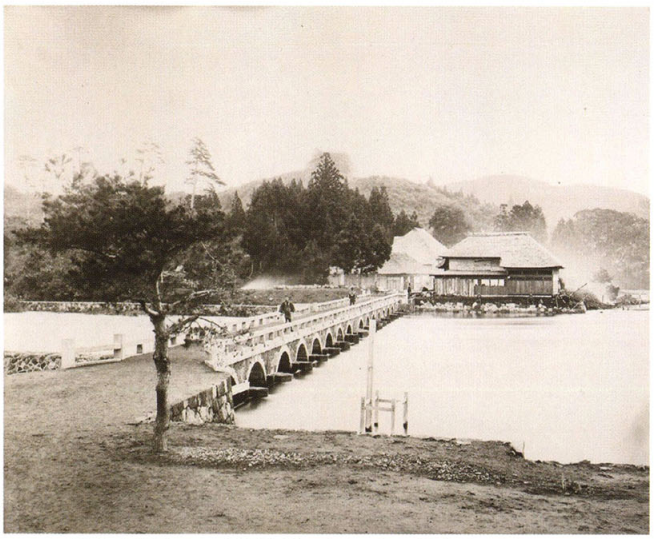

30-1　猪苗代湖疏水工場撮影第二図　十六橋水上の図

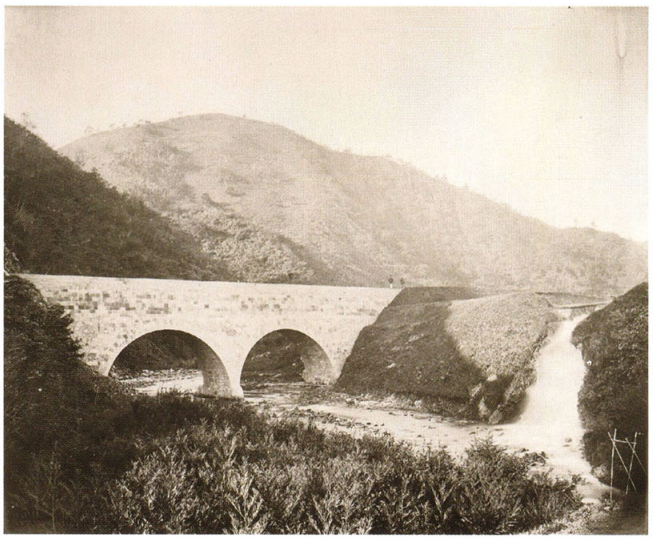

30-4　同第十一図　熱海疏水橋

30-3　同第十図　熱海堀割

30-6　同第十三図　郡山分水滝

30-5　同第十二図　夏出疏水橋

帝都より国を見る

皇居より遠く離れた地方で起こった出来事を知る手段としても、写真や絵画が利用された。地方巡幸では行くことのできなかった遠隔地にも、天皇のまなざしは向けられ、御手許に届けられた写真や絵画を通して、その土地の名勝や人々のくらしなどを知ることができた。とりわけ写真技術の発達と普及は、明治期に起こった未曾有の災害、世の中を驚かせた事件・事故などをありのままに記録することを可能にした。天皇の御手許には、差遣された皇族や侍従等を通じて、報告書や図面と共に大量の写真が届けられ、その実情がつぶさに伝えられるようになった。ひとつの出来事に対して様々な角度から撮られた大量の写真は、それ以前に比べ、情報の質を高めたことは疑いなく、現地の状況把握に大いに貢献したことであろう。また、御手許に届けられ、御覧になったであろう孤児院や地方病院の写真・絵画からは、慈しみに満ちた天皇のまなざしを感じ取ることができる。以下に掲載する写真・絵画は、それぞれに異なった特徴を持ちながらも、共に時代を記録する役割を負っていたのである。

31-1　琉球人之踊（出品番号31　沖縄県関係写真「各種写真」第十一より）

彼方より

31-3　琉球国王歴代墓所

31-2　那覇崇元寺門前

31-5　首里城門（手前は瑞泉門、奥が漏刻門）

31-4　首里城門（正殿）

31-7　琉球人

31-6　中城城内より遠望の景

31　沖縄県関係写真（「各種写真」第十一より）

明治二十年（一八八七）か　全二十二枚のうち
図書寮文庫

明治十二年より沖縄県として日本に編入された琉球は、他地域には見られない独特の景観、また風習を残している。例えば「琉球人」と題された男性五人の写真では、その衣装から近世琉球時代における身分の違いをつぶさに見ることができるし、「那覇崇元寺門前」の写真はクバ笠に裸足という当時の農民の姿が見てとれる。また子供達の踊り衣装を写した「琉球人之踊」では、三線を爪弾く遊女（じゅり）と共に当時の辻（ちーじ）での御座敷芸の有様を今に伝えてくれる。

撮影時期は定かでないが、明治二十年十一月～十二月の伊藤博文首相一行による巡視との関連性を強くうかがわせる。すなわち本写真は鹿児島県や佐世保・呉両軍港と一連になっているが、これらと伊藤の巡視コースが合致すること、撮影された風景は晩秋にも見えること、首里城が明治二十年代以前の特徴を備えていることなどから蓋然性は高い。ここに掲げた写真の景観・建造物は、沖縄戦によりそのほとんどは灰燼に帰し、現在では見ることができないものも多い。

これらの写真は、風景だけではなく人々の暮らしをも垣間見せ、近世琉球時代と明治初期の姿を今に伝えている。

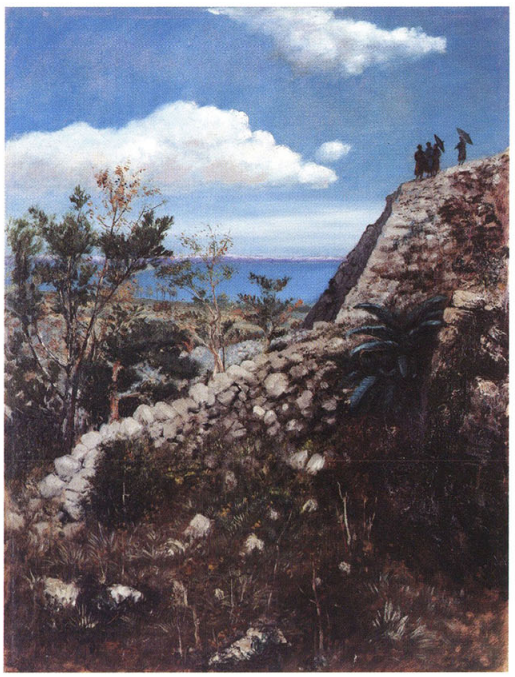

32-1　琉球東城旧跡之眺望

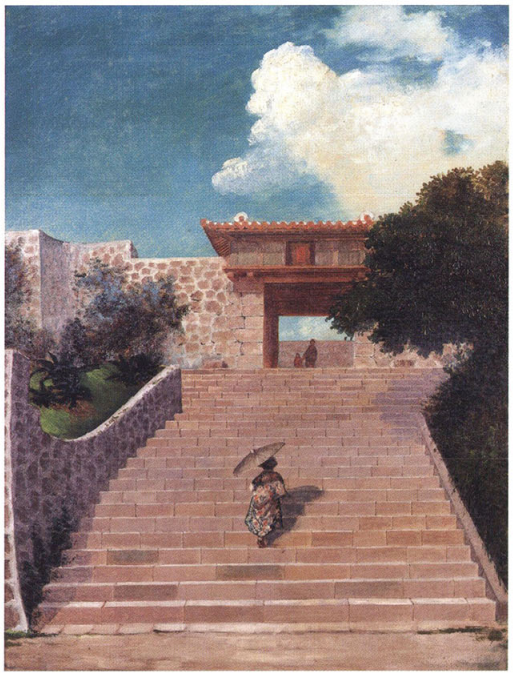

32-2　琉球中城東門

32-3　宗元寺舜天王之廟

32-4　那覇港之景

32　九州・沖縄連作画のうち　山本芳翠

琉球東城旧跡之眺望
琉球中城東門
宗元寺舜天王之廟
那覇港之景

明治二十一年（一八八八）　四面
三の丸尚蔵館

伊藤博文らの巡視旅行には、各地の様子を記録すべく洋画家の山本芳翠（一八五〇～一九〇六）が同行したとされている。これは渡仏時代の芳翠と伊藤の間で交流があったことも関係すると思われるが、実は芳翠が同行したことを示す確実な資料は今のところ見出されていない。ただ、残されたスケッチなどから、芳翠がこの時期に沖縄や鹿児島を訪れていたことは間違いない。芳翠は沖縄、鹿児島、そして広島などで目にした光景を全二十面の油彩画（一部パステル画）で描き、この連作画が伊藤博文より献上された。現在、その内の八面が当庁に現存している。これらの絵は、現地でのスケッチや写真（撮影者は不明）をもとに制作されたものと思われ、巡視先を撮影した写真の中には、「琉球東城旧跡之眺望」とほぼ同一構図のもの（31-6）も見出せる。色彩や質感の再現性に長けた油彩画は、明治の前期においては写真と共通する記録技術としての役割を求められた。ただし、芳翠は油彩画が写真の代替技術ではないことを主張するかのように、独自の視点で現地の風景、人物、風俗、動物などを画題に選び、見る者の関心を強くひくバリエーションに富んだ連作画を完成させた。

33　明治二十四年同二十五年千島探検諸島之実景写真

遠藤陸郎

明治二十四～二十五年（一八九一～九二）　一冊　三の丸尚蔵館

明治天皇は、開発、防衛の目的で内務省始め各官庁の視察や海軍省の探検が行われるようになった北海道へ、侍従片岡利和を差遣し千島地方を視察させた。明治二十四年十月、片岡は東京を出発、函館港から千島地方へ渡り、色丹島（シコタン）、択捉島（エトロフ）に上陸、得撫島（ウルップ）から最北端の占守島（シュムシュ）へと航海、約一年間の行程を経て翌年九月に帰京、十月二日に復命書を奉呈した。この視察の模様を同行した仙台の写真師遠藤陸郎が撮影し、全百三十四枚の写真によって報告したのが本写真帖である。内容は、積雪に覆われた冬期の千島地方の雄大な風景を複数枚のカットで収めたパノラマ写真や、現地で生活を送る人々の様子、険しい行程を物語る視察の実況写真など多岐にわたる。この御差遣による片岡侍従の千島探検を契機として、千島地方の開拓が本格的な軌道に乗ることとなった。

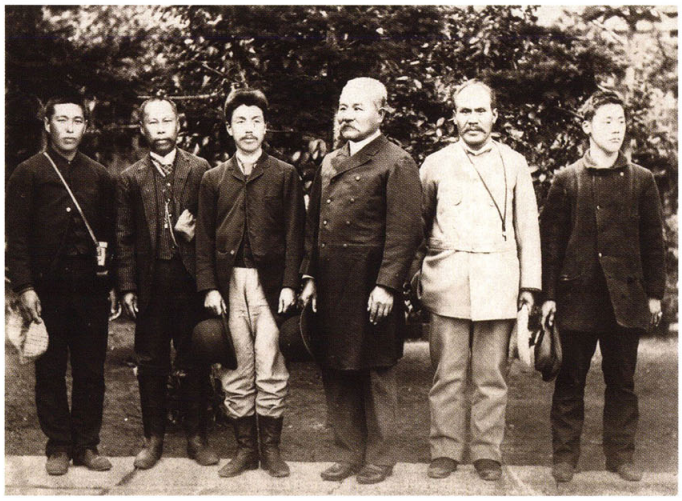

33-4　明治25年9月8日　千島探検を終え帰京の途次根室に於て紀念の為め一行撮影す（右から3人目が片岡利和）

33-2　明治25年2月11日　択捉島藻取（シベトリ）村字ヒライシベツ山中橇（そり）を用いて薪材運搬の様子

33-1　明治24年11月15日　千島国色丹島村民

33-3　明治25年3月1日　択捉島藻取村字トツカリモイ沖合氷鎖の景

34 占守島（シュムシュ）写真

明治三十一年（一八九八）頃　一帖　三の丸尚蔵館

本写真帖は、千島開拓の必要性を主張する予備役海軍大尉郡司成忠によって結成された、報效義会による占守島の拓殖事業の様子を収めている。明治二十六年に行われた探検的要素の強い第一次千島開拓は、郡司の千島拓殖演説などにより世間の大きな注目を集めた。各写真に付された解説文から、本写真帖は二十九年以降に行われた第二次千島開拓を撮影したものであることがわかる。

第二次開拓には報效義会の男性会員だけでなく、その家族の女性や子供が参加し、家屋を建て、農作物の開墾や漁業による自給自足のもとで定住生活が試みられた。写真には、占守島の風景とともに、雪に閉ざされた厳冬期から農作物の収穫期まで、一年の折々の様子が写し出されている。本写真帖には、三十年五月末に始まった別飛の漁舎の建設や、三十一年二月に北海道庁から貸与され結氷期の遊休期間を利用して南方の探査に向かったものの、三十二年五月にミッドウェー島沖で座礁した龍睡丸の鱈漁の様子が収められていることから、撮影時期は三十年から三十一年の期間と推測される。

34-1　占守島報效義会

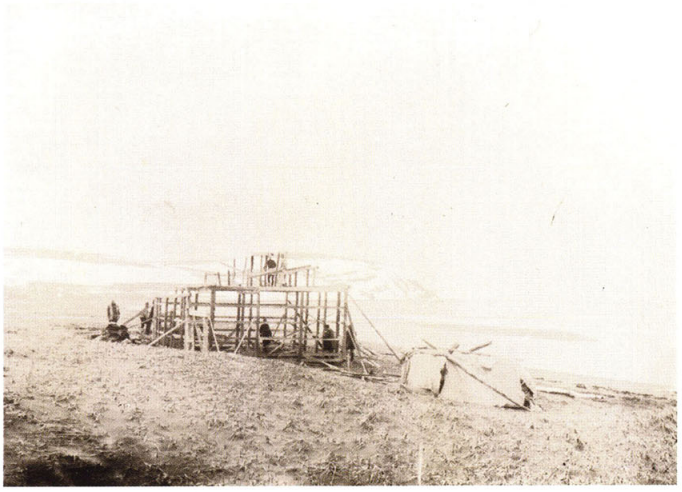

34-2　建設中の家屋

34-3　開墾の様子

34-4　占守島の小学校

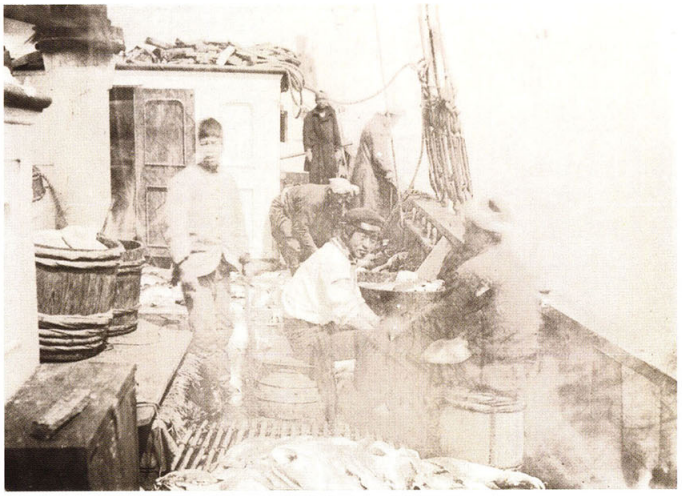

34-5　龍睡丸による鱈漁

35

35 磐梯山破裂之図　山本芳翠

明治二十一年（一八八八）　一面　三の丸尚蔵館

明治二十一年七月十五日、福島県磐梯山が大噴火を起こし、五百人近い死者が出るなど甚大な被害をもたらした。各新聞社はすぐに特派員を派遣し、現地の被災状況を撮影、報道した。洋画家の山本芳翠も東京朝日新聞の要請で現地に赴いてスケッチや写真撮影を行い、それをもとに噴火当時の様子を描いて新聞に掲載した。本図は、芳翠がその絵を下敷きにして描いた油彩画であり、同年八月に伊藤博文より明治天皇へ献上された。

芳翠が現地へ赴いた時点で噴火からは一週間が経っていたが、芳翠が描き上げたのはまさに山の一部が崩壊するほどの水蒸気爆発を起こしている磐梯山であった。画面前景の逃げ惑う人々の慌てふためく様はやや過剰とも言えるが、ここに芳翠の記録性、再現性だけを追求するのではなく、現地で見聞きした情報をもとに演出を加えながら自分なりの世界を画中に創り上げる作画姿勢がうかがえる。芳翠は、はじめ横浜の五姓田芳柳に洋画技法を学び、その後パリへ留学した。帰国してからはフランスで学んだ新古典主義の様式を土台に独自の画境を開き、明治期洋画壇を代表する画家となった。

参考25 「磐梯山噴火写真」（図書寮文庫所蔵）より

36-1　⑤岐阜県岐阜市桜町より伊奈波神社境内を見る図

36　濃尾震災写真帖

明治二十四年（一八九一）　一冊　図書寮文庫

37　岐阜市街震火災ノ図（明治天皇御手許書類より）　岐阜県

明治二十四年（一八九一）　一枚　宮内公文書館

濃尾震災、すなわち明治二十四年十月二十八日に発生した大地震は、岐阜県本巣郡根尾村付近を震源とし、マグニチュード八・〇と推定され、美濃・尾張地方を中心に大きな被害をもたらした。家屋全半壊二十二万戸以上、写真のように岐阜市・大垣町など各所で火災が発生し、死傷者二万四千人以上に達したとされる。明治天皇は直ちに侍従北条氏恭・毛利左門と侍医三名を岐阜・愛知両県に遣わし、侍従には慰問を、侍医には負傷者の治療に当たらせた。皇后（昭憲皇太后）もまた日本赤十字社長に内旨を賜い、同社の医員・看護婦を両県に派遣させている。さらに翌月、小松宮彰仁親王が天皇の命により、被災地の視察と慰問を行っている。また御救恤金として、天皇・皇后より両県に一万三千円ずつ下賜されている。その後、福井県・滋賀県の被害に対しても、侍従差遣および御救恤金下賜のことがあった。

掲載の写真は、書陵部が所蔵する三百点以上の濃尾震災関係写真の一部である。岐阜県では、侍従差遣や賜金があったことから、震災状況の逐次報告を宮内省にも行っていた。岐阜県側の記録「震災日誌」によると、十一月十八日に内閣書記官より、震災地の写真を天皇の御手許で写真帖に仕立てることになったので、説明を付して改めて送るよう、指示があった。これに対し、写真十八枚に撮影場所に関する切絵図十一枚、説明書一通を送ったことが記録され、写真の枚数と説明、切絵図の枚数は、書陵部の所蔵するところと全く一致している。

参考26　追加の御救恤金下賜に対する岐阜県知事礼状

37　岐阜市街震火災ノ図

岐阜市街震火災ノ図の書き起こし図。図中、撮影場所に付した番号は53、55頁の写真①～⑧と対応する。矢印は撮影方向を示す。

36-3　②岐阜市本町より西南を見る図

36-2　①岐阜市今町より西南を見る図

36-5　④岐阜市釜石町以東の図

36-4　③岐阜市上ヶ門より七曲町を見る図

36-7　⑦岐阜市伊奈波神社境内より岐阜市街を見る図

36-6　⑥岐阜市笹土居町より北を見る図

36-8　⑧岐阜県病院構内に於て罹災負傷者施術の図

38　明治29年6月15日午後9時前後大海嘯被害岩手県東海岸之略図（部分）

38　明治廿九年六月十五日午後九時前後大海嘯被害岩手県東海岸之略図（明治天皇御手許書類より）　日本赤十字社か
明治二十九年（一八九六）　一枚　宮内公文書館

39　青森県陸奥国三戸・上北両郡海嘯被害地略図（明治天皇御手許書類より）　日本赤十字社か
明治二十九年（一八九六）　一枚　宮内公文書館

40　宮城県陸前国本吉・桃生・牡鹿三郡海嘯被害地略図（明治天皇御手許書類より）　日本赤十字社
明治二十九年（一八九六）　一枚　宮内公文書館

41　諸国災害実況写真　国府留蔵ほか
明治二十七～二十九年（一八九四～九六）　一冊　図書寮文庫

42　宮城県唐桑村海嘯被害地写真（明治天皇御手許書類より）
明治二十九年（一八九六）　全五枚のうち　宮内公文書館

43　侍従東園基愛現地報告（明治天皇御手許書類より）
明治二十九年（一八九六）　一冊　宮内公文書館

明治二十九年六月十五日に東北三陸地方を襲った大津波は、死者二万二千名余の大被害をもたらした。明治天皇の命により被災地に差遣された侍従東園基愛は、視察先の岩手県から侍従長徳大寺実則に宛てた二十五日付報告（出品番号43）の中で、同県気仙郡十二箇村および南閉伊郡釜石町を視察した結果、医師・看護人等の数が明治二十四年濃尾地震時の十分の一に留まっていると負傷者救護の遅れを指摘している。

宮城県の被災範囲や赤十字仮病院等の位置が記された図（同40）は日本赤十字社作成のもの。岩手・青森両県の被災図（同38、39）も赤十字社作成と推測されるが、最大の被害が出た岩手県の図は、被災者数や救護規模のデータが特に詳細である。

被災三県の写真は書陵部所蔵の津波写真の一部で、被災状況の他に行方不明者の捜索活動や供養の様子、または生存者が記録されている。このうち宮城県本吉郡の写真（同41-2、3）は、撮影者は仙台市の写真師国府留蔵で、東園侍従が現地で買い上げたもの。岩手県東閉伊郡田老村（現宮古市）の写真（同41-6、7）は同郡鍬ヶ崎町の写真師末崎仁平が宮内省に献上した十九枚中の一部。同県気仙郡の写真（同41-4、5）は花巻の写真師井政太郎、同じく久慈港の写真（同41-1）は南九戸郡の写真師柳井宏太郎の撮影による。

なおこれらの被害に対し、天皇・皇后（昭憲皇太后）から岩手県に一万円、宮城県に三千円、青森県に千円の御救恤金が下賜されている。

40　宮城県陸前国本吉・桃生・牡鹿三郡海嘯被害地略図（部分）

39　青森県陸奥国三戸・上北両郡海嘯被害地略図（部分）

41-1　明治29年6月15日 岩手県久慈港海嘯罹災の景（パノラマ風に撮影された2枚の写真を継いだもの）

42　明治29年6月15日 海嘯被害地　唐桑村宿（宮城県）

41-3　本吉郡楷上村にて被害後三日目に亡母の懐中より助け出された少女（宮城県）

41-4　陸上に打ち上げられた帆走船（岩手県気仙郡小友村）

41-2　本吉郡志津川町被害の実況（宮城県）

41-5　岩手県気仙郡末崎村字細浦退潮後の全図（白煙は火葬場）

41-7　岩手県田老村惨害後、衣類を採集して一箇所に掛けている光景

41-6　岩手県東閉伊郡田老村大字田老惨害後の光景（手前は生存者が雑居する仮小屋）

41-8　海嘯被害地　青森県上北郡百石村一ト川目

43　侍従東園基愛の現地報告

事件を伝える

44-1　弾痕が見られる田原坂付近の民家の土蔵（「九州戦地写真帖」より）

44　各地勝景　九州戦地写真帖　上野彦馬
明治十年（一八七七）　一冊　三の丸尚蔵館

45　西南役写真帖　上野彦馬・長谷川吉次郎
明治十～十一年（一八七七～七八）　全三冊のうち　三の丸尚蔵館

明治十年二月から九月まで九州全域で展開された西南戦争に関する写真帖。戦争の最中、すでに陸軍は写真師上野彦馬（一八三八～一九〇四）に委嘱し、戦火の余燼未だ冷めやらぬ田原坂とその周辺地域の様子を撮影した。撮影写真は早くも六月二十六日付で長崎県令より熊本征討軍団に提出されている。今回の出陳資料の中でも特に古いこれらの写真をもとに製作された点で、「各地勝景　九州戦地写真帖」はきわめて貴重な資料といえよう。写真帖には激戦の舞台となった田原坂・吉次峠・木留などの眺望をはじめ、薩摩軍の頑強な抵抗の拠り所となった土塁の写真が収められた。とりわけ田原坂付近の民家の土蔵写真には弾痕が認められ、西南戦争最大の激戦の跡が臨場感をもって伝わってくる。

「西南役写真帖」は、長谷川吉次郎撮影の「八代口・植木口・熊本口」、上野彦馬撮影の「水俣口」および「鹿児島口」、以上全三冊から成る。いずれも撮影地点の戦闘日時や戦況などを詳説している点に特徴があるが、戦争に動員された警視隊の埋葬地の写真や警視隊員の戦闘の解説が収められていることから見て、内務省警視局作成の写真帖と推測される。「八代口・植木口・熊本口」には籠城戦に堪えた熊本城や、薩摩軍の幹部篠原国幹（一八三六～七七）・永山弥一郎（一八三八～七七）の戦死場所が、「鹿児島口」には薩摩軍の本営とされた城山のほか、鶴丸城、私学校跡地、西郷隆盛（一八二七～七七）・桐野利秋（一八三八～七七）の終焉の地となった岩崎谷と両名の首級受け渡しの地などが収録されている。

45-1　熊本口　熊本城天守台から見た兵営と大砲（「西南役写真帖」より）

「各地勝景　九州戦地写真帖」より

44-3　田原坂前面

44-2　吉次本道

44-5　薩摩軍の土塁（台山原西向）

44-4　田原坂西面

「西南役写真帖」より

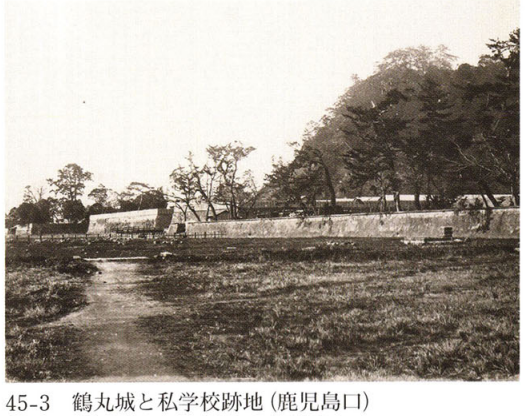

45-3　鶴丸城と私学校跡地（鹿児島口）

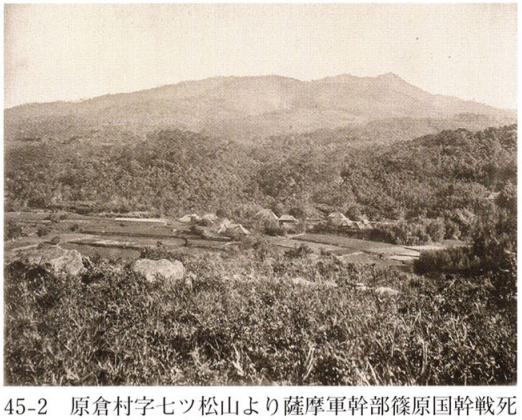

45-2　原倉村字七ツ松山より薩摩軍幹部篠原国幹戦死の地を望む（植木口）

45-5　警視隊埋葬地（鹿児島口）

45-4　西郷隆盛・桐野利秋の首級受け渡しの地（鹿児島口）

46-1　トルコ国軍艦遭難者慰霊祭 (1)

46　トルコ国軍艦遭難者慰霊祭写真（「各種写真　水害・名古屋城・其他」より）

明治二十四年（一八九〇）　全四枚のうち　三の丸尚蔵館

47　土国軍艦エルトグロー号難破ヶ所見取概略

（明治二十三年　外賓接待録一より）　和歌山県

明治二十三年（一八九〇）　一枚　宮内公文書館

トルコ国の軍艦エルトグロー（エルトゥールル）号は、明治二十年の小松宮彰仁親王・同妃の同国訪問の答礼のため、明治二十三年来航。六月十三日、司令官オスマン・パシャを特使とする一行は、明治天皇の謁見を受け、皇帝アブデュルハミト二世の親書を捧呈し、同国最初の親善訪日使節団として歓迎を受けた。

同艦は、その帰途の九月十六日午後九時頃、現在の和歌山県串本沖にある、紀伊大島の樫野埼東方海上において、折からの台風による強風にあおられ樫野崎に連なる岩礁に激突、座礁した後、水蒸気爆発を起こして沈没した。これにより乗組員約六百五十名が海へ投げ出された。「外賓接待録」には、九月二十三日の時点で、パシャ特使を含む五百八十一名が死亡したという和歌山県の報告が綴られている。遺体は炎暑のため、すみやかに近傍に埋葬された。埋葬地は、同資料掲載の「土国軍艦エルトグロー号難破ヶ所見取概略」に記載されている。

一方、地元の東牟婁郡大島村（現串本町）樫野の住民は救助に努め、六十九名が救出され、神戸に移送された。明治天皇は、式部官丹羽龍之助・侍医桂秀馬を御差遣になり、可能な限りの援助を行うよう指示を出された。また、皇后（昭憲皇太后）も負傷者全員に衣類を贈られた。

遭難事故二十日後の十月五日、海軍の「比叡」と「金剛」は東京の品川湾から出航、神戸で生存乗員を分乗させ、翌年一月二日、同国の首都イスタンブールに送り届けた。

事件後、民間の潜水業者により遺品・遺骨の回収が行われ、明治二十四年三月七日には、大島村において追吊祭典（慰霊祭）が、同村（村長沖周）並びに潜水業者によって営まれたこと、和歌山県はこの報告に併せて現場写真一揃を宮内大臣・侍従長・外事課長宛に一部ずつ寄贈したことが、前出の「外賓接待録」よりわかる。写真帖「各種写真　水害・名古屋城・其他」には、同事件慰霊祭の写真四枚が収められているが、同写真はこのうち侍従長宛のものと考えられる。

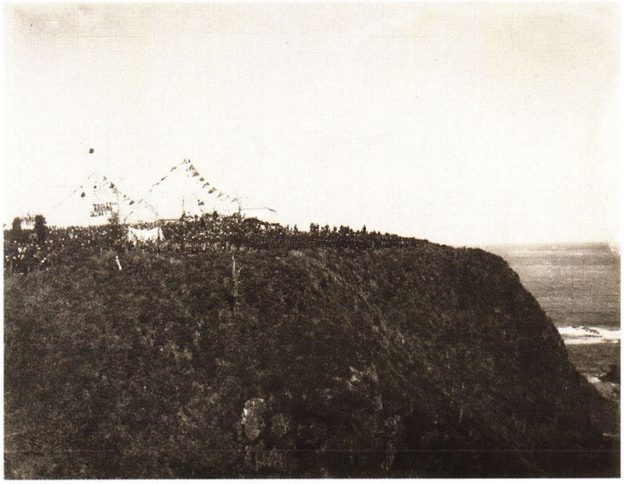

46-3　トルコ国軍艦遭難者慰霊祭（遠景）

46-2　トルコ国軍艦遭難者慰霊祭（2）

46-4　トルコ国軍艦難破場所を望む

47　土国軍艦エルトグロー号難破ヶ所見取概略（部分）

48-1　鳴沢における遭難者捜索の様子（パノラマ風に撮影された2枚の写真のうち、重なる部分を合成して継いだもの）

48　青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難写真　陸地測量部

明治三十五年（一九〇二）　一冊　三の丸尚蔵館

明治三十五年一月二十三日、百九十余名の犠牲者を出した青森歩兵第五聯隊第二大隊の八甲田山麓における雪中行軍遭難事件に関する写真帖とその関連資料。事件発生後、参謀本部から遭難現場へ派遣された陸地測量部の陸軍歩兵大尉外谷鉦二郎・陸地測量手斎藤太郎は、二月九日から十六日まで悪天候の中、捜索隊の活動や遭難地の様子、救助された将兵等を撮影した。撮影写真にはそれぞれ説明文が付され、また遭難地の図面と遭難将校の肖像写真が添えられ、三月に歩兵第五聯隊より陸軍省へ送付された。その後、写真帖として調製の上、献上されたのが掲載資料である。吹雪と深雪の中での遭難者の捜索、埋没した捜索隊の哨所廠舎、屋外の遺体収容所、手橇（てぞり）による収容遺体の搬送、衛戍病院内の収容者等を撮影した写真は、捜索の労苦と事件の悲惨さを如実に物語っている。

事件発生の報をお聞きになった明治天皇は、二回にわたり侍従武官を状況視察のため現地へ差し遣わされた。また、遭難将校・同相当官の氏名の調査・記録を命じるとともに、遭難者の捜索状況をしばしば御下問になった。皇后（昭憲皇太后）も日夜遭難者の身を案じられ、「うつもれし人を惜みて青森の雪をいかにといはぬ日そなき」との歌を詠まれている（参考27）。救助収容された者には菓子料が、死者には祭粢料が天皇・皇后より下賜された。なお、全遭難者の発見は五月二十八日、第八師団長による遭難事件の顚末についての奏上は六月九日のことであった。

参考27　昭憲皇太后御集

48-3　田茂木野南方大平に設置の第十四哨所（雪中にある左右の黒い部分は廠舎の屋根）

48-2　捜索に協力したアイヌの人々（中央は指揮をとった弁開凧次郎）

48-5　田茂木野における遺体収容所の一部

48-4　賽ノ河原第八哨所における捜索隊廠舎内（雪中穴居の様子）

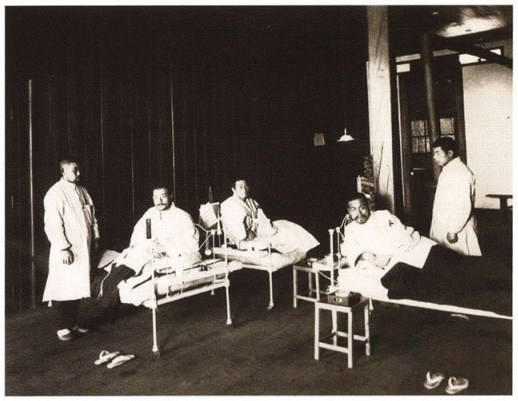

48-7　負傷者写真（中央は倉石一大尉）

48-6　興津景敏大尉の遺体運搬の様子

参考28　遭難者人名一覧

48-8　凍死将校写真

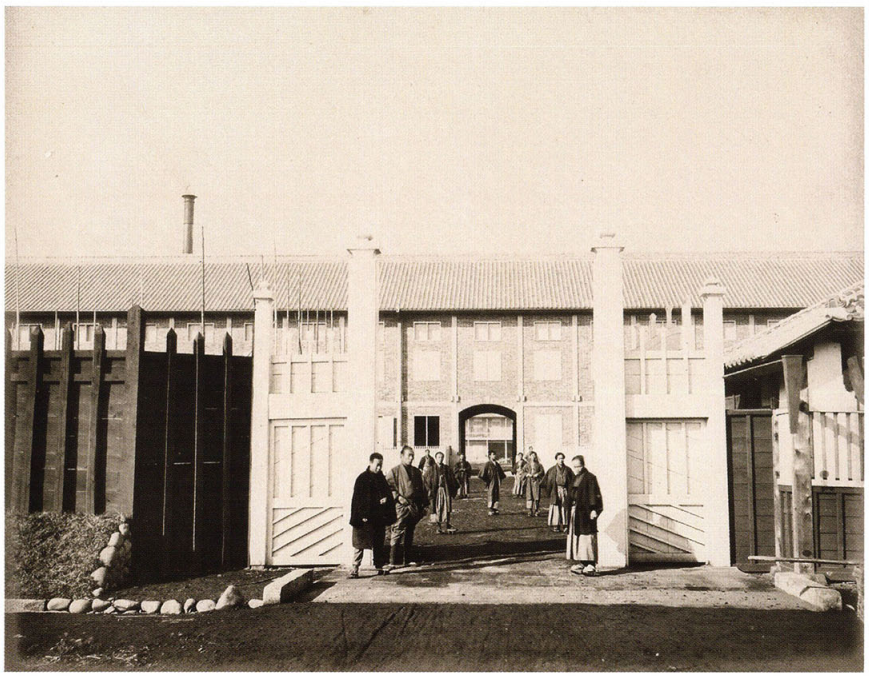

49-1　富岡製糸場入口の図

49-2　富岡製糸場の図一（右から2番目の男性がポール・ブリュナと思われる）

49　富岡製糸場写真（「各種写真　江戸城・東京市内・其他」より）
明治五～十年（一八七二～七七）　全十九枚のうち
三の丸尚蔵館

50　東園侍従　富岡製糸場報告（明治天皇御手許書類より）　富岡製糸場ほか
明治二十三年（一八九〇）　全六冊のうち　宮内公文書館

当館が所蔵する富岡製糸場の写真は、撮影者および撮影時期が不詳の作である。しかし本写真を収める写真帖には、内田九一が明治五年頃に撮影した東京各地の写真が同載されていることから、富岡製糸場についても創業初期の写真と推定される。

富岡製糸場は仏人技師ポール・ブリュナ指導の下、明治五年七月に木骨煉瓦造の東置繭所・西置繭所・繰糸所などの主要建物が落成し、十月に操業を開始した。繰糸所内には煮繭による蒸気が立ち込め、三百台もの仏式繰糸器と揚返器によって大量の生糸が作られた。その担い手は全国から集まった工女たちであった。附近には、操業に必要不可欠な水を確保できる鏑川が流れ、近世以来の桑畑が田園風景として広がっていた。本写真は、これらの様子をありのままに伝えている。

富岡製糸場は昭和六十二年（一九八七）に操業を停止するが、近代製糸業の発展をもたらした建造物の多くは、今もその姿を残している。

皇室と富岡製糸場との関係は、明治六年六月に皇后（昭憲皇太后）が英照皇太后と共に行啓されたことに始まる。また、製糸場払い下げが難航していた同二十三年には、製糸場を帝室所属とするために侍従東園基愛が差遣され、情報収集を行なった。宮内公文書館所蔵の「富岡製糸場報告」はその際に上奏された、所長速水堅曹作成の一括書類である。結局、製糸場は同二十六年に三井家へ払い下げとなるが、同三十五年には皇太子嘉仁親王（大正天皇）が行啓されるなど、その縁は深いものであった。

49-4　富岡製糸場の図五（繰糸所）

49-3　富岡製糸場の図六（東置繭所）

49-6　富岡鏑川の景二

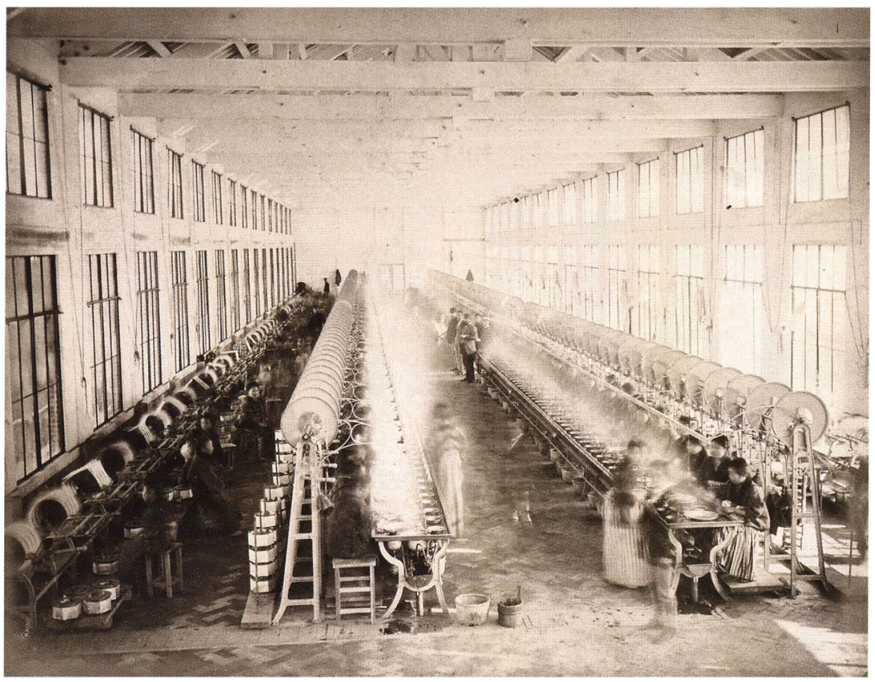

49-5　富岡製糸場繰糸の図（中央二列に繰糸器、その両端に揚返器を配す）

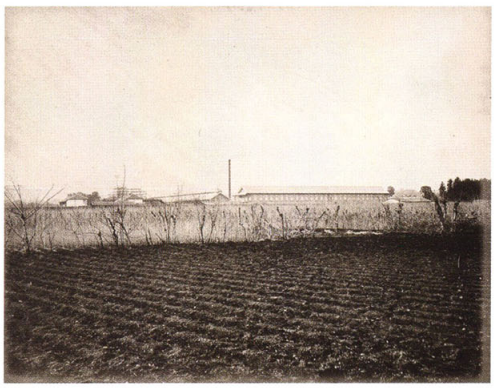

49-7　富岡製糸場桑林の景

49-9　富岡製糸場器械の図四

49-8　富岡製糸場器械の図二

写真師内田九一とその門人長谷川吉次郎

内田九一は、江戸時代も終わりを迎える弘化元年（一八四四）に長崎に生まれるが、明治八年（一八七五）には三十二歳という若さでその生涯を閉じる。日本写真の黎明期に現れ、あっという間に去ってしまったのであるが、その短い生涯は実に華々しく写真界の寵児であった。

九一は明治二年に浅草に「九一堂萬壽」なる写真館を開き、同五年には明治天皇の御真影を撮影するという栄誉に与り、その名声を不動のものにし「東都一」と唱われた。またこの年には、本展でも取り上げている天皇の西国巡幸に写真師として随行、おそらく多くの写真を撮影したと思われるが、そのうちの六十枚をアルバムにまとめ献納した。

当時の撮影行は撮影の直前に作製しなければならないという、ガラス湿板（いまのネガに当たる）の時代であり、そこでは大型カメラ、湿板作製用のガラスや薬品等々の大荷物を運搬しながらの旅路であった。当然写真師一人では無理がありその道に通じた助手は欠かせなかったであろう。現に十三年十四年の巡幸には大蔵省印刷局の技師が三名ずつ随行していることからも、頷けることである。

明治五年の西国巡幸でも九一は、助手として門人の長谷川吉次郎を同道したらしい痕跡がある。九一の写る写真の一枚に、長崎の上野彦馬の撮影局で彦馬、九一と並んで長谷川の入った写真が残されているが、これは巡幸途中に九一が彦馬のもとを訪ねた際のものといわれている。当然考えられることで、そうなら西国巡幸中の写真で、かねて九一自身であるといわれている、「鳥羽港」の岩場に腰掛け、凛とした洋装で写っている人物（参考29）。この写真のシャッターは長谷川が切ったかもしれない。

この長谷川吉次郎についての履歴は明らかでなく、『日本写真界物故功労者顕彰録』にも記載はなく、独立しての写真館の記録もない。しかし長谷川は九一の門人の中でもその経験に裏打ちされた技術力はかなり高いものがあったようで、それは残された写真に見てとることが出来る。

現在知られている長谷川の写真としては、本展でも出陳している九一亡き後の明治九年（一八七六）の東奥巡幸の風景写真と、十年の警視局御用、西南戦争直後の現地写真がある。

参考30-2　松島沖嶋漁船の図（部分）

参考29　鳥羽港

この現地写真では長崎の上野彦馬と地域を分けて担当するが、一方で九州の写真師ではない東京の長谷川にわざわざ依頼したことは、あるいは彦馬の推薦もあったかもしれないが、その実力を評価されていたことが窺える。長谷川の写真には技術的なこともさることながら、広い構図の中のバランスの良さなど（参考30−1）、九一の写真を彷彿とさせるものがある。

ところで九年巡幸中の風景写真中の人物で、長谷川本人ではないかと疑わせるものがある。それは「松島沖島漁船之図」と題される写真で（15頁に掲出）、船上で堂々正面を向きしかもカメラ目線の人物が写る（参考30−2）。筆者にはその口元や顔の輪郭など先述長崎での長谷川の写真によく似ていると見える。師匠九一も先述の如くあれば、あり得ることではある。

長谷川は翌明治十一年（一八七八）の北陸東海両道の巡幸でも写真師として随行を許されるが、しかしこの時は直前になり病を得たようで、代わりに同じ門人の古賀暁、山際長太郎が随行し撮影を行った。これ以後の長谷川の撮影行については記録がなく、消息は途切れる。

九一没後の「九一堂萬壽」は明治十三年に東京の写真師北庭筑波が買い取り、「旧内田舎」と名付け写真館を開くが、それまでを支えていたのは長谷川らの門人達であったろう。ことに長谷川は西国巡幸から九一と撮影をともにしていたのであれば、技能的にも九一に一番近いところにいたから、中心的存在であったと思われる。しかし十一年を最後に消息を絶つなど、北庭筑波が「九一堂萬壽」を買い取った頃には、長谷川はすでに没していたかもしれないのである。

ここに、同じ門人の飯岡仙之助が著した『故内田九一経歴』という墨書きの小冊子がある（内田写真株式会社所蔵）。その末尾には「下文ニ記スルモノ門涕トス　故内田清介　新井八郎　飯岡仙之助　故長谷川吉次郎　故古賀金吾」とあり、五名の門人が記され、長谷川は故人とされる。この小冊子がいつ著されたか明らかでないが、九一没後からそう遠くない頃に書かれたと思われる。そうであるなら、師九一同様長谷川も長命は得られずに終わったのであろう。

内田九一も長谷川吉次郎も湿板の次に来る乾板時代を見ずして逝ってしまった。長命を得ていればどれほどの乾板写真を見せてくれたであろうか。実は三の丸尚蔵館には九一が撮影した東京市内の写真を中心とする、一部には九一の手になるタイトルが記される二冊組のアルバムが存在する。こういう九一の写真を見るにつけ、その短命を惜しむのは筆者ばかりではないだろう。このアルバムには66、67頁に掲出した富岡製糸場写真など、撮影者の特定には至らない明治初期の写真が含まれる。しかし皇室との関わりが深い九一の存命中の写真であればそこには必然、九一或いは門人たちの姿が浮かぶのである。

（三の丸尚蔵館調査補佐員・中村一紀）

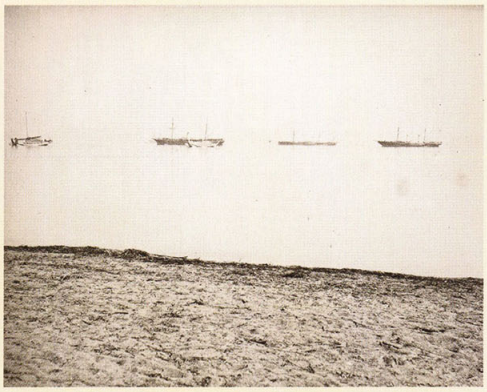

参考30-1　青森県海岸の図

51-1　第三巻第七図　第一隧道西口貨物運送の図

51　琵琶湖疏水工事之図　田村宗立ほか

明治二十年（一八八七）　三巻　図書寮文庫

52　琵琶湖疏水地図　一万二千分の一

明治二十三年（一八九〇）　一枚　宮内公文書館

「琵琶湖疏水工事之図」は、明治二十年一月二十九日に明治天皇が京都府庁に臨幸された折、府知事北垣国道が献上した絵図である。京都府では、明治十八年六月より琵琶湖の水を京都へ通すための疏水工事を始めていた。北垣は、工事の現況について説明を行った上で、本絵図を献上した。本絵図は、京都府画学校教諭で洋画家の田村宗立（一八四六～一九一八）の指導のもと、学校の優等生徒十名が分担して写景に当たったもので、全三巻、計四十図からなる。第一巻・第二巻には工事現場の見取り図が、第三巻には工事竣成後の予想図が収められている。鉛筆と水彩によって、多くが大津から山科方面を臨む構図で描かれ、日本で初めて採用されたシャフト方式（山の両側面からだけでなく、山の上から垂直方面に穴を掘り工事を進めていく工事方法）の工事現場が多く描かれている点を特徴とする。また、当時の写真技術では撮影困難な暗い隧道内の作業の様子が精緻なタッチでリアルに描かれている点にも注目される。田村らは、本絵図を献上した後、同様のデッサン調の絵図「琵琶湖疏水工事図巻」を制作しており、これは現在、京都市水道局琵琶湖疏水記念館に収蔵されている。疏水工事は、明治二十三年三月、大津から鴨川合流点までの第一期工事が完成した。「琵琶湖疏水地図」はその頃の様子を示すものである。四月九日には竣工式を迎え、明治天皇は皇后（昭憲皇太后）と御一緒に式に臨まれた。

51-3　第一巻第五図　第一隧道東口より進む掘鑿の図　其一

51-2　第一巻第四図　第一隧道東入口操業の図

51-5　第一巻第九図　第一井状坑中より土石を捲上たるの図

51-6　第一巻第十三図　第一井状坑縦断西側内部の図

51-4　第一巻第八図　第一井状坑中より土石を捲上ぐるの図

51-7　第二巻第二図　第一井状坑中へファンを以て空気輸送の図

51-8　第二巻第十図　第一隧道坑外光景の図

51-10　第二巻第十五図　工事用雑器の図

51-9　第二巻第十一図　西口工場内煉瓦運搬の図

51-12　第三巻第九図　第一隧道西口運河停船場の図

51-11　第三巻第三図　第一隧道東口運河に架する第二鉄橋の図

52　琵琶湖疏水地図

福祉

53

53　なさけの庭　児島虎次郎
明治四十年（一九〇七）　一面　三の丸尚蔵館

54　岡山孤児院本院並分院写真帖　岡山孤児院
明治四十三年（一九一〇）　全二冊のうち一冊　図書寮文庫

55　岡山孤児院関連資料（明治天皇御手許書類より）
岡山孤児院
明治四十三年（一九一〇）　全七点のうち　宮内公文書館

岡山孤児院は慈善事業家石井十次が設立した孤児救済施設である。洋画家児島虎次郎（一八八一～一九二九）による「なさけの庭」は岡山孤児院に取材した作品で、明治四十年の東京府勧業博覧会へ出品されて一等賞受賞、宮内省買上の栄誉を受けた、児島の出世作として知られる。児島は、後援者であった大原孫三郎が岡山孤児院の支援していたことから、大原を通じて石井と知り合った。室内の宗教画を背景にして人物が仄かに浮かび上がる逆光表現のなかに、キリスト教信者であった石井や大原らの影響による崇高な宗教性が感じられる作品である。本図が描かれたのは、三十八年の日露戦争の戦争孤児や、翌年の東北地方の凶作による一家離散などによって、収容する孤児の数が大幅に増えた時期に当たる。

岡山孤児院に対しては、「なさけの庭」の買上以前の三十七年に明治天皇・皇后（昭憲皇太后）より二千円、翌三十八年からは十年間にわたり毎年一千円ずつが下賜されており、その慈善活動は皇室からも関心を集めるものであった。四十三年十一月の岡山県下行幸に際しては、明治天皇が侍従米田虎雄を差遣し、御手許書類に含まれる関連資料と、もともとその中に含まれていた「岡山孤児院写真帖」が米田侍従によって持ち帰られた。写真帖には孤児院の施設や周辺環境、授業風景などとともに、ロシア人や朝鮮人の孤児の写真が含まれており、石井の孤児救済活動の対象が広範であったことがうかがえる。

54-1　一家庭に於ける食事（岡山孤児院女子部の児童は、1人の保母のもと、10人を定員として1戸の塾舎で衣食住を共にした。）

54-2　岡山孤児院裁縫室

54-5　ライオン館（ライオン歯磨慈善券寄付により建築、全10棟）

54-4　右 朝鮮孤児李軍太（入院当時）　中央 右孤児の現状
左 露国孤児ターニヤー

54-6　岡山孤児院女子部生徒

55-1　岡山孤児院写真帖　説明書

55-3　岡山孤児院一覧表

55-2　岡山孤児院沿革及び現況

56-2　食卓に着く外国下士以下の軽症者

56-3　篤志看護婦人会員が外国重傷者を介抱する様子

56-1　外国患者外科室における医師と赤十字社医員看護婦回診の様子
上の写真は56-1に貼付された薄紙の解説を被せた状態

56　広島陸軍予備病院の連合軍負傷兵写真（明治天皇御手許書類より）

明治三十四年（一九〇一）　全三十七枚のうち　宮内公文書館

広島陸軍予備病院写真（全三十七枚）とそれらを収納する木箱。明治三十四年七月十二日、侍従武官宮本照明は、明治天皇の命により、第五師団管下の広島で、北清事変出征将士の凱旋を出迎えた。この広島出張の節、献上物として持ち帰ったのが本資料である。こうした由来が木箱には墨書されている。写真は、北清事変の傷病兵を収容した広島陸軍予備病院を写したもので、病室・手術室・外科重症室などの病院施設、恩賜義手・義足を下賜された患者の様子、看護婦の応対、摘出した弾丸など、それぞれの写真に解説を記した薄紙が貼付され、戦時下の病院の状況を伝えるものとなっている。また北清事変は、日本が連合国の一員として参加したことから、連合国の傷病兵（主にフランス人）をも国内の病院に受け入れたため、外国人患者を写した写真が多く含まれているのも特色である。

56-4　写真収納の木箱の貼紙

57　金沢予備病院第一分院娯楽室ニ於テ義眼ヲ賜ハリシ患者娯楽図（明治天皇御手許書類より）　別所矢市
明治三十八年（一九〇五）　一枚　宮内公文書館

58　金沢予備病院第一分院ニ於ケル義手・義足ヲ賜ハリシ患者院庭散歩ノ図（明治天皇御手許書類より）　別所矢市
明治三十八年（一九〇五）　一枚　宮内公文書館

59　金沢予備病院写真帖（明治天皇御手許書類より）
明治三十八年（一九〇五）　一帖　宮内公文書館

金沢陸軍予備病院の絵および写真帖。侍従武官鷹司熙通は、明治天皇と皇后（昭憲皇太后）の命により、日露戦争の負傷兵を慰問するため、第九師団下の金沢に差遣され、明治三十八年五月三十一日、金沢陸軍予備病院の本院と第一分院に、翌日には第二分院に赴いた。この金沢訪問の折、献上物として渡されたのが、本資料である。絵は、第一分院看護長代用雇員別所矢市が絹布に描いたもので、皇后から義眼を下賜された負傷兵たちが娯楽室でアコーディオンを奏でたり囲碁を打ったりしている様子や、義手・義足を下賜された負傷兵が病院の庭園を散歩している様子を伝える。皇室の恩恵にあずかった負傷兵が順調に快復しているという報告の意味を込めて献上されたものと考えられる。また写真帖には、第一分院だけでなく、本院や第二分院の写真も綴じられており、これら病院施設のほか、日本赤十字社の篤志看護婦人会員による繃帯材料の製造場面や、銃創のレントゲン写真なども含まれ、病院の現況を報告する内容となっている。

58

57

参考31　昭憲皇太后から義眼・義手・義足下賜の公文書

59-2　日本赤十字社石川支部の篤志看護婦人会員による包帯材料製造作業 (2)

59-1　日本赤十字社石川支部の篤志看護婦人会員による包帯材料製造作業 (1)

59-3　金沢予備病院本院庭園における患者散歩の様子

59-4　同病院第一分院第一区娯楽室入口

59-5　同病院第一分院第一区娯楽室

60-1　明治44年6月5日　「ファルマン」式飛行機の飛揚（於所沢、操縦者徳川大尉）

60-2　明治44年6月8日　「ブレリオ」式飛行機之飛揚（於所沢、操縦者徳川大尉）

60-3　「ブレリオ」式飛行機滑走

60-4　明治44年6月9日　川越町南方約半里において降下後転覆す（徳川大尉・伊藤中尉）

60　明治四十四年六月飛行演習関連写真（明治天皇御手許書類より）

明治四十四年（一九一一）　四枚　宮内公文書館

日本初の飛行機パイロットは、明治三十六年十二月十七日に初飛行を行ったライト兄弟から遅れること七年、明治四十三年十二月に飛行試験を行った陸軍軍人の日野熊蔵および徳川好敏であったとされる。そして翌明治四十四年六月九日には、早くも最初の不時着事故が発生する。

この日陸軍工兵大尉徳川好敏は、ブレリオ式飛行機（フランス人ルイ・ブレリオが設計した単葉機）を操縦して、埼玉県の所沢飛行場から川越町上空を一周したが、注油缶の故障のため、川越町南方の雀ノ宮付近の麦畑に不時着し、徳川と同乗の陸軍工兵中尉伊藤赳が負傷した。侍従武官長中村覚は、明治天皇より飛行演習実視の命を受け、この日所沢に赴く予定のところ、事故の報に接し、天皇はあらためて中村侍従武官長を所沢に差し遣わし、慰労と事故の調査を命じられる。

明治天皇御手許書類より掲出した写真は、どれもこの六月初旬の所沢飛行場における徳川等による演習のものである。一枚はまさに六月九日の転覆した飛行機を撮影したもので、中村武官長が復命（六月十二日に行った）のため持ち帰った写真であるとも考えられる。

なお、この四枚の写真には同日事故を起こしたブレリオ式飛行機のほか、同年六月五日に徳川が搭乗したファルマン式飛行機（複葉機）のものも残されている。これはフランス人のアンリ・ファルマンが設計した機体で、前年、徳川が最初に操縦した飛行機でもあったとされる。

61　明治四十五年「雪艇（スキー）」技術伝授関連写真

（明治天皇御手許書類より）　小熊和助

明治四十五年（一九一二）　全九枚のうち　宮内公文書館

日本におけるスキーの伝来は明治時代後期の一八九〇年代からとされるが、明治四十四年一月十二日、新潟県中頸城郡高田町（現上越市）において、オーストリア陸軍少佐のテオドール・エードラー・フォン・レルヒが第十三師団隷下の歩兵第五十八聯隊の営庭を利用し、聯隊長の堀内文次郎や陸軍歩兵大尉鶴見宜信らスキー専修員に技術を伝授したことが、日本における本格的なスキー普及の第一歩とされている。

これについて第十三師団長の長岡外史は、同年三月十一日の管下奏上の際、師団としてスキーを使用したこと、並びに日本スキー倶楽部を高田に設置することを奏上した。翌年二月二日、明治天皇は侍従武官山根一貫を同師団に差し遣わし、管下状況を視察させたが、その復命に際して、山根武官は、長岡師団長より献上のスキー用具一式および関係書類を献上したとされる。

明治天皇御手許書類には、スキー関連の写真が九枚残されているが、これらはこの関係書類に該当すると思われる。なお、このうち有名なレルヒ少佐と堀内聯隊長が写る写真（61–1）は、明治四十五年一月二十九日、地元の写真師小熊和助によって撮影されたと伝えられる。

61-1　「雪艇」（スキー）装着の様子、右からレルヒ少佐、堀内聯隊長

61-2　雪艇の種類（墺国式・ノールウェジ式）

61-3　武装にて横隊滑降の景（積雪六尺）

61-5　機関銃隊折敷射撃の景（積雪六尺）

61-4　武装にて散開射撃の景（積雪六尺）

61-7　「雪艇」（スキー）を支柱と為し幕営の景（積雪六尺）

61-6　機関銃隊伏射の景（積雪六尺）

明治・大正両時代の「御手許写真」と明治天皇御手許書類

はじめに

現在、宮内庁書陵部図書課図書寮文庫と宮内庁三の丸尚蔵館には、かつて宮内省侍従職で保管され、ある時期に分割された、明治時代・大正時代の貴重な写真類が多数所蔵されている。これらの写真類については、戦前においても「明治大正両時代ノ御写真」「明治大正両時代御保存写真」と表記されるなど、一定の呼称があったわけではない。しかし、「御写真」「御保存」と敬称が付けられていることから、単なる省内の業務参考資料とは異なる意味づけがなされていたことは明らかであろう。

後で述べるように、これらの写真類は昭和六年（一九三一）に宮内省内外の組織に分配される。その際、侍従長鈴木貫太郎名で各組織に発給された引継書類には、次のように記載されており、これらの写真類の性格を考える手がかりとなる(1)。

明治大正両時代ニ属スル御手許写真中、別紙目録ノ通貴省へ下付相成候条、御査収之上受領証回付相成度候、

すなわち、「御手許写真」という史料表記から、これらの写真類が明治天皇および大正天皇の御手許に上がったものとして当時の侍従職で認識されていたことが判明するのである。そのため、本稿では「明治大正両時代ニ属スル御手許写真」と認識されていた写真類に限って、便宜上「明治・大正両時代御手許写真」または「御手許写真」と仮称することにする。

他方、書陵部図書課宮内公文書館には、明治天皇御手許書類として明治天皇の御手許に上げられた書類や写真類が所蔵されている。

今回の展覧会は、この三つの史料群の中から明治天皇に関係するものを選んで一堂に展示する初めての機会となった。しかし、各史料群は元をたどれば密接な関係を持つものであるため、以下それぞれの関係について述べてみたい。

一　明治・大正両時代御手許写真の来歴

宮内省侍従職で保管されていた御手許写真は、昭和六年に行われた侍従職内での整理作業により分割されることになる。この作業に従事した侍従野口明が記載した史料(2)によれば、次のような選別方針が立てられた。

①最も貴重なもの、特に由緒が深いものは引き続き侍従職保管とする。
②御用済みとなったものは廃棄する。
③その中間に位置するもの（侍従職保管の価値や理由はないが、廃棄には惜しいもの）は、内容上一般のものは宮内省図書寮に引き継ぎ、軍事関係は陸軍省や海軍省に引き継ぐ。

侍従職保管となった最重要の写真類は、天皇の動静が窺えるものや、特に由緒の深い点、さらに明治・大正両時代を代表する重大事件に関するものであった。

一方、同年七月に図書寮に引き継がれた写真は行幸啓の状況を偲べるものや、国内や国外の風景風俗に関係するもの、災害事変や美術工芸に関するものなど、かなり多彩な内容となっている。他に馬に関係する写真類が宮内省主馬寮に移された。また、海軍省と陸軍省に引き継がれた軍事関係の写真のうち、陸軍省はそれをさらに全国の師団等に分配している。

このうち、引き続き侍従職保管となった御手許写真が現在三の丸尚蔵館に所蔵され、図書寮に引き継がれたものは書陵部図書寮文庫に所蔵されているのである（ごく一部が近年宮内公文書館に編入）。

当時の目録によれば、分割される前の御手許写真の配列等も確認できる。「各種写真」と通称される、様々な写真を貼り集めて写真帖に仕立てたものを事例にすると、**【表　各種写真の元の配列】**のようになる。侍従職において番号が付けられて管理されていたものの中から、先に述べた選別方針に沿って、ある写真帖は侍従職保管のままになり、またある写真帖は図書寮に引き継がれたことを示している。なお図書寮にて全十二冊にまとめられた「各種写真」（図書寮文庫所蔵。函架番号B九―三二）の主な内容については、既に刊行(3)されているので、ぜひ参照いただきたい。

このような整理作業の結果、御手許写真は複数箇所に分散された。しかし、それは写真の内容に則して、より有効活用が可能な組織に移すことによって廃棄点数を減らそうとする方針の結果でもあったことに留意する必要があると思われる。

表　各種写真の元の配列

旧番号		品名	員数	図書寮文庫の登録名等	図書寮文庫の函架番号
明ノ甲	1	各地勝景写真　利根川鉄道橋、京都付近等其他	1冊	利根川鉄道橋真景（全2点）、京都名所並東山温泉写真（全6点）、帝都東部真景（全1点）ほか	B8-29、B8-28、B8-31ほか
明ノ甲	2	各地勝景写真　天ノ橋立、松江地方、石見柿本神社、朝鮮、札幌、其他	2冊	各種写真　第2帖（外題「各地勝景写真」）	B9-32
明ノ甲	3	各地勝景写真　新宿御料地鴨場之図、露国王宮、旅順港内、李鴻章、其他	1冊	各種写真　第5帖（外題「各地勝景」）	B9-32
明ノ甲	4	兵庫県各地勝景写真	1冊	兵庫県下勝景写真帖	B8-148
明ノ甲	5	各地勝景　明治初年各地風景写真（皇城釣橋其他）	1冊	—	—
明ノ甲	5	各地勝景　九州戦地写真帖（木留進撃其他）	1冊	—	—
明ノ甲	6	各地勝景写真　一、甲府旧城之景、其他 一、天城山伐木十四枚続	2冊	各種写真　第4帖（外題「各地勝景写真帖」） 各種写真　第6帖（外題「各地勝景写真帖」）	B9-32 B9-32
明ノ甲	7	各地勝景写真　ルシヤンヒル（丘ノ名）ヨリ桑港ヲ望ム景其他	1冊	各種写真　第7帖（外題「各地勝景写真」）	B9-32
明ノ甲	8	各地勝景　元老院、小松宮、箱根、軍艦其他	1冊	—	—
明ノ甲	9	各地勝景　一、東奥及北海道　1冊 一、秋田山形諸県　1冊	2冊	—	—
明ノ甲	10	各種写真　水害、名古屋城、其他	1冊	—	—
明ノ甲	11	各種勝景　陸軍士官学校、山形県下、其他	1冊	—	—
明ノ甲	11	各種勝景　仙台、大阪、地方長官、其他	1冊	—	—
明ノ甲	12	各種写真　明治初年東北地方、グランド将軍、赤坂離宮、軍艦、其他	1冊	—	—
明ノ甲	13	各種写真　狩野守貴筆絵画写真、有栖川宮邸、栃木県庁、其他	1冊	各種写真　第9帖（外題「各種写真」）	B9-32
明ノ甲	14	各種写真　一、城州愛宕郡黒谷熊谷蓮生鎧掛松ノ景 一、武州小仏峠ヨリ相州底沢村ヲ望ム景其他 一、濃州土岐郡釜戸村ヨリ土岐川ヲ望ム景其他	3冊	本邦中部七州勝景（外題「各種写真」。全3冊）	B8-60
明ノ甲	15	各種写真　明治初年各地風景帖	1冊	各種写真 第12帖か	B9-32か
明ノ甲	16	各種写真　明治初年各地風景　江戸城、東京市内、其他。新潟県下、京都、大阪	2冊	—	—
明ノ甲	17	各種写真　名古屋城其他（濃尾地震？）	1冊	濃尾震災被害状況写真（外題「各種写真」）	B9-20
明ノ甲	18	各種写真　大垣輪中津村堤防震災破壊之図、其他	1冊	濃尾震災被害状況写真帖（外題「各種写真」）	B9-28
明ノ甲	19	各種写真　岩手県海嘯被害写真十二枚其他	1冊	各種写真　第1帖（外題なし）	B9-32
明ノ甲	20	各種写真　（廃棄）	1冊	—	—
明ノ甲	21	各種写真帖　大阪市内紡績株式会社、広島市、明治三十一年十一月印度ニ於テ撮影ノ日蝕、等	1冊	各種写真　第10帖（外題なし）	B9-32
明ノ甲	22	各種写真　（廃棄）	1冊	—	—
明ノ甲	23	各種写真帖　官幣大社香椎宮、帝国図書館、静岡御料局支庁管下御料地、其他	1冊	各種写真　第8帖（外題「各種写真」）	B9-32

・侍従職「昭和6年　重要雑録」2（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号25068-2）第78号文書。図書寮「昭和12年　図書録」2（同左。識別番号 乙953-2）第75号文書を元に作成。
・黄色網掛けの写真帖は三の丸尚蔵館所蔵。

二　明治天皇御手許書類の来歴

（一）大正期と昭和期の整理

明治天皇御手許書類は全体像も含めて不明な点が多いが、最近辻岡健志氏によって内大臣府等による御手許書類の整理経過が具体的に明らかにされてきている(4)。ここではその成果に拠りつつも、御手許写真と御手許書類の関係について新たに触れておきたい。

明治天皇御手許書類も元は侍従職で保管されていたが、大正元年（一九一二）十月五日に内大臣府に下付されていた。その後大正三年に内大臣府が、昭和三年（一九二八）から五年にかけて明治天皇御手許書類取調掛が整理作業を行っている。大正期の整理では、御手許書類を天号・地号・人号の三種類に大別することが整理方針の基本とされた(5)。

天号…「御内廷ニ保存」することが妥当と考えられるもの。

地号…「庁用、其他参考用」として一定の部局で保存する必要があると認められたもの。

人号…「焼却セラレ然ルヘク認メシモノ」。

内大臣府による整理方針は、引き続き侍従職等にて保存するもの、内容により各部局に分配するもの、廃棄するものに選別するもので、これは昭和六年の侍従職による御手許写真の整理方針と同様である。

この時保存候補となったものは、本展覧会で出品した「広島陸軍予備病院傷病者、弾丸変形及病院構内一部之写真　一箱」（出品番号56）(6)や、オーストリア軍のレルヒ少佐が陸軍にスキーを教える写真九枚（同61）(7)などが該当する。

一方、廃棄処分については一括で実行されたか疑問である。廃棄候補に挙げられたものの中には、本展覧会でも出品した「金沢予備病院第一分院ニ於テ義手・義足ヲ賜ハリシ患者院庭散歩之図　一枚」（同58）、「金沢予備病院第一分院ニ於テ義眼ヲ賜ハリシ患者娯楽之図　一枚」（同57）(8)のように、現存が確認されるものが複数存在するからである。

次に明治天皇御手許書類は昭和五年の明治天皇御手許書類取調掛による整理作業の結果、次のように第一種から第三種に分類されることが勅裁された(9)。

第一種…きわめて重要と認められるもの。

第二種…明治天皇の御手許に留め置かれていたと認められるが、「次順位」とするべきもの。

第三種…御手許書類として引き継がれたが、侍従職や内大臣府の書類や書籍等が混入しているもの。

以後、明治天皇御手許書類は昭和十年三月五日までに段階的に図書寮等に引き継がれた。さらに昭和三十四年二月には、軍事関係のもの「一三六部一一一一点」が防衛庁に寄贈され(10)、現在防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室に「千代田文庫」として所蔵されている。

(二)明治天皇御手許書類の概要 ―写真類を中心に―

明治天皇御手許書類は、文書類だけではなく写真類も多く含まれている。ここでは現段階で判明する特徴を二点挙げておきたい。

一点目は御手許書類自体の性格に連動するが、明治天皇への報告用として提出されたものが多く含まれることである。たとえば、明治三十五年八月に噴火した小笠原諸島の鳥島の例が参考になる。住人百二十五名が全滅したこの被害に対し、状況視察のため侍従日根野要吉郎が天皇の命により差遣されている。日根野侍従は十月二十四日に東京に帰っているが、その復命書が御手許書類に現存している(11)。復命書は天皇への奏上用に用いる貴春罫紙を使用しているが、復命書冒頭には「別紙地図・写真及踏査ノ梗概ヲ記シ、復命ノ嗇ニ供ス」とあり、復命書に写真等を添えて報告されたことが判明する(参考32)。この写真が現存しており、封筒表書には「鳥島噴火其他ノ写真　七枚／明治三十五年七月(ママ)鳥島噴火ニ付、同十月日根野侍従巡視持帰」と墨書されている(12)。これらのことから、写真も復命書と一緒に明治天皇に報告されたものであることが明らかとなる(参考33)。

参考33-1　爆発口を望む

参考33-2　陥没して形成された入江

参考32　復命書

この例に限らず、御手許書類には災害関係の史料が豊富である。『明治天皇紀』第八の明治二十六年六月八日条と同十四日条には、福島県の吾妻山噴火の報に接した明治天皇が、災害の報告はいつも事後報告だが、学術的研究や生物の前兆行動などから事前に噴火や地震等を予知することはできないのかと侍従に尋ねられたことが記されている。これに関連してか、御手許書類には天皇の命を契機にして吾妻山噴火の原因を調査した帝国大学理科大学(現在の東京大学理学部)大森房吉の調査報告書「吾妻山破裂ノ概報」等も現存している(13)。災害予知技術の問題は近年特に注目される現代的課題であることも考慮すると、御手許書類に含まれるこれらの史料は、明治天皇の強い関心を示す意味でも非常に興味深い史料といえるのではないだろうか。

二点目は皇太子嘉仁親王(大正天皇)に献上された写真類が相当数存在することである。特に行啓時のものが多いように見受けられる。たとえば山形県鶴岡の松ヶ岡開墾場の写真(出品番号27)(14)は、明治四十一年九月の嘉仁親王東北巡啓時に献上されたものだが、明治十四年の明治天皇東北巡幸時に献上された写真の焼き増しを含んでいる(15)。明治天皇献上写真の現存が確認されていないため貴重な写真である。また、鳥取孤児院の写真(参考34)(16)は、明治四十年五月の山陰行啓時に、同所に差遣された東宮侍従武官が院長提出の書類「鳥取孤児院沿革及現状」(17)とともに持ち帰った可能性が高い(18)。次節で述べるように、孤児院等の福祉施設に侍従が差遣されることは明治天皇の場合にもみられるが、鳥取県のように明治天皇の行幸がなかった場所においては、その行為が皇太子に引き継がれていたことを示す史料である。

これら皇太子関係の写真類が明治天皇御手許書類の一部として整理された理由は不明だが、行啓時期が明治三十年代以降ということもあり、サイズが大きく鮮明な写真が多いのも特徴である。

参考34　鳥取孤児院

三　御手許写真と御手許書類の関係

ここまで明治・大正両時代御手許写真と明治天皇御手許書類について、それぞれの来歴等を述べてきたが、実はこの二つの史料群は元々一つの史料群だった可能性が高い。それを証明するものが確認できたので紹介してみたい。

まず明治二十四年濃尾地震の関係史料が挙げられる。書陵部図書寮文庫所蔵の御手許写真には濃尾地震の写真類も数多い。このうち「濃尾震災写真帖」（出品番号36）⑲第一冊目所収の岐阜市等の被災写真十八枚は岐阜県が宮内省に提出したものだが、同県は写真の撮影箇所を示した切絵図十一枚も提出していた⑳。今回、この切絵図十一枚（同37）が、明治天皇御手許書類に現存することが確認できた㉑。

つまり、写真十八枚と切絵図十一枚はどちらも岐阜県から宮内省に提出されたものだったが、明治天皇に報告された後にそれぞれ別々に管理され、写真は写真帖に調製されて御手許写真として、切絵図は御手許書類として現在に伝えられたのだと思われる。

もう一点の参考事例として岡山孤児院の関係史料を取りあげる。明治四十三年十一月十四日、侍従米田虎雄は岡山県の陸軍特別大演習に行幸中の明治天皇の命により岡山孤児院視察に差遣された。その際持ち帰った書類が明治天皇御手許書類に現存する㉒。岡山孤児院が作成した目録によれば、米田侍従に提出した史料は「写真帖　一冊」・「沿革及現況　一冊」・「一覧表及地図　三葉」とあり、書類と一緒に写真帖が提出されていたことが判明する。この写真帖が現在図書寮文庫の御手許写真に現存する明治期の「岡山孤児院写真帖」（同54）である㉓。特に御手許書類中の「岡山孤児院写真帖　説明書」（同55―1）は、写真帖の説明書に該当するもので、写真帖と書類が本来一つであったことを証明する史料である。

これも岡山県行幸が終了した直後か、それからあまり時間が経過していない段階で写真帖と書類が別個に管理され、現在に至っていると考えられる。

なお、本来一つであった書類と写真類が別々に管理された理由については断定できないが、写真帖と書類の形状が著しく異なっていた点も考慮できるのではないかと思われる。

おわりに

以上、明治・大正両時代御手許写真と明治天皇御手許書類について、主にその来歴を中心に両者の関係について概観してみた。

御手許写真については、昭和六年の侍従職による選別作業の結果、侍従職保存、図書寮引き継ぎ、陸海軍省引き継ぎ等に分割され、それぞれにおいて保存・活用が図られることとなった。このうち侍従職保存のものが現在宮内庁三の丸尚蔵館に、図書寮移管分が書陵部図書寮文庫に保存されていることになる。

また、御手許写真と元来同一史料群だったと考えられる御手許書類についても、内大臣府等の整理方針を経て図書寮において保存が図られたといえる。

その結果、御手許写真や御手許書類は、三の丸尚蔵館と書陵部図書寮文庫・同宮内公文書館の三組織で所蔵されることになった。史料群のまとまりや出所原則を重視する今日の考え方からすれば、史料群を分散させる整理方針については議論の余地があるかもしれない。しかし、それぞれの史料群が分割された背景には一定の選別基準が存在していたことも見逃してはならないだろう。つまり、現在分割されて保存されていること自体がかつての整理方針の存在の証明でもあり、その歴史的経緯を具体的に示しているといえるのではないだろうか。

（書陵部編修課研究員・白石烈）

(1) 侍従職「昭和六年　重要雑録」二（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二五〇六八―二）第七九号、第八〇号文書。
(2) 「御写真整理ニ就テ」、「御写真整理ノ標準」、「整理ニツイテノ感想」、「今後保存上ノ注意」の四点。いずれも前掲侍従職「昭和六年　重要雑録」二、第七七号文書所収。
(3) 武部敏夫・中村一紀編『明治の日本―宮内庁書陵部所蔵写真―』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
(4) 辻岡健志「内大臣・内大臣府の文書管理」（独立行政法人国立公文書館『平成二十五年度　アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』所収）。
(5) 「内大臣府保管　明治天皇内廷御書類目録」一（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三七二四二、旧函架番号明―九二四）。史料外題は「内大臣府保管　明治天皇内廷御書類整理綱要」。
(6) 明治天皇御手許書類「写真一七六―一　明治三十四年」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五四七六〇）。
(7) 明治天皇御手許書類「写真一九一―三　明治」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五五二九五）。
(8) 以上、明治天皇御手許書類「巻物・地図他一八九―七　明治」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五五二六七）。
(9) 侍従職「昭和五～六年　例規録」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号九九七六）昭和五年第八号文書。
(10) 書陵部図書課「昭和三十四年　図書録」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三七七〇）第二七号・第二九号文書。
(11) 明治天皇御手許書類「各地災害状況⑥一三六―七　明治」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五四一六二）。
(12) 明治天皇御手許書類「写真、図一九六―二　明治三十五年」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五五三五七）。全七枚。
(13) 明治天皇御手許書類「地方状勢他③一二四―四　明治」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三八四八）。他に吾妻山噴火口の観測図は「掛図・地図他一六七―一五　明治」（同右。識別番号五四五六三）。
(14) 明治天皇御手許書類「写真一七三―一〇　明治」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五四七一九）。全十五枚。
(15) 東宮職「明治四十一年　行啓録」十一　東北地方　四（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三〇三六四）第五号文書の六。写真に添えて嘉仁親王に献上された書類「鶴岡士族開墾履歴」も編綴されている。
(16) 明治天皇御手許書類「写真一八四―五　明治」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五五一六三）。全二枚。
(17) 明治天皇御手許書類「沖縄関係大阪商船関係他一一七―一四　明治」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三七七五）。
(18) 角金次郎編『山陰道行啓録』（稲吉金太郎発行、一九〇七年）鳥取県の部五六～五七頁参照。
(19) 外題は「愛知岐阜両県下震災写真帖」（全二冊、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号B八―二〇〇）。
(20) 知事官房「明治二十四年　震災日誌」一～二（岐阜県歴史資料館所蔵）。北原糸子「メディアとしての災害写真―明治中期の災害を中心に―」（『版画と写真　―十九世紀後半　出来事とイメージの創出―』神奈川大学二十一世紀COEプログラム、二〇〇六年）。
(21) 明治天皇御手許書類「各地災害状況③五八―七　明治二十四年」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三三〇〇）。この史料は「愛知岐阜両県下震災電報写」・「岐阜県下震災概況書」・「震災実況調書」・「具伸書　岐阜県美濃国大野郡揖斐町」・「震災概況実地見聞各郡市町村別一覧表」・「陸軍々医学会派出本巣郡根尾谷第二仮病室負傷者報告」が和紙紐で括られたものである。
(22) 明治天皇御手許書類「学校関係⑤七五―五　明治」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五二九六五）。
(23) 「岡山孤児院本院竝分院写真帖」（全二冊、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号B九―一七）。もう一冊は大正期の写真帖である。

明治・大正両時代御手許写真と明治天皇御手許書類の概念図

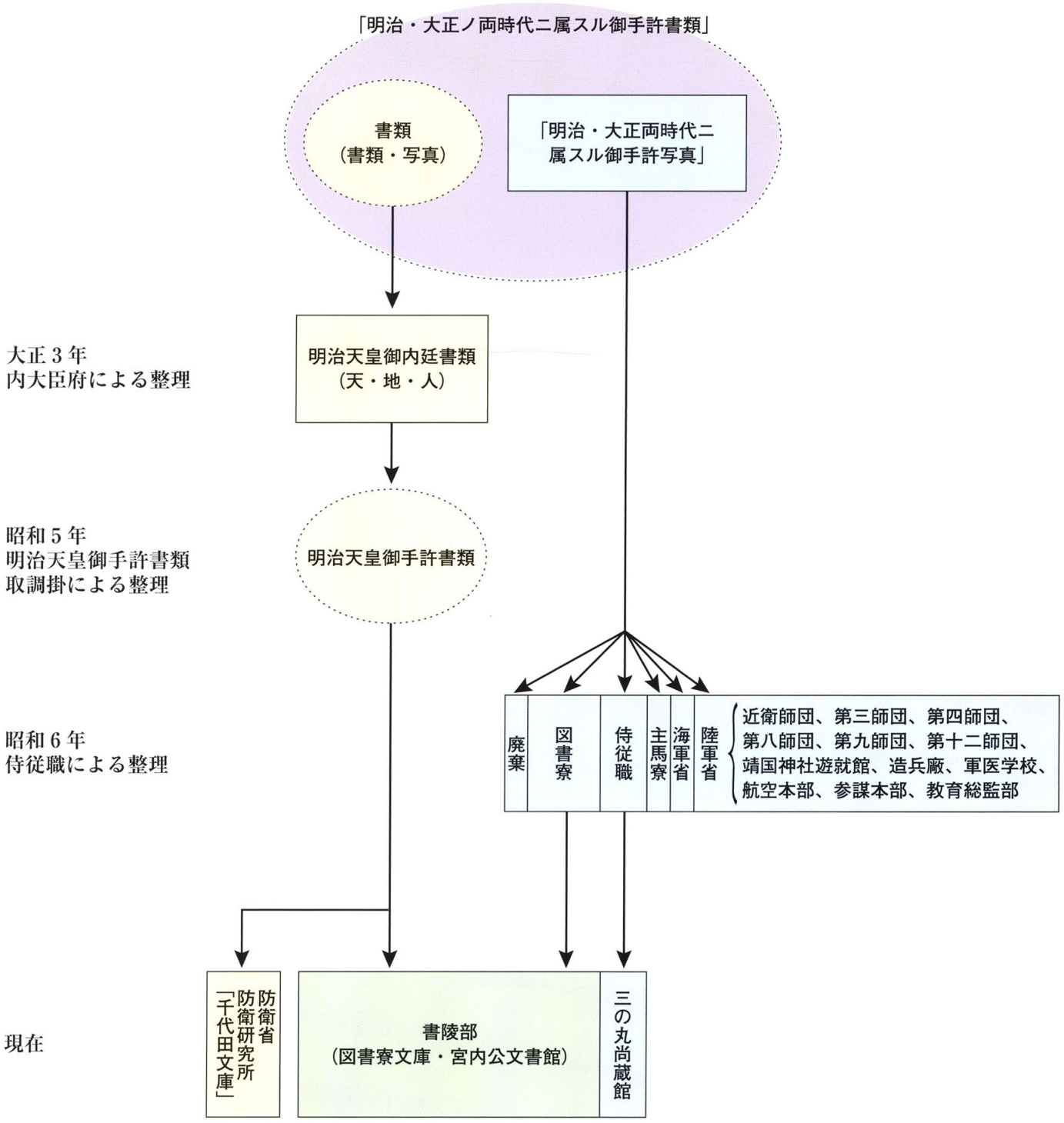

出品目録

会期：平成二十七年一月十日（土）～二月八日（日）　前期：一月十日（土）～二月八日（日）　後期：二月十一日（水・祝）～三月八日（日）

※写真は会期中に展示替えを行う。
※技法材質は写真及び絵画作品のみ記載した。
※写真の寸法は印画紙の大きさを記載した。写真帖に収められている大きさがほぼ同一の写真は、最初の一枚目の寸法を記載した。写真帖の中で明らかに写真の大小が異なる場合は、最大のものと最小のものを記載した。

出品番号	作品名（資料名）	制作者等	制作年代	員数	技法材質	寸法	所管	展示期間
明治天皇、各地を巡る								
1	九州御巡幸写真	内田九一	明治五年（大正十年複写）	二冊	ゼラチン・シルバープリント	一四・六×二〇・二	宮内公文書館	全期間
2	明治九年巡幸写真（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	長谷川吉次郎	明治九年	全五十六枚のうち	鶏卵紙	二一・〇×二五・六	三の丸尚蔵館	全期間
3	明治九年巡幸関係写真（「各地勝景　皇城釣橋其他」より）		明治九年	全六十一枚のうち	鶏卵紙	二一・二×二六・八	三の丸尚蔵館	全期間
4	北陸東海両道写真	山際長太郎、古賀暁	明治十一年	一冊	鶏卵紙	二〇・二×二七・二	図書寮文庫	全期間
5	明治十一年北陸東海御巡幸図	五姓田義松	明治十一年	四十一面のうち十二面	油彩・板	各三一・六×四五・〇	御物（侍従職）（六面ずつ展示）	全期間
-1	江州石山観月堂臨御之図							
-2	明治十一年九月五日新町駅製糸場							
-3	善光寺山門							
-4	長岡駅長生橋之図							
-5	米山越旗持山側より右手に佐州の群山　左の近傍に胞姫神の小祠を見るの図							
-6	新津石油井之図							
-7	越後国梶屋敷入口							
-8	倶利伽羅峠頂上之図							
-9	岐阜長良川鵜飼							
-10	名古屋城							
-11	天竜の河辺より仮橋を写す							
-12	金谷台御小休所より大井川並金谷駅							
6	本邦中部七州勝景	大蔵省印刷局	明治十三年	三冊	鶏卵紙	一九・〇×二四・一	図書寮文庫	全期間
7	京都療病院写真（「各種写真」第四より）		明治十三年	三枚	鶏卵紙	一六・八×二一・四	図書寮文庫	前期
8	各地勝景　奥羽・北海道	大蔵省印刷局	明治十四年	二冊	鶏卵紙	一九・六×二三・七	三の丸尚蔵館	全期間
9	木戸孝允手記	木戸孝允	明治元年～十年	全二十五冊のうち一冊		一八・三×二二・九	図書寮文庫	全期間
10	明治九年　幸啓録　五	宮内省庶務課	明治九年	一冊		二六・八×一八・六	宮内公文書館	全期間
11	御道筋概略見聞書	新潟県	明治十一年頃	一冊		二七・七×一九・二	宮内公文書館	全期間
12	従駕日誌		明治十三年	一冊		二四・〇×一七・〇	宮内公文書館	全期間
13	徳大寺実則日記	徳大寺実則	嘉永四年～大正八年	全四十冊のうち一冊		一一・二×七・三	図書寮文庫	全期間

14	十符の菅薦　草稿	近藤芳樹	明治九年	全二冊のうち一冊		二七・五×一九・三	宮内公文書館	前期
15	十符の菅薦　版本	近藤芳樹	明治九年	全四冊のうち一冊		二二・三×一五・二	宮内公文書館	前期
16	くぬかちの記　草稿	近藤芳樹	明治十一年	全三冊のうち一冊		二七・四×一九・八	図書寮文庫	後期
17	陸路廼記　版本	近藤芳樹	明治十三年	全二冊のうち一冊		二三・〇×一五・九	宮内公文書館	後期
18	美登毛濃嘉数　版本	池原香穑	明治十五年	全五冊のうち一冊		二三・〇×一五・三	宮内公文書館	前期
19	扈蹕日乗　稿本	児玉源之丞	明治十四年	全三冊のうち一冊		二四・〇×一七・〇	宮内公文書館	後期
20	扈蹕日乗　版本	児玉源之丞	明治十八年	全四冊のうち一冊		二三・八×一四・四	宮内公文書館	後期
21	群馬県関係写真（「各種写真」第三より）		明治十一年	全七十四枚のうち	鶏卵紙	一八・六×二一・四	図書寮文庫	全期間
22	埋木廼花	高崎正風	明治九年	全二冊のうち一冊		二六・六×一九・一	宮内公文書館	前期
23	千草の花	高崎正風	明治十三年	全六冊のうち		二二・八×一五・六	宮内公文書館	後期
24	伊気留志留志	高崎正風	明治十一年頃	全六冊のうち一冊		二六・六×一九・五	宮内公文書館	後期
25	明治天皇御集稿本	臨時編纂部		全百十四冊のうち一冊		二九・九×二一・七	宮内公文書館	全期間
26	順徳天皇御遺跡捜索之記	富小路敬直	明治十一年	一冊		二三・八×一六・三	図書寮文庫	前期
27	山形県鶴岡松ヶ岡開墾場写真（明治天皇御手許書類：写真一七三―一〇／明治より）	田中隅田、加藤正寛	明治五年～四十一年	全十五枚のうち	鶏卵紙・P.O.P.	二一・四×二七・五	宮内公文書館	前期
28	熾仁親王御日記	有栖川宮熾仁親王	明治元～二十八年	全百一冊のうち		六・九×一〇・五	図書寮文庫	後期
29	福島県安積疏水工事中写真（「各種写真」第二より）		明治十四年	全二十七枚のうち	鶏卵紙	一〇・五×一五・八	図書寮文庫	後期
30	安積疏水写真（「各地勝景　陸軍士官学校・山形県下其他」より）	大蔵省印刷局	明治十五年	全十三枚のうち	鶏卵紙	二五・三×三八・七	三の丸尚蔵館	後期

帝都より国を見る

31	沖縄県関係写真（「各種写真」第十一より）		明治二十年か	全二十二枚のうち	鶏卵紙	二一・四×二六・二	図書寮文庫	全期間
32	九州・沖縄連作画のうち	山本芳翠	明治二十一年	四面	油彩・キャンバス	六一・五×四六・一 五九・〇×四四・六 四三・五×五七・八 四三・二×五七・五	三の丸尚蔵館	全期間（二面ずつ展示）
32-1	琉球東城旧跡之眺望							
32-2	琉球中城東門							
32-3	宗元寺舜天王之廟							
32-4	那覇港之景							
33	明治二十四年同二十五年千島探検諸島之実景写真	遠藤陸郎	明治二十四～二十五年	一冊	鶏卵紙	(大)二一・六×二七・九、(小)一四・八×一〇・一	三の丸尚蔵館	全期間
34	占守島写真		明治三十一年頃	一帖	P.O.P.	一〇・五×一四・五	三の丸尚蔵館	全期間
35	磐梯山破裂之図	山本芳翠	明治二十一年	一面	油彩・キャンバス	八一・〇×九九・二	三の丸尚蔵館	全期間
36	濃尾震災写真帖		明治二十四年	一冊	鶏卵紙	二一・四×二七・四	図書寮文庫	後期
37	岐阜市街震火災ノ図（明治天皇御手許書類：各地災害状況③五八―七／明治二十四年より）	岐阜県	明治二十四年	一枚		二八・〇×二〇・〇	宮内公文書館	後期

38	明治廿九年六月十五日午後九時前後大海嘯被害岩手県東海岸之略図（明治天皇御手許書類：各地災害状況⑥一三六―一六／明治二十九年より）	日本赤十字社か	明治二十九年	一枚	八〇・〇×五五・〇	宮内公文書館	前期
39	青森県陸奥国三戸・上北両郡海嘯被害地略図（同右）	日本赤十字社か	明治二十九年	一枚	二七・〇×七八・〇	宮内公文書館	前期
40	宮城県陸前国本吉・桃生・牡鹿三郡海嘯被害地略図（同右）	日本赤十字社	明治二十九年	一枚	二七・〇×三九・〇	宮内公文書館	前期
41	諸国災害実況写真	国府留蔵ほか	明治二十七～二十九年	一冊	鶏卵紙	(大)一〇・二×一四・三、(小)七・〇×一〇・九	図書寮文庫	前期
42	宮城県唐桑村海嘯被害地写真（明治天皇御手許書類：写真一七一―一六／明治二十九年より）		明治二十九年	全五枚のうち	鶏卵紙	一〇・〇×一四・〇	宮内公文書館	前期
43	侍従東園基愛現地報告（明治天皇御手許書類：各地災害状況⑥一三六―一六／明治二十九年より）		明治二十九年	一冊		二七・〇×一九・四	宮内公文書館	前期
44	各地勝景　九州戦地写真帖	上野彦馬	明治十年	一冊	鶏卵紙	二一・二×二七・八	宮内公文書館	全期間
45	西南役写真帖	上野彦馬、長谷川吉次郎	明治十～十一年	全三冊のうち	鶏卵紙	二〇・八×二七・一	三の丸尚蔵館	全期間
46	トルコ国軍艦遭難者慰霊祭写真（各種写真　水害・名古屋城・其他」より）		明治二十四年	全四枚のうち	P.O.P.	二〇・八×二六・八	三の丸尚蔵館	前期
47	土国軍艦エルトグロー号難破ヶ所見取概略（「明治二十三年　外賓接待録二」より）	和歌山県	明治二十三年	一枚		二八・〇×二〇・〇	宮内公文書館	前期
48	青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難写真	陸地測量部	明治三十五年	一冊	P.O.P.	(大)二〇・一×二六・二、(小)一三・七×九・五	三の丸尚蔵館	後期
49	富岡製糸場写真（「各種写真　江戸城・東京市内・其他」より）		明治五～十年	全十九枚のうち	鶏卵紙	二〇・三×二六・一	三の丸尚蔵館	全期間
50	東園侍従　富岡製糸場報告（明治天皇御手許書類：日本赤十字社規則類・各国新聞記事抜粋他一〇三―一九／明治）より	富岡製糸場ほか	明治二十三年	全六冊のうち			宮内公文書館	全期間
51	琵琶湖疏水工事之図	田村宗立ほか	明治二十年	三巻	紙・鉛筆・水彩	〈巻一〉四七・二×一五九・〇、〈巻二〉四七・二×一一五四・〇、〈巻三〉四七・二×六六二・五	図書寮文庫	全期間
52	琵琶湖疏水地図　一万二千分の一		明治二十三年	一枚		一三〇・〇×一三・〇	宮内公文書館	全期間
53	なさけの庭	児島虎次郎	明治四十年	一面	油彩・キャンバス	一三一・五×一九五・五	三の丸尚蔵館	全期間
54	岡山孤児院本院並分院写真帖	岡山孤児院	明治四十三年	全二冊のうち一冊	P.O.P.	(大)二〇・九×二六・〇、(小)一六・二×二七・二	図書寮文庫	全期間
55	岡山孤児院関連資料（明治天皇御手許書類：学校関係⑤七五―五／明治より）	岡山孤児院	明治四十三年	全七点のうち			宮内公文書館	全期間
56	広島陸軍予備病院の連合軍負傷兵写真（明治天皇御手許書類：写真一七六―二一／明治三十四年より）		明治三十四年	全三十七枚のうち	P.O.P.	写真：一六・三×一〇・七、木箱：一八・〇×一一・三×一一・三（高さ）	宮内公文書館	全期間
57	金沢予備病院第一分院娯楽室ニ於テ義眼ヲ賜ハリシ患者娯楽図（明治天皇御手許書類：巻物・地図他一八九―七／明治より）	別所矢市	明治三十八年	一枚	絹本着色	七一・六×五六・〇	宮内公文書館	前期
58	金沢予備病院第一分院ニ於ケル義手・義足ヲ賜ハリシ患者院庭散歩ノ図（同右）	別所矢市	明治三十八年	一枚	絹本着色	七四・〇×五四・〇	宮内公文書館	後期
59	金沢予備病院写真帖（明治天皇御手許書類：アルバム・地図・表一六八―一／明治より）		明治三十八年	一帖	P.O.P.	一〇・〇×一四・八	宮内公文書館	全期間
60	明治四十四年六月飛行演習関連写真（明治天皇御手許書類：写真一七〇―一／明治、写真一七七―三〇／明治四十四年）		明治四十四年	四枚	ゼラチン・シルバープリント	(大)二一・五×二七・五、(小)九・五×一三・八	宮内公文書館	全期間
61	明治四十五年「雪艇」（スキー）技術伝授関連写真（明治天皇御手許書類：写真一九一―二／明治）	小熊和助	明治四十五年	全九枚のうち	P.O.P.	二一・五×二七・三	宮内公文書館	全期間

参考写真一覧

写真番号	名称	所管
参考1	明治天皇御肖像（明治六年十月八日、内田九一撮影）	三の丸尚蔵館
参考2	全国巡幸建白書（「諸願建白録」より）	宮内公文書館
参考3-1	九州御巡幸写真　明治5年	宮内公文書館
参考3-2	北陸東海両道写真　明治11年	図書寮文庫
参考3-3	各地勝景　奥羽・北海道　明治14年	三の丸尚蔵館
参考4	白峯陵（「歴朝山陵図」より）	宮内公文書館
参考5	広島鎮台分列式の図（「各種写真」第十一より）	図書寮文庫
参考6	福島県管下安積郡桑野村開成山より開成沼眺望の図（「各地勝景　皇城釣橋其他」より）	三の丸尚蔵館
参考7	福島県管下安積郡桑野村開成館の図（「各地勝景　皇城釣橋其他」より）	三の丸尚蔵館
参考8	福島県管下安達郡二本松製糸場の図（「各地勝景　皇城釣橋其他」より）	三の丸尚蔵館
参考9	福島県管下伊達郡半田鉱山製鉱所の図（「各地勝景　皇城釣橋其他」より）	三の丸尚蔵館
参考10	宮城師範学校附属小学・宮城師範学校教場（「北陸東海両道写真」より）	図書寮文庫
参考11-1	「北陸道越後国新道開鑿之真影」より字籠岩隧道東口（「各種写真」第七より）	図書寮文庫
参考11-2	「北陸道越後国新道開鑿之真影」より字孫右衛門岩（「各種写真」第七より）	図書寮文庫
参考11-3	「北陸道越後国新道開鑿之真影」より字駒返し（「各種写真」第七より）	図書寮文庫
参考12	甲州猿橋の景（「本邦中部七州勝景」より）	図書寮文庫
参考13	甲府旧城内葡萄酒製造所の景（「各種写真」第四より）	図書寮文庫
参考14	福島県白川樂翁公遊園地大沼（南湖）の景（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	三の丸尚蔵館
参考15	群馬県多胡郡池村多胡碑（「各種写真」第三より）	図書寮文庫
参考16-1	松本開智学校陳列品の内　木唐猫（狛犬）・山本勘助ノ甲・神代ノ鉾（「各種写真」第四より）	図書寮文庫
参考16-2	松本開智学校陳列品の内　五鈴鏡・霊芝形ノ石（「各種写真」第四より）	図書寮文庫
参考17	渡島茅部郡尊菜沼の景（「各地勝景　奥羽・北海道」より）	三の丸尚蔵館
参考18	鳥羽港（「九州御巡幸写真」より）	宮内公文書館
参考19	日光勝景の十三　華厳滝（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	三の丸尚蔵館

写真番号	名称	所管
参考20-1	静岡県宇津谷峠の図（「北陸東海両道写真」より）	図書寮文庫
参考20-2	宇津谷隧道（「北陸東海両道写真」より）	図書寮文庫
参考21-1	越中国富山神通川舟橋（「各種写真」第十二より）	図書寮文庫
参考21-2	越中国新川郡泊町村の景（「各種写真」第十二より）	図書寮文庫
参考22-1	福島県阿武隈川橋上より黒塚の景（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	三の丸尚蔵館
参考22-2	福島県安達ヶ原一ッ家跡の景（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	三の丸尚蔵館
参考22-3	福島県信夫橋より信夫山の遠景（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	三の丸尚蔵館
参考22-4	宮城県塩竈市中より松島の遠景（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	三の丸尚蔵館
参考22-5	岩手県末松山波打峠の図（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	三の丸尚蔵館
参考23	寺泊駅菊屋順徳天皇行在所（御物「明治十一年北陸東海御巡幸図」より）	御物（侍従職）
参考24	佐渡ノ国相川鉱山分局製鉱所の景（「各種写真」第六より）	図書寮文庫
参考25	「磐梯山噴火写真」	図書寮文庫
参考26	追加の御救恤金下賜に対する岐阜県知事礼状（宮内省内事課「明治二十四年　恩賜録」四より）	宮内公文書館
参考27	昭憲皇太后御集	宮内公文書館
参考28	遭難者人名一覧（宮内省内事課「明治三十五年　恩賜録」二より）	宮内公文書館
参考29	鳥羽港（「九州御巡幸写真」より）	宮内公文書館
参考30-1	青森県海岸の図（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）	三の丸尚蔵館
参考30-2	松島沖嶋漁船の図（「各種写真　東北地方・グラント将軍・赤坂離宮・軍艦・其他」より）の部分	三の丸尚蔵館
参考31	昭憲皇太后から義眼・義手・義足下賜の公文書（宮内省内事課「明治三十七八年戦役恩賜録」より）	宮内公文書館
参考32	復命書（明治天皇御手許書類：各地災害状況⑥一三六―七／明治より）	宮内公文書館
参考33-1	爆発口を望む（明治天皇御手許書類：写真・図一九六―二／明治三十五年より）	宮内公文書館
参考33-2	陥没して形成された入江（明治天皇御手許書類：写真・図一九六―二／明治三十五年より）	宮内公文書館
参考34	鳥取孤児院（明治天皇御手許書類：写真一八四―五／明治より）	宮内公文書館

謝辞

本展覧会の開催に当たり、次の機関、各氏から調査等のご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

日本赤十字看護大学看護歴史研究室、気仙沼市産業部観光課、気仙沼市唐桑町観光協会、岐阜県歴史資料館、青森県立図書館、青森県史編さんグループ、小熊写真館
岡塚章子、川原由佳里、木田則子、北原糸子、中園裕、沼田清、棟方維大　（順不同、敬称略）

明治天皇　邦を知り国を治める——近代の国見と天皇のまなざし
三の丸尚蔵館展覧会図録No.67

編集　宮内庁書陵部
　　宮内庁三の丸尚蔵館
制作　株式会社　東京美術
翻訳　黒川廣子
発行　宮内庁
平成二十七年一月十日発行
© 2015, The Archives and Mausolea Department
The Museum of the Imperial Collections, Sanmomaru Shōzokan
Imperial Household Agency

・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。

・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。

・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出典を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

明治天皇　邦を知り国を治める――近代の国見と天皇のまなざし
三の丸尚蔵館展覧会図録No. 67

編集　宮内庁書陵部
　　宮内庁三の丸尚蔵館
制作　株式会社　東京美術
翻訳　黒川廣子
発行　宮内庁
平成二十七年一月十日発行
© 2015, The Archives and Mausolea Department
The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shōzōkan
Imperial Household Agency

Close at Hand of Emperor Meiji; Photograph 171-16, 1896")
1896
among 5 sheets
albumenized paper
10.0×14.0
The Imperial Household Archives

43
Report by Chamberlain Higashizono Motonaru (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Situations of Disasters at Various Areas, (6) 136-16, 1896")
1896
1 volume
27.0×19.4
The Imperial Household Archives

44
Various Famous Scenery, Photograph Album of Kyushu Battle Field
Ueno Hikoma
1877
1 volume
albumenized paper
21.2×27.8
Sannomaru Shozokan

45
Photograph Album of Seinan War
Ueno Hikoma, Hasegawa Kichijiro
1877-1878
among 3 volumes
albumenized paper
20.8×27.1
Sannomaru Shozokan

46
Photographs of Memorial Service for Victims of Shipwreck of the Ottoman Frigate (from "Various Photographs, Water Disasters, Nagoya Castle, etc.")
1891
among 4 sheets
P.O.P
20.8×26.8
Sannomaru Shozokan

47
Outline of Shipwreck Site of the Ottoman Frigate Ertugrul (from "Record of Reception of Foreign Guests, 1890, Volume 2")
Wakayama Prefecture
1890
1 sheet
28.0×20.0
The Imperial Household Archives

48
Photographs of the Disaster of Aomori Fifth Regiment Garrison Infantrymen, 2nd Battalion March in the Snow
Land Surveying Section
1902
1 volume
P.O.P
(large volume) 20.1×26.2, (small volume) 13.7×9.5
Sannomaru Shozokan

49
Photographs of Tomioka Silk Mill (from "Various Photographs, Edo Castle, Tokyo City, etc.")
1872-1877
among 19 sheets
albumenized paper
20.3×26.1
Sannomaru Shozokan

50
Report by Chamberlain Higashizono on Tomioka Silk Mill (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Japan Red Cross Society Documents, Various Newspaper Clippings, etc. 103-19, Meiji")
Tomioka Silk Mill and others
1890
among 6 volumes
The Imperial Household Archives

51
Scene of Canal Construction of Lake Biwa
Tamura Soryu and others
1887
among 3 scrolls
pencil and water color on paper
(vol.1-47.2×1590.0, vol.2-47.2×1154.0, vol.3-47.2×662.5
The Imperial House Library

52
Map of Lake Biwa Canal, 1/12000
1890
1 sheet
130.0×123.0
The Imperial Household Archives

53
Garden of Sympathy
Kojima Torajiro
1907
1 painting
oil on canvas
131.5×195.5
Sannomaru Shozokan

54
Photograph Album of Main and Branch Orphanage of Okayama
Okayama Orphanage
1910
1 among 2 volumes
P.O.P
(large volume) 20.9×26.0, (small volume) 16.2×27.2
The Imperial House Library

55
Related Material of Orphanage of Okayama (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Documents Related to Schools, (5) 75-5, Meiji")
Okayama Orphanage
1910
among 7 documents
The Imperial Household Archives

56
Photographs of Injured Soldiers of the Allied Forces at Hiroshima Army Reserve Hospital (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Photograph 176-21/Meiji")
1901
among 37 sheets
P.O.P
photograph : 16.3×10.7, wooden box : 18.0×12.3×11.3
The Imperial Household Archives

57
Painting of Patient Receiving Artificial Eye in the Recreation Room of the First Branch of Kanazawa Army Reserve Hospital (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Scrolls and Maps, etc, 189-7/Meiji")
Bessho Yaichi
1905
1 sheet
color on silk
71.6×56.0
The Imperial Household Archives

58
Painting of Patient Receiving Artificial Arms and Legs Strolling in the Hospital Garden of the First Branch of Kanazawa Army Reserve Hospital (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Scrolls and Maps, etc, 189-7/Meiji")
Bessho Yaichi
1905
1 sheet
color on silk
74.0×54.0
The Imperial Household Archives

59
Photographs related to Kanazawa Army Reserve Hospital (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Albums, Maps, Charts 168-1/Meiji")
1905
1 album
P.O.P
10.0×14.8
The Imperial Household Archives

60
Photographs Related to Flight Maneuver in June, 1911(from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Photograph 177-30/Meiji")
1911
4 sheets
gelatin silver print
(large) 21.5×27.5, (small) 9.5×13.8
The Imperial Household Archives

61
Photographs Related to Technical Instruction of Skiing in 1912 (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Photograph 191-3/Meiji")
Oguma Wasuke
1912
among 9 sheets
P.O.P
21.5×27.3
The Imperial Household Archives

1876
1 among 2 volumes
26.6×19.1
The Imperial Household Archives

23
Chigusa-no-hana, printed version
Takasaki Masakaze
1880
among 6 volumes
22.8×15.6
The Imperial Household Archives

24
Ikerushirushi (Draft of *Chigusa-no-hana*)
Takasaki Masakaze
c.1878
1 among 6 volumes
26.6×19.5
The Imperial Household Archives

25
Draft of Anthology by Emperor Meiji
Provisional Editing Section
among 114 volumes
29.9×21.7
The Imperial Household Archives

26
Record of Search for Remains of Emperor Juntoku
Tominokoji Hironao
1878
1 volume
23.8×16.3
The Imperial House Library

27
Photographs of Reclamation Site at Tsuruoka Matsugaoka in Yamagata Prefecture (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; photograph 173-10/Meiji")
Tanaka Sumida, Kato Masahiro
c.1872-1908
among 15 sheets
albumenized paper, P.O.P
21.4×27.5
The Imperial Household Archives

28
Diary of Prince Arisugawa Taruhito
1868-1895
among 101 volumes
6.9×10.5
The Imperial House Library

29
Photograph of Construction at Asaka Sosui (Canal) in Fukushima Prefecture, (from "Various Photographs", volume 2)
1881
among 27 sheets
albumenized paper
10.5×15.8
The Imperial House Library

30
Photographs of Asaka Sosui (Canal), (from "Various Famous Scenery, Military Academy, Various places in Yamagata Prefecture, etc.")
Printing Bureau, Ministry of Finance
1882
among 13 sheets
albumenized paper
25.3×38.7
Sannomaru Shozokan

Viewing the Country from the Imperial Capital

31
Photographs related to Okinawa Prefecture (from "Various Photographs", volume 11)
1887?
among 22 sheets
albumenized paper
21.4×26.2
The Imperial House Library

32
Series of Paintings of Kyushu and Okinawa
Yamamoto Hosui
1888
4 paintings
oil on canvas
Sannomaru Shozokan

-1 View of Historic Remains of the Higashigusuku Castle in Okinawa
61.5×46.1
-2 East Gate of Nakagusuku Castle in Okinawa
59.0×44.6
-3 Mausoleum of King Shunten at Sogenji Temple
43.5×57.8
-4 View of Naha Harbor
43.2×57.5

33
Photographs of Exploration at Chishima, and Actual Scenes of Various Islands, in 1891 to 1892
Endo Rikuro
1891-1892
1 volume
albumenized paper
(large volume) 21.6×27.9, (small volume) 14.8×10.1
Sannomaru Shozokan

34
Photograph Album of Shumshu Island
c.1898
1 album
P.O.P
10.5×14.5
Sannomaru Shozokan

35
Eruption of Bandai Mountain
Yamamoto Hosui
1888
1 painting
oil on canvas
81.0×99.2
Sannomaru Shozokan

36
Photograph Album of Earthquake at Nobi
1891
1 volume
albumenized paper
21.4×27.4
The Imperial House Library

37
Scene of Earthquake and Fire at Gifu City (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Situations of Disasters at Various Areas, (3) 58-7, 1891")
Gifu Prefecture
1891
1 sheet
28.0×20.0
The Imperial Household Archives

38
Damage due to the Great Earthquake and Tsunami occuring around 9:00 p.m. on June 15th, 1896 at the East Coast of Iwate Prefecture (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Situations of Disasters at Various Areas, (6) 136-16, 1896")
Japanese Red Cross Society?
1896
1 sheet
80.0×55.0
The Imperial Household Archives

39
Sketch of Damage due to the Earthquake and Tsunami at San'nohe and Kamikita Districts in Mutsu Province of Aomori Prefecture (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Situations of Disasters at Various Areas, (6) 136-16, 1896")
Japanese Red Cross Society?
1896
1 sheet
27.0×78.0
The Imperial Household Archives

40
Sketch of Damage due to the Earthquake and Tsunami at Motoyoshi, Mono-o, and Oshika Districts in Rikuzen Province of Miyagi Prefecture (from "Documents Close at Hand of Emperor Meiji; Situations of Disasters at Various Areas, (6) 136-16, 1896")
Japanese Red Cross Society
1896
1 sheet
27.0×39.0
The Imperial Household Archives

41
Photographs of Actual Situations of Disasters at Various Areas
Kokubu Tomezo and others
1894-1896
1 volume
albumenized paper
(large volume) 10.2×14.3, (small volume) 7.0×10.9
The Imperial House Library

42
Photographs of Damage due to the Earthquake and Tsunami at Karakuwa Village in Miyagi Prefecture (from "Documents

List of Exhibits

Emperor Meiji Touring Various Areas

1
Photographs of Imperial Tour to Kyushu
Uchida Kuichi
1872 (reproduced in 1921)
2 volumes
gelatin silver print
14.6×20.2
The Imperial Household Archives

2
Photographs of the Imperial Tour in 1876
(from "Various Photographs - Tohoku Region, General Ulysses S. Grant, Akasaka Detatched Palace, Warship Base, etc.")
Hasegawa Kichijiro
1876
among 56 sheets
albumenized paper
21.0×25.6
Sannomaru Shozokan

3
Photographs related to Imperial Tour in 1876
(from "Various Famous Scenery - Suspension Bridge at the Palace, etc.")
1876
among 61 sheets
albumenized paper
21.2×26.8
Sannomaru Shozokan

4
Photographs of Hokurikudo and Tokaido
Yamagiwa Chotaro, Koga Akira
1878
1 volume
albumenized paper
20.2×27.2
The Imperial House Library

5
Scene of Imperial Tour to Hokuriku and Tokai in 1878
Goseda Yoshimatsu
1878
12 among 41 paintings
oil on board
31.6×45.0 each
Imperial Properties (Board of Chamberlains)

- -1 Emperor Viewing Ishiyama Kangetsudo in Goshu (Omi)
- -2 Shinmachi Station Filature on September 5th, 1878
- -3 Zenkoji Temple *Sanmon* Gate
- -4 Scene of Chosei-bashi Bridge at Nagaoka Station
- -5 Viewing Small Shrine of Enahime near the left of mountain range in Sado Region, right hand of Mt. Hatamochi passing Mt. Yoneyama
- -6 Oil Well at Niitsu
- -7 Entrance of Kajiyashiki in Echigo Province
- -8 Peak of Kurikara Ridge
- -9 Cormorant Fishing at Nagaragawa River in Gifu
- -10 Nagoya Castle
- -11 Temporary Bridge taken from Riverside at Tenryu
- -12 Oigawa River and Kanaya Station seen from Imperial Rest Area at Kanayadai

6
Famous Scenery of the Seven Provinces in the Chubu Region, Japan
Printing Bureau, Ministry of Finance
1880
3 volumes
albumenized paper
19.0×24.1
The Imperial House Library

7
Photograph of Medical Hospital in Kyoto
(from "Various Photographs", volume 4)
1880
3 sheets
albumenized paper
16.8×21.4
The Imperial House Library

8
Famous Scenery of Various Areas, Ou and Hokkaido
Printing Bureau, Ministry of Finance
1881
2 volumes
albumenized paper
19.6×23.7
Sannomaru Shozokan

9
Diary of Kido Takayoshi
1868-1877
1 among 25 volumes
18.3×12.9
The Imperial House Library

10
Records of Imperial Visits, volume 5 in 1876
General Affairs Section, Imperial Household Ministry
1876
1 volume
26.8×18.6
The Imperial Household Archives

11
Information Book on Route of the Imperial Tour (*Omichisuji*)
Niigata Prefecture
c.1878
1 volume
27.7×19.2
The Imperial Household Archives

12
Diary of Accompanying the Emperor
1880
1 volume
24.0×17.0
The Imperial Household Archives

13
Diary of Tokudaiji Sanetsune
1851-1919
1 among 40 volumes
11.2×7.3
The Imperial House Library

14
Tofu-no-sugagomo, draft
Kondo Yoshiki
1876
1 among 2 volumes
27.5×19.3
The Imperial Household Archives

15
Tofu-no-sugagomo, printed version
Kondo Yoshiki
1876
1 among 4 volumes
22.3×15.2
The Imperial Household Archives

16
Kunukachi-no-ki, draft
Kondo Yoshiki
1878
1 among 3 volumes
27.4×19.8
The Imperial House Library

17
Kunugaji-no-ki, printed version
Kondo Yoshiki
1880
1 among 2 volumes
23.0×15.9
The Imperial Household Archives

18
Mitomo-no-kazu, printed version
Ikehara Kawaka
1882
1 among 5 volumes
23.0×15.3
The Imperial Household Archives

19
Kohitsu Nichijo, draft
Kodama Gennojo
1881
1 among 3 volumes
24.0×17.0
The Imperial Household Archives

20
Kohitsu Nichijo, printed version
Kodama Gennojo
1885
1 among 4 volumes
23.8×14.4
The Imperial Household Archives

21
Photographs related to Gunma Prefecture
(from "Various Photographs", volume 3)
1878
among 74 sheets
albumenized paper
18.6×21.4
The Imperial House Library

22
Umoregi-no-hana, printed version
Takasaki Masakaze

The Archives of State Information for Emperor Meiji

—The Emperor's View for Governing the Country in the Modern Era

January 10 (Sat.) — March 8 (Sun.), 2015

Foreword

When Japan began to proceed as a modern nation during the latter 19th century, Emperor Meiji traveled to various places around the country, to view the natural and cultural climates of each area directly, actually visiting each place, among his early activities. Photography which had become widely used since the beginning of the Meiji era was utilized to a great extant, to record these visits. Furthermore, photographs were used to report on scenery and activities of various areas where the emperor did not visit.

For example, situations of each area visited were recorded in photographs within the Six Grand Imperial Tours that were carried out from 1872 to 1885, touring 6 times beginning with Kyushu and western areas. Noted places of historic interest famous for their poetical associations, buildings symbolic of modernization, industries and education, the unique history of each area, and also the situation of the country making a new start, were photographed. Along with these tours, the various poems that the emperor created at each place, and the poems created by the people greeting the emperor, were recorded in the journal of the literary officials who accompanied these Imperial tours. Even after these Six Grand Imperial Tours, chamberlains and the emperor's aide-de-camp were sent to various areas within the country, and an enormous amount of photographs and reports were sent to the emperor. This way, the "Emperor's view" was continuously turned upon far distant places, record-making disasters, events, newly born industries, and welfare work, mostly through the visual media of photographs.

This exhibition focuses on what Emperor Meiji turned his eyes toward, in order to face the country and its people, and what he directed his attention on, through the old photographs and related materials in the Shoryobu (The Archives and Mausolea Department) and the Sannomaru Shozokan (The Museum of the Imperial Collections), and looks back upon Japan during the Meiji era.

January, 2015

The Archives and Mausolea Department
The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shōzōkan
Imperial Household Agency